

經 營	79
經 營	24

— レ ム ノ ル —

木 材 市 場 政 策 論

昭 和 3 5 年 3 月

農 林 省 林 業 試 驗 場 經 營 部

訳者序

この小冊子は

H Lemmel 着

Forstliche Holzmarktpolitik 1956

を研究資料として翻訳、プリントしたものである。

本書では「A 林政的関係」で、林政と木材市場政策の関係について簡単に記し、「B ドイツ木材市場の経済的関係」では、第I～IV章で統計的資料を利用しながら戦前、戦中、戦後をうけてドイツ木材市場 需要、供給の構造を詳論しており、第V章で戦前（自由競争経済）、戦中（計画経済）、戦後（社会的市場経済）のドイツの経済体制について論じている。「C、林業的木材市場政策の原則」では現在の経済体制における市場政策論の展開が行われている、その第I章は基本的命題の説明であり、ここでは、国民経済的生産性経済政策的手段の有機性、経済性原則 *Marktkonformität* があげられている。第II章では目下の現実に対面した具体的命題としての供給増加、需要増加、市場の景気変動、市場の構造的変動について詳論している。

著者は社会政策の一部として至済政策を論じ、国有林の特売問題、国有林の二面的性格（市場における供給独占的性格と国家林政の担当者としての性格） 価格問題、木材貿易論などに論及している。

本書はドイツ木材市場政策の根本問題をわかりやすく示すとともに、実際の問題も深く論じており、学問的にも実務的にもわが国の林業至済研究者にとって良き参考資料になると思う。

昭和35年2月

中村三省

目 次

	頁
A 林政的關係	1
1 木材市場に關する國家の一般的課題	1
2 林政的關係	1
B ドイツ木材市場の經濟的關係	2
(木材市場論)	
I 関連産業群	4
(<i>betheiligten Wirtschaftgruppen</i>)	
1 供給面	4
2 需要面	7
3 需要と供給の媒介者としての木材 商業	16
II 商 品	20
1 樹 種	20
2 材 種	22
3 材 積	25
4 価格と価値	35
III 木材利用	49
1 建築用材 (<i>Bauholz</i>)	50
2 加工用材	54
3 業務用材	55
4 パルプ用材	56
5 杭 木	57
6 枕木材	59
7 處 材	60
IV ドイツ木材市場の地方的特殊性	63
1 林業の供給の地方的特殊性	63
2 林産業の需要の地方的特殊性	72

A 林政的關係

3 木材の不足している地方と剩っている地方の間の調整と
輸入による需要充足の補正 84 ^頁

V 経済制度 93
(*Wirtschaftsordnung*)

1 1932年以前 (訳者註: ナチス以前) 93

2 1933~1945年 (訳者註: ナチス時代)
1933年前后に行われた経済システムの批判に関する特論 94

3 ドイツ連邦における1945年以降の展開 (訳者註: 終戦以降) 112

C 林業的木材市場政策の原則 119

I 形式的原則 (*Formale Grundsätze*) 119

1 国民経済的生産性の原則 119

2 経済政策的処理の有様性 120

3 経済性の原則 122

4 *Marktkonformität* の原則 123

II 実質的原則 (*Materialle Grundsätze*) 129

1 供給増加 129

2 需要増加 133

3 市場の良い機能のための準備 (訳者註: 市場の景気変動) 141

4 市場経済的経過の混乱に対処する経済政策的処理
(訳者註: =市場の構造的変動) 153

文献目録 (省略)

- 1 木材市場に対する国家の一般的課題
木材市場に対する国家の一般的課題は国民経済的に最善の需要充足を配慮することにある。
個々の場合についてはそれはつぎのような事を意味する。
- a) その国のすべての経済力の完全な発展に対する一般的前提の絶えざる改良
- b) 市場の統一化 (*Vereinheitlichung*) と拡張 (訳者註: 木材規格規定をきめ、規格を統一化し、市場の有効範囲を広げること)
- c) 法律と制度による市場の混乱防止ならびに経済力濫用の防止
- d) 経済的発展の監督、特に統計による経済的発展の監督; 経済の継続的な情報報告、必要な場合には経済的危機の防止のための時宜を得た指導措置
Lenkungsmaßnahmen
- 2 林政的關係
林政的關係は林産業ならびにさらには国民経済の発展との有機的関係における林業の關係の確保に向けられる。それは個々についてはつぎのような事を意味する。
- a) ドイツの森林の保続的収穫可能性の向上と完全なる利用に対する配慮、すなわち物的ならびに価値的にできるだけ豊富な市場の供給に対する配慮
- b) 需要の維持、向上に対する配慮; 木材の加工および製造、技術の促進
- c) 統一的手段 (訳者註: =木材の規格統一) 販売条件、輸送条件による市場の統一化 (*Vereinheitlichung*) と拡張
- d) 健全な価格発展に対する配慮、すなわち林業と林産業における有機的な価格調整に対する配慮。木材代替材料の価格発展の監督
- e) 林業および林産業に対する市場報告ならびに価格報告の規則的な報告
- f) 木材研究、規格化、宣伝

B ドイツ木材市場の経済的関係

(木材市場論)

序 説

林業の立場に立った木材市場の学問的取扱いは V. Dieterich によつてはじめて、「彼によつて創刊された林業週刊誌 *Silva*」の中で 1933~1937 にわたつて、林業的木材市場論の統計的な基礎と方法に関する論文 (*Statistische Grundlagen und Methoden einer forstwirtschaftlichen Holzmarktkunde*) において企てられた。それは3つの項目に組織づけられており、その中で彼は供給、需要木材取引を大規模な統計的資料を用いて記述し、そして分析した。その少し前に発行された Seedorf Hesse の *Landwirtschaftliche Marktlehre* と A. Weber の *Agarpolitik* に関する彼の指示は本書でも再び繰り返りかゝ指摘した。かれこれするうちに理論国民経済学 (*Theoretischen Nationalökonomie*)^(原文脚註1) 国民経済政策^(原文脚註2) 経営経済学^(原文脚註3) の着者達によつて比の知識分野が形造られ、深められ、色々な認識が豊富にされた。

以下の敘述は国内的ならびに国際的に今日にもなお影響を与えている 1937 年のドイツ帝国の領域^(訳者脚註) について論じている。

(原文脚註)

- ① A. AMON: *Grundzüge der theoretischen Nationalökonomie* 1948
- WEUCKEN: *Die Grundlagen der Nationalökonomie* 1950
- HVSTECKELBERG: *Grundlagen der theoretischen Volkswirtschaftslehre* 1948
- ② BRESCIANI-TURRONI: *Einführung in die Wirtschaftspolitik* 1948
- WEUCKEN: *Grundsätze der Wirtschaftspolitik* 1952
- FEULENBURG: *Allgemeine Volkswirtschaftspolitik* 1958
- WA. JÖHR: *Theoretische Grundlagen der Wirtschaftspolitik* 1943
- AMÜLLER-ARMACK: *Wirtschaftslehre und Marktwirtschaft* 1948
- TRÜTZ: *Theorie der allgemeinen Wirtschaftspolitik und*

国際法的に有効な現状の変更は最終的な平和条約によつて惹起されよう。

この分野の林業ならびに林産業の關係は森林調査、経営調査ならびに「鉄道の貨物変動、内陸水路、海運、外国貿易に関する年々の統計」が説明を与える。

林業の収穫關係に関する敘述は 1927 年の調査に基礎を置いている；なんとすれば 1937 年の調査は一方では面積 10 Ha 以下の森林の収穫が非常に不正確に把握されており、他方、大森林については長久に行われた過伐の過程を調査しており、したがつてそれは平均的な状態の記述と判断に使用できなかつたから。

しかし 1927 年の統計的データの考察に際しても常に「森林の林木蓄積と収穫能力がその後 20 年間にわたつて行われた過伐によつて著しく減少されている」ということが懸念されねばならない。

林産業の経営關係は 1937 年の経営調査の記述に基いた。

ドイツ連邦^(訳者註: = 1945 年以後の西ドイツ) に関しては 1950 年の工場調査の結果ならびにそのほか、毎年公表されている資料が整理づけられた。

今日のドイツの森林關係の実際については充分完全に報告できなかつた。

Wirtschaftslehre 1948

HJSERAPHIM: *Theorie der allgemeinen Volkswirtschaftspolitik* 1955

- ③ C. SANDIG: *Betriebswirtschaftspolitik* 1953
- E. SCHÄFER: *Grundlagen der Marktforschung* 1953

(訳者脚註)

本書では 1945 年以前のドイツを「ドイツ帝国 (*Deutsches Reich*)」、1945 年後から現在にいたるまでの東面西独分割後の西ドイツを「ドイツ連邦」(*Bundesrepublik Deutschland*) と呼んでいる。

ンヴェット占領地区とオーテール、ナイセ 以東のドイツ領に關しては何もよく判らない。アメリカ占領地区とイギリス占領地区(いわゆる *Bigone*)では1943年に1つの森林調査が行われたがその精度は従来の森林の調査のそれとの比較に耐えない。しかしそれは林政的数量に關して少くとも1つの確実な支點を提供している。これらの調査の結果は後に、フランス占領地域に現存する統計的資料によって補完されており、今やドイツ連邦に對し1つの或る程度使用に耐える森林統計が使用されている。ドイツの單事的、政治的、ならびに經濟的な分割のために我々は林業政策ならびにその他の全ての政策をドイツ連邦の關係と領域だけについて考えることをこゝに當分強要されている。しかし我々は「これは1つの政治的な過渡的段階であること」を忘れてはならない。

まさにこの理由から——すなわちたゞ單にドイツ連邦の完全に使用可能な資料が不足しているからと云うだけではなく——本書では全ドイツの森林關係が繰返し關連づけられている。特に「そこに示された大きな自然的ならびに經濟的な差異」は非常に教訓的である。

I 關連產業群

A 供給面

こゝでは國家、市町村、組合、財團、個人 (*privat*) の經營を籠括した国内の森林所有が主要な役割を演ずる。それは1927年のドイツ帝國領域(註)において12,654 Mill (12,654,000^{ha}) の林地總面積を占め、そして用材需要の約3/5 (約2,500万 fm) 燃料需要の全部 (約2,500万 fm. の成材と粗朶材) を満たしていた。

それと同時に個々の所有種の「市場の供給に對する意義」は非常に色々であり、それはたゞ單にかれらが「所有する森林面積」の差異によって異っているばかりではなく、さらに「材積および価値にしたがった收穫の差異」によっても異っている。1927年の調査に

(註)本書では1945年以前のドイツを「ドイツ帝國」(*Deutsches Reich*) と呼び、1945年以後の西ドイツを「ドイツ連邦」(*Bundesrepublik Deutschland*) と呼ぶ。

よればそれらはつぎのように木材收穫に關与していた。

(1927年ドイツ帝國)	配分 (%)				計
	林地面積	用材	燃料	粗朶材	
國有林	33	47	41	33	43
市町村有林	15	14	19	24	17
組合及び財團有林	4	3	4	6	4
拘束私有林	13	17	13	13	15
自由私有林	35	19	23	24	21
計	100	100	100	100	100

國有林の總收穫と用材收穫(これは市場政策的に特に重要である)への配当はそれの面積配当を著しく上まわっていた。國有林は森林面積の3/5を占め、国内用材收穫の約3/5を生産していた。これは材積 (*Menge*) に基いている。24~25頁には「國有林の生産は平均以上の品質 (*Qualität*) からなることが示されており、したがってそれは価値的には国内産用材供給量の3/5以上を占めていた。

自由私有林では逆の確認が行われ得る。自由私有林では殆ど同じ面積から國有林の用材材積の半分以下を生産し、國有林の用材價格の約1/2をがらうじて生産している。自由私有林の大部分は農家林 (*Bauernwald*) であり、その收穫は主として農家經營 (*Bäuerliche Betrieb*) に使用されておりたゞその一部だけが市場出荷されているにすぎない。しかしこの状態は非常に改善することができる。したがって林業政策は全体において、農家林業の改善に特別な關心を掛けている。

拘束私有林の給付は目立っている。拘束私有林では自由私有林よりも非常に少ない面積で用材生産において自由私有林と等しい價格比率を達成している。彼等は大經營として彼等の生産物を殆ど完全に市場にだしている。拘束私有林はこの意で自由私有林を著しく凌駕している。

1900~1927年の森林調査はドイツの森林の歴史的な收穫給付の

恒常的發展を示しており、そして今日もなお、その間に著しく減少した生産能力の査定に対して信頼のおける根拠を提供している。しかし1936~1945年の林木収穫は保続的な収穫能力を約50%超過している。

1948年の森林調査によればドイツ連邦の総森林面積は6,732,000万haである。^(原文脚註4) 主要な所有種は次のような百分率で面積ならびに総伐採実行材積に關与している。^(脚註5)

(ドイツ連邦)

	林地面積	% 材積				
		1951	1952	1953	1954	1955
国有林(Staatswald)	33	35	34	36	36	32
団体所有林(Körperschaftswald)	29	28	28	30	29	30
私有林(Privatwald)	38	37	38	34	35	38
計	100	100	100	100	100	100

この表によれば3所有種の木材伐採(年実行)量の配分はおおむねその林地面積への配分に一致している。一方森林調査の結果は1900年以來常に、国有林と私有林の間に見られる大きい差異を示している。

(原文脚註4)

この数字はある程度の誤差を含んでいるがそれは1948年の調査の不充分さに原因している。たとえばNordrhein-Westfalenでは非常に少ない材積收穫Denkhalbertragの面積がBollwinkel(不毛地)に計算され、そしてNordbadenでは私有林の中2ha以上の森林所有のみが把握されている。そのほかHamburgやBremenに対する記述も誤っている。したがって「年々の土地利用調査がより大きい林地面積すなわち6,956 Mill ha (6,956,000万)(1955)を示していること」が生ずる。しかし土地利用調査の主目的は農業的利用面積の確認にあるのでこの数字も示全く確実ではない。したがって以下の考察ではあく1948年の森林調査をもとにした。

(原文脚註5)

SELFの記録による。

こゝに示されている所有種別林地面積配当は1948年の森林調査の結果とは異っている。そのおもな理由はこの数字が所有規模2ha以下の面積を含んでいないからである。

したがって私有林は1951~1955年には国有林よりも非常に強く自伐されたと考えられる。そのおもな理由としては農家林所有者の農業の近代化に対する貨幣需要と「価格統制の徹底によって飛躍的に増加した木材価格が与えた異常な森林収穫に対する刺激」があげられる。

国内の森林所有と同時に外国ないし輸入商社はドイツの市場に多量の用材を供給している。1925~29年には素材輸入(幹材、坑木、パルプ用材)は素材需要の27%をしめた。^(原文脚註6)

1930年ならびに第二次世界大戦中は木材の輸入は著しく低下し、そして1945年の終戦後、当分の間は全く止まった。木材輸入は最近(1950年以來)再び行われだし、1954年にはドイツ連邦の素材需要の15%、1955年には風倒木伐採の影響で著しくふえた木材年伐採(実行)量にもかゝわず再び20%の額になった。

国内の素材市場に対してはただ単に素材輸入のみならず木材半製品、木材完製品の輸入も——たゞそれ間接的であるにしても——重要である。総輸入と年伐採(実行)量とを合わせると総用材需要量になる；輸入は1925年~29年には総用材需要の38%、1954年には35%、1955年には39%を占めている。

2 需要面

こゝではさしあたり直接的な原木消費が問題になる。これはまず第一に都市や地方に在る燃材消費者である。ドイツ帝国(Deutsches Reich)におけるその消費は1927年は——森林外で伐採された燃材も含めて——「成材20 Mill fm (200万m)根株及び粗素材

(原文脚註6)

需要はこゝならびに本書の發章では{(年伐採(実行量)+輸入)}によって計算されている。

その正確な調査はさらに在庫品の変化を考慮し、そして「把握されなかった年伐実行量に意定的に考慮せねばならぬ」とは云うもののしかしそれによって「示された予想」はわずかの1~2%変化するだけだろう。

3 Mill fm (300万fm)であり1952年には(ドイツ連邦)成材3 Mill fm (300万fm)根株及び粗采材3.5 Mill fm (350万fm)である。その以後の年では根株及び粗采材の産出は減少し、成材成採は等量維持された。

つぎに鉱山が与げられねばならぬ。それは1965年頃より今世紀の初期にかけて大きな飛躍を上げ、その急速に増大した坑木需要によって林業、特にマツ林の林分撫育に大きな意味を与えた。

1913年の生産量に比べれば1860年のそれは

石炭採掘	は	7%	であり
褐炭採掘	は	5%	
鉄鉱採掘	は	5%	
銅採掘	は	10%	であつた。

1900年から1913年迄の間に石炭の生産指数は58から100に上昇し、褐炭のそれは46から100に向上した。

1919年の領土喪失によって石炭生産は約25% (19000万tから14100万t) また鉄鉱生産は約25% (2900万tから700万t) 減少した。銅鉱山と褐炭鉱山は少ししか減少しなかつた。

ドイツ帝国(1937年の領土状態)では石炭の採掘は1943年に極大に達し、その時は

石炭採掘量(Steinkohlen) が193000万t (その中71%が西ドイツ)
 褐炭採掘量 25200万t (その中32%が西ドイツ)

に達した。

今日のドイツ連邦の領土内における石炭の採掘は次のように推移した。

年	1936.	1938.	1943.	1950.	1951.	1952.	1953.	1954.	1955.
石炭(100万t)	117	137	137	111	119	123	124	123	131
褐炭(100万t)	57	63	80	76	83	83	85	88	90

鉄道の坑木(すなわち Grubenschritthalz)の総消費量はドイツ帝国では1900年に約7000万fm、1927年に約6,200万fm、ドイツ連邦では1952~55年の年平均が約3,300万fmの額で

あつた。

成材消費と鉱山のほかに建築業、鉄道、郵便業、電気事業、森業は多量の素材を消費するが、しかし確実に信頼性ある数を挙げられない。

全体として1927年のドイツ帝国における素材の直接消費者は国内の成材生産量の半分以上を要求している。ドイツ聯邦ではこの配分は高い用材利用、特にパルプ用材供給によつて著しく減少しているが今もなお国内生産量の約40%を占めている。

木材加工工業はオアのグループを形造る。それには鋸製材工場、鉋削り工場、ベニヤ工場、織縫板工場が所属する。さらにはコシキ(釘)、木の車輪、輪の輻(ヤ)、植材、寄木張の床、荷箱部分品、箱-組になつたもの、葉巻きを入れる箱の板、葉巻入箱一式、木材の網袋用割木、枕木、電柱、垣の柱、小丸太を製造する経営が所属し、さらには防蝕剤注入工場も附属する。

製材工場(これ以上の加工を伴つた製材工場とベニヤ工場の数ならぬに物的人的な設備を含む)は次のように推移している。

	(製材工場とベニヤ工場)	(経営数)	(従業員数)	(動力機) 馬力
1925年のドイツ帝国	10.4	141.4	9	376000
1933	9.2	87.2		414000
1939	10.2	167.7		654000

1933年の数字は経済危機の影響を明確に示している。1925~1939年の全体的発展は経営数では約2%と云う僅かな増加を示し、従業員数では約18%の増加を示し、動力機給付では約74%の増加を示している。経営の非常に強化された機械化がその発展を性格づけている。下記の表はドイツ聯邦に対する木材加工場の素材消費を示している。(単位は割及材1,000 fm)。(脚注7)

(脚注7) Mitgeteilt vom BFLF im HZbl. 77 Jg 1951, Nr 154/56
 5194; 79 Jg 1953, Nr 149, S. 1588; 81 Jg 1955, Nr. 1-2, S. 3; 82 Jg 1956, Nr 23, S. 297.

(ドイツ联邦)	1951	1952	1953	1954	1955
製材工場(脚注8)	12104	12610	10966	11094	11671
合板工場	837	786	735	876	926
単板工場	265	283	302	381	450
ファイバーボード工場	363	418	348	442	550
パーティクルボード工場	31	113	120	152	259
計	13600	14205	12471	12945	13856

製材工場で加工される幹材(Stammholz)は85:15の比で針葉樹と広葉樹に分配されている。

合板生産へのブナ(Buche)の配当は1951年から1953年迄の間に63%から53%に減少した。

外国材の合板生産への配当は12%から27%に増加した。

単板生産においてもまたその期間(1951~1953年)に外国材の配当は42%から69%に増加している。

国内生産と輸入(Ugl. 5.22)(脚注9)によるドイツ联邦の総針葉樹数の中、約2/3がしかも非常に価値の高い木材として木材加工工業に受け入れられている。その卓越した経済的意義は1951年に対するその素材消費および生産に関するつぎの価値的記述によつて具体的に示されている。

(原文脚注8)

製材工場の素材消費量の中4~5%が枕木と電柱用材の生産に向けられる。

(原文脚注9)

Fmで示された材積については「それが剥皮材材積か皮付材材積かと言うこと」に常に注意せねばならぬ。

(1951年のドイツ联邦)	素材消費		生産	
	全体 100万DM	1人当り DM	全体 100万DM	1人当り DM
製材工場(Sägeindustrie)	799	66	1487	164
合板工場(Spannholzwerke)	109	130	324	700
単板工場(Furnierwerke)	106	400	327	2000
ハイパーボード工場(Faserplattenwerke)	13	37	75	450
パーティクルボード工場(Spannplattenwerke)	1	30	10	500
計	1028	76	2223	225

木材加工工業の経済的重点は製材工場に存する。次表はドイツ帝国の素材市場における製材工場の大きな役割を示している(単位皮付材の素材100万fm)。

(1927年のドイツ帝国)	(Dorfholz) (成材)	(その中の針葉樹)	(その中の幹材(Stammholz)) (全体で)	(製材工場に供給)
(年伐採実行量)	42.2	25.0	24.2	18.4
(素材輸入量)	11.0	10.6	5.6	4.3
(計)	53.2	35.6	29.8	22.7

これによれば国内で生産された幹材の約3/4(すなわち総成材伐採量の43%)が製材工業に使われている。その上製材工業は若しい量(即ち国内購入の23%に当る量)の幹材の外国からの輸入を必要としている。

ドイツ联邦に対して上表に対応する表を依れば次のようになる。(単位:皮付材の素材100万fm)

(1953年のドイツ联邦)	(成材)	(その中の針葉樹)	(その中の幹材) (全体)	(製材工場)
(年伐採実行量)	24.9	18.9	14.2	10.8
(輸入)(素材)	2.4	2.3	0.8	0.6
(計)	27.3	21.2	15.0	11.4

ここにおいてもまた製材工場は国内の森林から伐出された幹材の約3/4を受け入れているがしかしそれの非常に大きい需要は輸入によつて充足できない。なんとなれば木材の過剰な国は自己の利益のために、できるだけ「加工された木材」を輸出するから。

この発展によつて西ドイツの製材工業は既に困難な原木争情に
おかれている。

りかりながら「ドイツの森林で1935年以來長い間行われた
選伐とその非常に低く設定された木材価格が製材工業を異常に拡張
することを原因づけ(原文脚註10)そして1950年のドイツ
联邦において1933年の全ドイツ帝国におけるよりも多くの
の工場がある(すなわち7243に対して10258の製材工場
がある。)」という幸態が存在する。1939年の工場調査統計では
製材工場は特に示されておらず、木材加工工場の総数(10220)
の中に示されている。1950年のドイツ联邦における木材加工
工場の数10667はこの数字(記者註:10220)をこはるかにうわ
まっている。この拡張は「必然的に資本損失に通ずる大きな投資
過渡」であつた。すでに9000以下の工場が減少した。

莫のすなわち国民経済的に足認されるべき西ドイツ製材工業の
素材需要は——その大きくなり過ぎた技術的な収容力を無視すれ
ば——「輸入された挽材材積を素材 fm に換算し、製材用素材の
従来の消費量(11.40万 fm)に加算する。」という方法で見積ら
れる。1953年においては190万 m³の挽材(素材に換算して
330万 fm)が輸入された；したがって上に計算された消費と
合計して1470 fm M. R. の幹材需要となる。

木材市場における需要面からのオ3群としては木工工業が挙げ
られる。それは木材加工工業(記者註:製材工業)と共に統計上
木材及び挽材を原料とする産業という産業群を形成する。これら
は1939年には全体で次のような構造を示している。

(原文脚註10) vgl. den Aufsatz überkapazität der Sägeindustrie
strie HZbl 79 Jg. 1953. Nr. 74 S 824

木材及び挽材を 原料とする産業)	(従業員数)		(動力馬力)			
	1939年 (1937年の領土(単位1000))	(総) (単位千人)	(1経営当り) (人)	(総) (単位千馬力)	(1経営当り) (馬力)	
1. 製材工場	9.0	109.1	12.1	490.4	54.5	
2. 4人以上加工 を含む製材工場	1.2	58.6	48.8	163.6	136.3	
3. 建築及び家具製造	96.5	428.8	4.4	828.1	8.6	
4. 木材商品製造 (Holzwaren)	10.2	51.6	5.1	84.9	8.3	
5. 包装箱製造	11.1	37.1	3.3	82.5	7.4	
6. 車輛	34.3	57.9	1.7	168.2	4.9	
7. スポーツ用具製造	0.9	8.2	9.1	9.0	10.0	
8. 杖及び傘製造	0.3	1.6	5.3	1.1	3.7	
9. プラシ製造	0.6	29.3	4.4	18.2	2.8	
10. 木材及び挽材 の精製(Landlung V. Holz-H. Schmittwaren)	1.6	4.7	2.9	0.8	0.5	
11. コルク及び木粉 の製造	0.3	5.0	16.7	11.3	37.7	
12. その他	16.6	54.0	3.3	18.8	1.1	
ドイツ帝国合計1939年	188.6	845.9	4.5	1,876.9	10.0	
	1933	244.8	607.5	2.8	1,365.6	6.4
	1925	219.3	958.1	4.4	1,046.0	4.8
ドイツ联邦	1950	110.6	629.0	5.7	—	—

Ziffer 3~12に詳述された木工工業の産業群の中で木材建
築及び家具を製造する工場(昔の統計ではBau- und
Möbeltischlereiと呼んでいた)は工場数でも従業員でも動力機
械付でも半分以上(記者註:③~⑫の合計に対して③だけで50
%以上)を占めている。

オ2位には車輛製造がオ3位とオ4位——その間にはあまり大
差がない——包装箱製造と木材商品(Holzwaren)製造が並んでい
る。

そのほかの全企業は合計しても木材製造工業のわずか15%に

(脚註11) 動力機械給付に関する記述は1950年に対して成行われていない(Stat. Jahrb. 1955
S. 165を参照のこと)
(記者註) - 「材質改良」など

しかならない。

この等級づけにおいて、ある程度迄木材市場に対するこの産業群の意味が認められる筈である。しかしその際に包装工業の需要は木材商品製造のそれよりもはるかに多い。

木材および挽材を原料とする産業全体の発展は 1925, 1933, 1939 年の経営調査の比較がそれを示しているように 木材市場政策的に興味がある。既に製材工場の発展に示されたのと同様に、木材および木材を原料とする産業全体はたがって木工工業 (Holzverarbeitenden Industrie) も 1929~32 年の大きい経済危機によつて、その発展を一時的に強く後退したが、しかしその次の 6 年の間に非常に早く回復し、そして特にその機械的な能力は著しく大きくなった。木工工業も素材価格の低い固定によつて少なからず利益を得た。

木工工業の年々の木材需要は非常に著しい；それは一部が丸太材によつて、また一部は挽材によつて充足される。ドイツ帝国では——帝国統計局の調査によれば(脚註12)——幹材と挽材の供給は 1938 年と 1939 年にその極大に到達しそしてそれは——丸太材で計算して——13,70 万 fm m. R. に達した。そのうち約 60% = 8.2 Mill. fm が今日のドイツ連邦の領域に属している。(皮材材)
(420万) この材積の丸太材と挽材への配分は不明である。しかし 1930 年における丸太材の配分は既に著しく、そして木工工場における自己の鋸機の設置によつてさらに高められた。

ドイツ連邦に対して 1953 年 12 月 B.A.U.M は木工工業の丸太供給を 4~5 百万 fm と査定した。(原文脚註13)

(原文脚註12) Stat. Handbuech 1949, S. 314~15

(原文脚註13)

HZbl. 79. Jg 1953, Nr. 68, S. 761

これと関聯してもまた販売価値は関係があり、「この販売価値は考察されている産業部門の国民経済的意義を明かにしている。10人以上の従業員を有する木工工業は 1950 年には総販売高 16 億 DM 1954 年 29 億 DM であつた。「(木材加工として挙げ

次に(訳者註: オ1群として—オノ群は坑木、オ2群は製材、オ3群は木工、オ4群はパルプ)これと関聯して製紙工業が挙げられる、これは「木材研磨工場、パルプ工場、紙および原紙製造を包括する生産の産業群」である。

木材原料工場及びパルプ工場は一部は単純な形で、一部はパルプ工場相互間の組合せや製紙および板紙工場との組合せとして現われる。次にこのドイツ帝国におけるこの産業部門の 1925~1939 年の発展を示し、そしてドイツ連邦における 1950 年の状況を示す。

(製紙工業)	(従業員数)			(動力機給付)	
	(至管数)	(総)	(1至管当り)	(総)	(1至管当り)
ドイツ帝国 1925 年	1151	117	102	755	656
〃 1933	835	58	106	973	1166
〃 1939	816	114	140	1204	1475
(1937年の領土)				(脚註14)	(脚註14)
ドイツ連邦 1950	378	57	152		

(原文脚註13)つぎ

たもの以外に)手工業も亦木材加工(訳者註:製材)に非常に強く関与している。その販売高は 1949 年に 16 億 DM (その後の新しい数字は挙げられていない)になっている。

比較のために製材工場および木材加工の産業群にく広義の製材工業)に対する数字があげられよう。ここでは従業員数10人以上の至管は 1950 年に 14 億 DM の販売高を、また 1954 年には 19 億 DM の販売高を示している。それに反して手工業至管の販売高は 1949 年にわずか 470 万 DM の額であつた、しかし製材および木工に対する販売高の対比から製材ないしは木工加工される木材材積とその価値に關して直接的結論を抽出することはできない。なんとなれば「木工工場に必要とされる木材の一部はまさにあらかじめ製材工場を通過したそのであり、したがって両方の工業部門の販売数に現われるから。

(vgl. Stat. Jahrb. 1955, S. 208~209 und S. 238)

(原文脚註14)

動力機械に対する記述は 1950 年については欠けている。

(vgl. Stat. Jahrb. 1955, S. 165)

1939年の統計では製紙工業は木材研磨工場、パルプ工場、紙および原紙工場に分類されていない。

1933年の調査では「工場の総数のうち66%が洋紙および板紙工場に、28%が木材研磨工場に、6%がパルプ工場に属していること」が示されている。純然たる木材研磨工場は中小経営(1/人)で純然たるパルプ工場は明確に大経営(236人)であった。その両種類の結合経営は純経営とは逆に人的ならびに機械的設備の多様性を示している。紙および原紙工場はこの両係においてもまた製紙工業の約半分を占めている。

製紙工業(生産)の木材需要は非常に著しい；それはドイツ帝国で1280 fm (1941年)にのぼっている。それはドイツ联邦ではパルプ原木蓄積に関する統計によれば 1952

〜 55年の平均で約500万 fm m R であり、そのうち約120万 fm が輸入によって占められている。

従業員数10人以上の経営の売上価格は1954年に2.4 Mnd DM (脚註15) にのぼっている。

最後に(訳者註：オ5のグループとして)殆どあらゆるその他の工業に必要とされ、一緒に加工される木材の量は、たしかに個々については僅かであるが全体については著しい材積である。

3. 需要と供給の媒介者としての木材商業

木材消費者や製材工業ならびに木工工業の需要は或る大きな部分が直接的に森林所有によって充足される。しかし著しい部分が木材商業のを介して取扱われており、木材商業は果荷、材種区分、配分機能によって木材市場の重大な任務を果たしている。

果荷機能

個々の森林経営の生産物は材種的にまた材種的にも各々異なるが営利的経営の需要に一致していない；それは農業経営と林業経営の

(原文脚註15) Stat. Jahrb. 1955 S. 208

混合経営の内部においてすらそうではない。したがってそれは最も有利な換金を目的として需要に配分され、適した材積と材種において市場にもたらされねばならぬ。

これはそのつどの市場の徹底的な認識と生じつつある変化の当を得た判断を必要とする；しかしまた、「認められた需要を願わしい量において満たすことが出来るような経営の可能性」も必要である。効果的な業務のための2つの前提(訳者註；そのつど市場の認識とその変化に対する当を得た処置)は個々の森林経営においては(特に小森林経営では)不十分にしかみられない。

したがって超経営的な組織にこの重要な機能は委ねられている；その超経営的組織とは国有林においては特別な木材商業部局の設置であり、私有林——これは勿論個々に別れている——では組合的な木材販売機構である。しかし「この林業と林産業の経済的結合之端され得る」ということは誤った仮定である。それは全く有効かつ必要な機構であり、そしてそれはたしかに市場的な販運を一部で一般的に可能にする。しかしそのような機構が行い得る機能の経済的有効範囲は木材商業のそれよりもはるかに狭い。この性質は非常的事態(たとえば特別な木材収獲や販運停滞)の時に特にはつきりあらわれる。

商業は遠い距離を超えて需要と供給の間の結合をなしとげるのに適している。その活動領域は森林経営自身の行動領域よりもはるかに広い。地方の手工業の(需要の二訳者註)充足のためには、森林経営は何らの仲介者を必要としないが、しかし遠く離れた遠隔地の経済領域の需要充足のためにはそれ(訳者註：=森林経営)は仲介者を欠くことはできない。

木材商業の主要課題は「非常に色々な樹種と材種の必要とされる木材量を広い場所で調達し集めること」である。木材商業の広汎かつ正確な知識によって木材商業はしばしばこの機能を非常に遠隔の市場にまで「個々の経営が行い得るよりも半價的に安価に」実行できる。木材商業はその機能の実行によって個々の経営に新

らりい販賣可能性を通告し 個々の至管を国民的な需要充足に完全に役立つしめる。

材種区分機能

林業経営ならびに林産業至管にただわすかの総材積だけが属する所ではその材種区分はあまり働かれない。なんとなれば個々の材種の部分量は販賣が困難であるから、その輸送費その他の出費は過度に高い。

したがって商業取引は通常、一定の最小材積(車輻)に目標が置かれている。しかしそれは「小至管の生産、特に小さい製材工場の生産が大部分、材種区分されずに取引されること」の結果である。

しかし商業にとって材種区分は一つの有益な業務である。その目的はすべての部分をできるだけ価値の高い利用に導くことである、その際に市況に対する詳細な知識と林産業のそのつどの需要の詳細な知識が木材商業に特に役立つ。

商業は堅実であればあるほど、ますます計画的に行われる。木材商業はその時、偶発的な利潤の多い取引をもとめてあちこちの市場を放浪するのでなく、主として既知の顧客のために(彼が他方で長年に恒つて確保した林業との関係をまた保護するように)配慮する。この二面的な関係はまづ買入れによって、しかし結局は材種区分によって需要に、最高の総体利用の意味において適合することを可能にする。

商品の精選は材種区分に非常に関係がある。単なる外面的な欠点(おそらくまったく単に美観を損ねているに過ぎないだけの欠点)を除去することから整理(たとえば杭木の整理)を随つて加工(たとえば板にするための鋸削り)までは一つの流動的な移行である。商品の精選は現存している至管技術的な施設に従って、多かれ少なかれ広く行われている。

分配機能

此の機能は広い意味では「仕入れた木材を利潤を得てほかの人に売ることである」と理解されている。商業はむしろ「最適の需要充足に役立つような時間的、場所的、至管的な調整を成しとげること」という課題を有する。

時間的調整は「変動する林業及び林産業の需要を考量し、したがって景気停滞の時には過度の供給を受けとめ、貯蔵し、破壊から保護し、それによつて生産準備により良い時期を保証するため必要である。商業はそれによつて木材市場に対する継続性ならびに経済性の主要因になる。

場所的調整は市場の拡大に役立つ。そして結局は「自己の有効範囲が上述のように非常に限られている個々の至管」の拡大に役立つ。したがって商業は仕入れ領域と販賣領域を拡大し、新しくかつより有利な経済的結合を開発し、需要充足を安価にさせ、そして国民経済的生産性を促進する。個々の材種はこの点で特有の発展を示す。

至管の調整は林産業および林業の個々の経営の特別な経済的理由、競争、進歩、技術的変革などから生ずるような色々な経済状態ならびにそれに応じた需要を考量する。商業は林業と林産業の永続的な産業の結合を保護すればするほど、ますます調整機能を果たすことができる。その際に得られる「特殊な状態に際する洞察」は木材商業に「個々ならびに全体に関する最適の配分と利用」を可能にする。

しかし商業は時としてあまり有利でなく、かつ公益的でない面を示すことがある。木材が不自由な時や金が余っている時やあるいはその両方が同時に起る時には、木材商業は「特別な知識や経験を必要としない事業」である。最初の最も良い「顧客への販賣」によつて大きな利益を得るためには商品の入手だけで充分である。たとえば——オノ次、オノ次世界大戦の後のような——インフレーション時代には商業的に善良な商人や公共が損失を蒙っており

また着実なころろとがよい業務原則を守ることが困難になる。

木材商業経営の数、大きさ、種類

1939年のドイツ帝国の統計では木材商業経営は特に示されておらず、「原材料および半製品の向屋業」のなかに含まれている。それ以前に行われた2回の国勢調査は次のような発展を示している：

(経営数) (従業員数) (総) (その中電力機によるもの)

ドイツ帝国 1925 ^年	7431	31191	11553	7085
" 1933	5565	19822	18680	13021
変化 (%)	-25	-36	+62	+84

その比較は高度の機械化を示しており、その機械化によって高価な人間の労働力が代替され、そして林種区分と品質向上が強化された。

ドイツ联邦では1950年に4568の営業所数と25895の従業員数が計上された。

木材向屋業、同地取引木材業、坑木業、パルプ木材業、薪炭業といふ木材業の種類は区別されねばならぬ；さらにまたこれらの代りに業材の仲介人および挽材の仲介人もまた挙げられねばならぬ。

II 商 品

1. 樹 種

ドイツ帝国で1883年から1937年の間に針葉樹の面積配分は総面積の66%から72%に上昇し、しかもこれは中林およびワイ林の犠牲において上昇している；この期間中における広葉樹喬木の配分は変化していない。

次の数字はこの発展を具体的に示している。なお、この表にはドイツ联邦に対する記述をつけ加えられている。

(領域及び 年度)	(%) を示した針葉 樹の面積配分	(%) を示した広葉樹の面積配分			
		(総)	(喬木)	(中林)	(ワイ林)
ドイツ帝国 1883	66	34	21	6.5	6.6
" 1913	70	30	21	3.8	5.1
" 1927	71	29	21	3.5	4.4
" 1937	72	28	22	1.6	3.9
ドイツ联邦 1948	65	35	30	1.5	3.7

個々の樹種は総森林面積について次の様な配分を示している。

(領域と年度) (%)
を示した個々の樹種の面積配分

(Eiche) (Buche及びその他の広葉樹) (KieferとLärche) (Fichte及びその他の針葉樹)

ドイツ帝国 1927	7(2)	22(6)	44	27
ドイツ联邦 1948	10(2)	25(3)	25	40

これと関係して樹種の収穫的配分は面積的配分よりも一層重要である。

1927年の調査によれば総収穫のうち85%が成材にせよして15%が根株材と粗葉材に属する。その時成材は次のように配分された。

(1927年のドイツ帝国)	針葉樹立の%配分			
	(面積配分)	(総成材)	(用材成材)	(用材%)
広葉樹	29	27	14	48
針葉樹	71	73	86	52
その中、Kiefer (脚註11)	44	43	47	35
Fichte	27	30	39	17

ここから用材市場に対する針葉樹の大きな意義が明かにされている。用材生産への広葉樹の配分は未だその面積配分の半分にも及んでいない。それは特に小さい用材収穫と「広葉樹林の4%が中林および矮林から成立している」という事情に原因している。

(脚註16) () の中の数字は中林と矮林の配分割合

(脚註17) Württemberg, Baden, Schaumburg-Lippe を含まず。

その間に用材成材への広葉樹の配当はそれのパルプ用材としての利用のために著しく増加している。

ドイツ联邦に対しては保続的収穫を認めた比較数字は処理されていない。しかし「面積におけるより少ない針葉樹配分率 *Fichte* のウエイトの増大によって、収穫的に完全に償われている」ということは言える。

用材年伐量への広葉樹の配当は1952—55年には争奪げた理由と、また反面にはより大きい面積配分とより良い生長量とによって20%の額を示している(これに対比して1927年には14%の額であった)。また掘材生産への広葉樹の配当は1952—55年には17%であった。

針葉樹材は輸入においても同じようにウエイトを置かれている。ドイツ帝国時代には素材 *fcm* に換算した輸入総材積の86%が針葉樹材であったがこの比率は現在もあまり変わっていない

又 材 種

成材と非成材 (*Derbholz und Nichtderbholz*)

木材を成材と非成材に分けることは最も粗い材種区分を意味する。成材 (*Derbholz*) とは「伐採に際し根株に残る幹材を除外した皮付直径 *7cm* 以上の材積」である。成材が *7cm* 以下の梢端直径迄持つて居る場合には *7cm* 以下の直径の木材も亦成材に算入される。非成材 (*Nichtderbholz*) とはそのほかの木材材積である；粗朶および根株材(すなわち樹幹の中、根株に残される部分)

ドイツ帝国の平均では1927年に総収穫の15%が根株材と粗朶材によって占められていたがしかし個々には大きな偏差がある。材種収穫に対する所有種別の配分に因する表から「市町村および組合 (*Genossenschaften*) の根株材および粗朶材の収穫が特に高く、その面積配分の1.5倍の額になつたこと」がわかる。理由は「市町村および組合は比較的多くの広葉樹林(そ

の所有の44ないし45%)を所有し、その広葉樹林は中林および矮林に特に高い配分——組合林はほとんど50%に近い配分——を示していること」の中に認められる。

用材と燃材

もう一つの非常におらい區別は用材と燃材の區別である。用材は長材、毛切材、利用樹皮に別れる。；燃材は *Scheitholz*, *Knüppelholz*, 粗朶、根株材、燃料用樹皮に別れる。

林業政策にとっては用材利用部分 (*Nutzholzausbeute*) をできるだけ高め、一般にすべての木材片をその最も効用多き利用に導くことが大切である。

ますます窮迫して行く原材料木材は国民経済的に非常に価値が高いので(同時にその暖房経済的利用が極めて不完全である点は別として)今もなお見られるように沢山の材積を燃やすことはできない。しかし、原材料のより高い利用と改良へのあらゆる進歩はついに林業経営の利益を意味し、したがって林業経営の給付能力の強化を意味する。

1927年のドイツ帝国における用材率 (*Nutzholzausbeute*) とは針葉樹は成材収穫の70%、広葉材は30%の額であった。しかしそのなかにも主要所有種における著しい差異があつた。拘束私有林は最高の用材率(76~84%)を占めていた自由私有林は針葉樹における最低の用材率(59%)を示し、そして市町村所有林と組合林は広葉樹における最低の用材率(それぞれ22、23%)を示した。その後、市町村所有林と組合林では特にパルプ用材としてのブナ (*Buche*) の収穫によつて著しい改良が達成されている。ドイツ联邦の総成材伐採(実行)量の半の中、我々は燃材の比率を20%まで減少させることが可能であり、かつ努力する価値があると考えている。

↑争奪げた用材比率は西方の樹種グループ(訳者註：=針葉樹と

広葉樹)の総収獲(主伐収獲と間伐収獲の合計)に關聯しており、
 せして、用材市場と燃料市場に対するこれらの意義を具体的に示
 している。經營經濟的には特に主伐収獲の用材率(林分撫育の
 成果尺度として關係する。このような主伐収獲においてはおのづ
 から用材比率が高くなり、針葉樹では90%迄、広葉樹ではたと
 えばウナギは)40%迄高まる。

ドイツ帝国のHormaによる材種区分

ドイツ帝国林管理局は既に1925年7月1日に木材検尺規
 定を施行しており、これは1925年10月1日に効力を生じた
 1936年4月1日のドイツ帝国のHormaはドイツの森林におけ
 る木材の造林、検尺、材種区分の法的規程であった。そしてこ
 れは、成材、非成材、用材、燃料の区分と同時に品等別、直径級
 別、利用級別の材種形成を用意し、それに対して造林および検尺
 に関する詳細な規定を与えていた。(脚註18)これは市場の販賣
 に対して非常に大きな意味を持つていた。それはその翌年に展開
 された計画經濟に対して不可欠の前提であった。しかし自由經濟
 の時に右(まさに全く自由經濟下において)それは非常に有効と
 ある。なんとすればそれは商品規格化しそれによつて木材市場
 を統一化したから。木材の規格化によつて「材種規格が非常に多
 種多様な時に距離をへだてた取引に伴う困難」が取り払われた。
 地域的な調整はこの方法で容易にされ、また時としてはこの方法
 によつて始めて地域的調整が行われる。

木材業経営の在庫量は減らすことができ、したがつて安値にされ
 る。需要と供給における競争は増加し、そして技術的ならびに經
 濟的な進歩は有利になる。

價格規整と關聯して「固定した價格の沢山の材種の一級材から
 貴重木と銘木を一定の品等、マルマルの確定によつて選別し、

(脚註18) Rd Erl d Rfm vom 19.2.1941 betr.
 forst und holzartschafeliche Masse und Umrechnung

して競売を許すため」に品等級区分のさらに広汎な精緻化の
 必要性が示される。Schmittthalg(脚註19)に対してもまた同様な処置が
 適用された。この品等規定は價格規定の廃止によつて廃止された
 がしかし実務においては広く使われている。(vgl 582~83)

3. 材 種

総材種

材種の材種市場への供給は次のとおりである。(単位100万
 fm 皮剥素材)

(ドイツ帝国) (材種)	(用材)	(燃料)	(計)
国内生産(1927年調査) (脚註19)	26.0	17.2	42.2
輸入(1925~29年の年平均)	9.3	0.5	9.8
計	34.3	17.7	52.0

ドイツ聯邦に対する表から明らか「戦後の初期の猛烈な過伐の
 後、国内の木材伐採量は急に阻止され、輸入が再開されていること」
 が強調される。しかし「主として台風樹木(1955年)に原因づけ
 られる2870万fmという1955年(放棄年度)の伐採(実行)
 量に用いてはさておくとしても、1953年と1954年の年伐(脚註20)
 (実行)量も相対的に歴史的な年採率伐採量と上回っている。

(脚註19)

J. Köstler, Der Zwischenstaatliche Holzverkehr in
 Europa 1925-1932, 1934, S.45

(脚註20)

森林施業策によれば、ドイツ聯邦領内の当時の連年成材生長量は
 約2500万fm m. R. すなわち 3.7 fm je (林地) ha と査定
 される。とはいうものの長い間続いた蓄積破壊を再び調整するため
 には、信賴のおける標準年伐量はさらにここ当分、もっと低く維持
 されるはならぬであろう。今迄の所ではまだ「計画された節伐(
 Einsparungen)を現実に実行すること」に成功していない。(vgl.
 M. Reinhold: Nachhaltigkeitsrat und Zuwachs im Bundesgebiet

	林業年度									
	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
ドイツ联邦 (脚註2)										
国内生産										
用材	282	284	291	265	215	222	218	189	186	234
燃料	228	224	149	90	80	72	62	60	61	53
素材計	470	508	440	355	295	294	280	249	247	287
輸入										
用材	-	-	-	-	0.8	16	26	23	24	57
燃料	-	-	-	-	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3	0.1
素材計	-	-	-	-	0.8	16	27	24	27	58
合計										
用材	282	284	291	265	223	238	244	212	220	291
燃料	228	224	149	90	80	72	63	61	64	54
素材総計	470	508	440	355	303	310	307	273	284	345

樹種別構成

1927年9月調査は全材種の樹種別構成に説明を与えている。ただし、この調査のなかで、もちろん、プアルテンベルグ、バーデン、シヤウンブルクリッペの諸地方は針葉樹、広葉樹の総額だけを示しているに過ぎない。その材種を樹種別面積に基かき、かつ、樹種別収穫給付の差異を考慮して変動的に配分すると、ドイツ帝国領土全体に対しては下記のようななる。

(脚註20のつぎ)

Mzll. 79. Jg. 1953. Nr. 47. S 535

(脚註21)

Nach Mitteilungen der B. E. L. F. Westdeutsche Holzbilanzen nach J. Sprei AFB.

(脚註22)

燃料には木炭を含む。

(1927年のドイツ帝国)	樹種別収穫 (単位 100万 fm)		
	(用材成材)	(燃料成材)	(粗成材に換算)
マツ	1.2	1.3	8.2
ブナ、ナラ、びら、広葉樹成材	1.9	5.6	
カシ、ナラ、びら、軟材	0.3	1.3	9.0
マツ、Lärche	11.2	6.1	
トウヒ、モミ、その他の針葉樹	10.4	2.9	
合計	25.0	17.2	25

特に用材は市場政策的に興味がある。既に22ページに述べたように針葉樹は用材の86%を占めている。(脚註23) マツ、トウヒはトウヒの高いha当り給付の結果として面積的よりも収穫的に重視している。

ドイツ帝国の平均から備れている西ドイツ(今日のドイツ联邦の領域)の収穫関係はつぎのようである。

(ドイツ帝国 1927年)	(全領域)	(今日のドイツ联邦 西ドイツの領域)
広葉樹と針葉樹の面積比	29:71	32:68
成材材種比	27:73	25:65
ha当り成材収穫 (fm)	3.3	3.4
成材の用材率 (%)	59	58

これによれば西ドイツはそのより高い広葉樹配分のために東ドイツと異っているが、これは面積配分よりも木材収穫によってさらに多く表現されている。ha当り成材収穫および成材の用材収穫は本質的な差を示していない。西ドイツでは少ない広葉樹用材収穫がマツに比べての場合のトウヒの高い収穫と高い利用によって調整されている。(脚註24: 西ドイツはトウヒが比較的多く、東ドイツはマツが多い)。

(脚註23)

ドイツ联邦における用材年伐採(実行)量に占める針葉樹の比率は1951~1965年に80%であった。

喬木の令級関係も全体における森林の収穫能力の判定に対し一定の根拠を示す。

領域と年度	若で示した令級別面積配分							
	林地	1 20	26 40	41 60	61 90	81 100	101 120	120 以上
ドイツ帝国 1927年 (脚註24)	3.6	22.3	21.6	18.1	14.5	9.9	6.0	4.0
Bi-Zone 1948年	9.9	18.4	19.8	17.9	13.2	8.9	6.6	5.5

この比較から令級関係に大きな変化のないことが認められる。ドイツ聯邦領域で1948年に448,000 ha = 7.5% (Bi-Zone 7.8%)の類を示した林地(択伐跡地その他)は1927年の状況に82,000 ha = 1.2%に減少した。林地ならびに20年以下の林分は1927年に26%であり、1948年には27%である。100年以上の林分の配分は1927年に10%、1948年に12%の類になった。給付能力は「皆伐およびさかから結果される令級関係の変化」によるよりも「立木度の低下と間伐予備林の消耗」によって著しく低下している。

所有種類による分類

次にこれらの収穫を所有種類に配分することはつぎのような点で意味がある。

(脚註24)

1948年の森林調査はさしあたり統一された経済領域の諸国(Ländern)にのみ行われた。フランス軍の占領地帯の諸国から後に報告された数字は20年間の令級ではなく、1-40年、41-80年、80年以上の3林分群に配分されていた。

(訳者註)

Bi-Zone はアメリカ軍とイギリス軍の占領地帯
普通「二重経済圏」と訳されている。必用を参照せよ。

1. 市場の量的供給が所有種別に異なっていること。
2. 供給される商品の材種が所有種別に異なっていること。
3. 蓄積予備林が所有種別に異なっていること。

次の収穫一覧表は一つの例を示す

ドイツ帝国 1927年	所有種別収穫 (単位100万材)				
	用 材		燃 料		結果及 か材林
	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	
国 有 林	1.5	10.1	2.4	3.5	2.5
市町村有林	0.6	3.0	2.0	1.3	1.8
組合林か財団林	0.1	0.6	0.5	0.2	0.4
地主私有林	0.6	2.7	1.1	1.2	0.9
自由私有林	0.5	4.1	1.2	2.8	1.8
合 計	4.8	21.6	7.2	9.0	7.5
	25.0		17.2		

国有林と地主私有林 — あるいは広く 把握すれば大私有林 — は木材市場に対する供給の決定者である。小私有林(農家林)はその収穫の大部分によって市場の販売に關与しており、収穫のほんの一部を農家は農家経営で使用する。

林地と蓄積予備林の判断に対しては平均面積令が関連づけられる。

(ドイツ帝国1927年) 平均面積令

	国 有 林	市町村有林	地主私有林	自由私有林
ア	66.4	63.0	58.9	51.1
ブ	75.8	70.7	69.3	54.4
ク	51.5	41.8	43.5	35.0
ケ	55.4	50.4	47.3	33.1

この表は「国有林は最高の平均面積令を持っており、したがって出資では最も資本集約的に經營されていること」を示している。

針葉樹について考案すればマツの平均面積令は110年(東ドイツでは120年、西ドイツでは100年)の輪伐期に一致し、トウヒのそれは約100年の輪伐期に一致する。

国有林のこの輪伐期は、国有林がとりあげていふほどの老令木子確率をもっていないとすれば、価値的給付から見ても収益性から見ても最適点(optimaler Maß)を超えている。しかし、もちろん、国有林は必要な時に大きな適応能力を国有林に与えるような立派なそれ自体有用な林木蓄積を所有している。

「針葉樹においてわずか6年という平均輪伐期を示し、収穫能力の低い土地に立木を有し、そして劣悪な撫育状態を示している自由私有林」における状態は比較にならぬ程悪い。それに相応して自由私有林の総当り平均林木蓄積価は国有林のそれの約1/3である。したがって自由私有林では国有林とほとんど等しい面積の上に非常に粗な経営が行われており、そして市場には主として細く、価値の低い木材が供給されていた。(訳者註：この文章の記述は1927年の状態を述べたもの)。

自由私有林ではこの種の何十年間の間に「戦争と戦後の困難に原因する粗悪化」が生じている。

林種的構成

1934年および1935年(林業年度)における成材年伐採(実行)量に関する代表的調査はドイツ帝国における針葉樹および広葉樹の供給の林種的構成に洞察を与える。1935年は次のような姿を示した。

成材年伐採(実行)量における樹種及び材種の配分(%)

(ドイツ帝国 1935年)	国有林	市町村有林		私有林	
		500ha以上		50-500ha	
		sookaht	son-sooka	sookaht	son-sooka
針葉樹 幹材および祝木					
トウヒ、モミ、ダクラン	34	34	46	32	31

マツ、カラマツ、ワケキマツ	27	24	14	27	22
計	61	58	60	69	53
小 丸 木	2	4	5	2	4
抗 木	10	9	9	11	10
10 IV プ 用 材	5	6	5	9	6
層 種 用 材	2	2	1	1	1
用 材 計	30	29	29	22	24
燃 材	20	21	21	18	26
合 計	100	100	100	100	100

成材年伐採(実行)量における樹種および材種の配分(%)

(ドイツ帝国 1935年)	国有林	市町村有林		私有林	
		500ha以上		50-500ha	
		sookaht	son-sooka	sookaht	son-sooka
広葉樹 幹材 祝木 小丸木 祝木	8	10	11	9	14
ブナ	20	15	10	19	16
その他硬木	1	2	1	2	2
広葉樹軟木	1	1	1	3	3
計	30	28	23	33	35
層 種 用 材	6	4	3	5	5
用 材 合 計	36	32	26	38	38
燃 材	64	68	74	62	62
合 計	100	100	100	100	100

(説明)

1. 面積50~500haの私有林(これはそのほかに比較的わずかの土地(訳者註：耕地その他)を含む)は農家林を代表するものではない、そしてそれは、多少の組織づけられた至善(原産至善)と伴った歳記の行なわれている森林至善である。
2. 樹種別の幹材の構成はそれぞれ(訳者註：所有別)のいろいろ

な面積と毎当り給付を再現しており、したがって個々の樹種の
の幹材採持の度合に因する推論はできない。

樹種別の数字に関してはただ「針葉樹ないし広葉樹の全出苑
数ならびに幹材グループのなかで樹種別にどのような材種的意義
か木材市場に与えられているか」ということだけわかりづら
るに過ぎない。

3. 50~500haの至密面積の市町村所有林におけるトウヒ(44)
マツ(ノダ)に対する幹材数はこの所有種(主として西
方および南方に存在している所有種)におけるトウヒの面積的
及び収獲材種的な優越を反映している。

4. 小さい市町村所有林の高い広葉樹燃材林の数字は少くとも部
分的には市町村構成員の慣習的な要求によって説明される。

その他の所有ではその統計的な材種は少ない。

5. 小私有林においてもまた所有者の自己の燃材需要が、比較的
高い針葉樹燃材数値のなかに表現されている。(農業と林業の
混在した至密、現物資金、現物労働、現物特典)。

6. 大私有林における針葉樹ならびに広葉樹の集約的な用材収獲は
法目すべき価値がある。

比較のためにドイツ联邦における1950~1955年(林業年度)
の各樹種別年伐採実行量をわけよう。

(脚註25) ドイツ联邦	及び100万haで示した成材伐採実行量						1950~55年平均	
	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1000fm	%
針葉樹 (脚註26) 幹材	13.5	12.3	12.2	11.5	11.0	14.3	75.8	66
広木 (脚註27)	3.4	2.8	3.1	2.6	1.7	2.0	15.6	14
パルプ用材 (脚註28)	1.7	2.1	1.8	1.3	1.8	2.0	10.3	9
燃材	2.7	2.9	2.1	3.0	2.0	1.8	13.0	11
合計	21.3	20.1	19.2	18.4	16.6	20.6	113.2	100

ドイツ联邦	及び100万haで示した成材伐採実行量						1950~55年平均	
	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1000fm	%
広葉樹 (脚註26) 幹材	2.3	3.3	3.4	2.6	2.9	3.3	17.8	35
広木 (脚註27)	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.9	2
パルプ用材 (脚註28)	0.5	1.0	1.1	0.8	1.0	1.1	5.5	11
燃材	0.3	0.8	0.1	0.0	0.1	0.5	26.8	52
合計	3.2	5.3	5.2	3.5	4.1	5.1	50.0	100

この表の最後(取巻註：最右翼)の欄は1950~1955年の年
伐採実行量の材種構成を示す。1935年の数字(Vgl. S. 25 26
26)と比較して、特に非常に低い燃材配分率が目立つがこれは西ド
イツの針葉樹におけるトウヒの面積的な優位と広木
およびパルプ用材の鋭い利用に原因づけられる。広葉樹においては
燃材配分率は主としてその間に到達されたブナ材のパルプ用材として
の採金可能性によって減少した。そのほかには西ドイツにおけるブ
ナ(脚註29)
のより良い生長もまた、より高い用材率の原因になっている。

個々の樹種は材種構成において差異を示しているが、この差異は
一部は自然的に、また一部は至情的に条件づけられている。

(原文脚註)

(25) B E L Fの報告による。

(26) 幹材は成材小丸木と枕木用材を含む。

(27) パルプ用材にはほかの屑種用材を含む。

(28) 燃材全体は概定的に1:2の比率で針葉樹に配分され
る。

(脚註29)

Mitscherlichの報告の50頁を参照のこと。

影響を帯びているものは特に

1. 自然的立地（生長領域）
2. 採用されている輪伐期（林木の年齢ないしは直径）
3. 経済的立地（販売関係）

輸 入 量

国内生産と同様に—— 既に9頁に要約的に示したように —— 木材輸入はドイツの木材市場に重要な役割を演じている。輸入においても針葉樹は大きな意義を帯びている。

時代の経過とともに、そして特に二つの世界大戦の影響として、国内商業政策的ならびに国外商業政策的に重要な「次の表から認識されるような」変化が起った。

皮付素材 100万 fm で示した用材輸入

(材 種)	ドイツ帝国(脚註30)		ドイツ联邦(脚註31)	
	1907-13 (年平均)	1923-29 (年平均)	1954	1955
素 材				
幹 材 (制材をきむ)	6.4	4.4	1.3	2.0
坑 木	0.5	0.6	0.6	1.5
パルプ用材	1.9	4.3	1.5	2.2
半 製 品				
挽材、板材、樺木				
材及びパルプ用材	6.2	5.7	3.3	5.5
木材群、パルプ原料	0.6	0.6	2.3	2.8
合 計	15.2	16.6	9.0	14.0

(原文脚註)

(30) M. Endres, Handbuch der Forstpolitik 1922, S. 610-624 und J. Köstler, Der zwischenstaatliche Holzverkehr S. 45.

(31) J. Spies, Chronik des Forstwirtschaftsjahres 1955, Aft. 11. Jg., 1956, N. 1, S. 1

(原文脚註32)

重要な変化は幹材材積と挽材材積の比率の変化である。それは素材材積にもとづいて計算すると1907-13年には約1:1、1925-29年には約1:1.3、1955年には約1:2.7の額になる。この変化には 外国から原材料木材までできるだけ加工した状態で輸出しようとした努力とその成功が表現されている。これは「ドイツの製材工業が国内の幹材生産に多く依存する」ということによつて国内の林業に対しては市場政策的に有利な影響をあたえている。他方、製材工業もまた挽材市場で強化された外国の競争にさらされているのが見られる。両者（訳者註：原料不足と数量輸入）はドイツの製材工業に対して—— 既に9頁の現在の、ノノページに示した情勢において—— の経済的負担であり、そしてそれは林業にもいろいろな面で危険ではありえない様な経済的影響である。

さらにドイツ帝国のパルプ用材輸入の著しい増加が目だつ。ドイツ联邦ではすでに1925年以來、それ（パルプ用材輸入 = 訳者註）が幹材輸入とかわまわっている。それについてもまた「半製品（木材片、パルプ原料）の輸出の強化に対する輸出国の傾向」がめだつている。

4. 価 格 と 価 値

樹種と材積

木材価格は木材の利用可能性とそれに応じた木材の換金可能性の表現である。それはつきのように技術的ならびに経済的に条件づけられている。

技術的なもの：樹種のいろいろな性質と利用可能性、品質（すなわち一定の適性の程度）、ならびにそれに応じた材種の選材によつて。

(原文脚註32)

über den Rückgang des Stammholzeinfuhrs Vgl. G. FRH, v. ROSEN, 100 Jahre deutscher Holzimport, H. 4, 28. Jg., 1932, Nr. 107, S. 2176.

経済的なもの：多様な換金可能性にみとづいた、木材加工経営、木材消費経営、木材製造経営の非常に広く分かれた需要。このような換金可能性はさらに「技術の進歩、一般的な至済状態（景気）、ある地方の特殊な販売関係、経済的、技術的な原料代替（木材の排除）、なほかに国際木材市場の価格発展へのそのの依存性」によって条件づけられている。

一般に価格は需要と供給に適合し、また逆に需要と供給の大きさは再び価格に適合している。価格の最高限界は買手によって定められ、結局は消費者（Konsument）によって定められている；最低限界は売手によって定められ、両者は彼ら各自の取引さから得る効用によって定められる。この効用は通常、官利経済においては利潤として存在している；それは、しかし、暗として経済的な存在（Existenz）の永続的な維持というより高次元の因縁の下におかれる事がある。

したがって競争や生存競争において、企業や経営が時々「生産物において償われぬ様な価格や労賃」を支払ったりあるいは「利益を全然もたらさなかったり、あるいはまさに費用をさえも償わなかったり、する様な価格」で生産物を売ったりするということが生ずる。

これが西ドイツの製材工業の現状であり、そして西ドイツの製材工業では非常に激しい競争のもとに過剰な経営の分離過程が実現されており、そしてすべての経営はこの危機を — 必要な費用を全額かけて — 切りぬけるために絶望的な努力をしている。このような状況のもとに幹材価格はしばしば — それか倍償に考えられるように — 少くとも、挽材価格にもとづいて計算されずに今述べたような熱慮にもとづいて非常に高くなっている。

長い間にわたる選伐とあまりにも低く定められた素材価格によって林業（Forstwirtschaft）から林産業（Holzwirtschaft）の資本移動が原因づけられた概に自由価格によって非常に減少した素材供給と選伐の幹材価格が「林産業から林業への資本の再移動」を実現している。

主要樹種の幹材価格の一般的比較のさいに、我々は物量商品（品番B）と品質商品（品番A）とくべつせねばならぬ。後者は材横的には重要とはいえないけれども、しかし価値的には至済至営にも木材市場にもさきわめて大きな役割を演ずる。これはとくにナラに対して通用するが、しかし、ブナマツに対しては、また通用する。

我々がドイツ联邦においてもドイツ帝国においても能幹材の80%以上を供給している針葉樹のB — 木材価格（訳者註：物量材価格）と比較する時、マツおよびトウヒ幹材の大多數（直径20〜35cmのもの）において一般的に五々する程の価格差が存在してないことが示される。細い直径（Dimension）のところではトウヒが、そしてまた太い直径のところではマツが — しかも著しく — まさっている。広葉樹ではナラの幹材のB — 木材価格が直径の太い節分においてのみブナのB — 木材価格より高い。したがって主要樹種は品質差Bの細い幹材と太い幹材の間の平均的な価格差において「その価格比がトウヒでは約1:2, マツとブナでは約1:3, ナラでは約1:5の値を示す」と言う様な具合に異なっている。

木材の品質はナラにおいて最も強く価格に現われ、そしてマツ、ブナ、Edellaubの木材においてもまた非常に著しく現われ、トウヒにおいては最も少なく現われている。

素材市場における価格発展は二回に亘る世界大戦、並びにその間に生じたインフレーション、さらに1934年から1937年までの間にわたって施行された統制価格によって概観出来なくなつてしまった。それは大ざっぱに言つて、次の概に叙述される。

1913年の比較的良好な価格を基準にとつた場合、1929年には幹材価格がその最高状態において約150%に達している。1929〜1932年の大経済危機の時には、それは約70%に低下した。その後、それは若干回復し、その次に1934年秋には國家の規定によつて一定の水準に引き上げられたが、それは1913年の価格よりも約15%低かつた。（脚註34）

若干の用材材種の節し価格のその後の展開は次の表の通りである。

(日付)	(単位) / fm当りのヒスマルク(RM) およびドイツマルク(D.M)			1 fm当りRM およびDM	RMおよびDM
	種 類 (苗等級B)			バルツ用材	坑 木
	Buche 3級	Kiefer 2級	Fichte 2a級	Fichte B級	Fichte 5級
(1) 1937年5月4日	15	16	19	270	(脚註35) -
43年11月2日	16	19	21.50	10	15.50
47年2月14日	22	21	23	12.50	17.50
(2) 48年11月24日	44	50	46.30	27.60	33.70
50年2月22日	44	50	46.30	24.20	32.80
51年1月10日	50	54	50	26.20	39.10
(3) 51年10月1日	frei	72	66.60	33.60	45.80
(4) 1953年第1四半期	80	108	98	37	69
54	80	92	80	41	52
55	110	107	106	56	77

(原文脚註)

(33) Vgl. *Bericht des Deutschen Forstwirtschaftsrats zur Preis- und Verkaufsfreiheit für Rohholz vom 1950 bis 9. 9. 56* in der "Deutsche Forstwirtschaft" 1953, S. 155

(34) プロシヤの国有林では諸樹種 / fm当り平均価格は次のような額であった。

(年)	1913	1928	1932	1934	1935	1936
M. bzw. RM	11.14	17.43	24.2	478	10.49	10.07
指 数	100	157	217	43	94	90

Vgl. auch F. WECHSELBERGER, *Der Verlauf des Konjunktur seit der Inflation*, AFVJB, 110, Jg. 1934, S. 294 ff.

(35) Fichte と Tanne は坑木用として利用することを許されなかつた。

ここにあげた表を回りに分類したこと等は次の様な意味を帯びている。

- (1) 1937年、1943年の規程、なうびに1947年の業材価格規定は最高価格・平均価格・最低価格を確定している。平均価格は正常な搬出状態における苗等級Bの木材に対する基準価格として通用した。ここでは、それは、ヒルデスハイム地区(ハルツを含まず)の西郭に対するものをあげた。
 - (2) 1948年、1950、1951年の布告は物量商品に対する標準価格を告示した。そしてそれは経済刑法の意味における適正価格として通用した。ここにはそれはニーダーザクセンに対するものが掲げられている。
 - (3) 1951年10月1日の布告によって業材価格は自由化された。しかし西ドイツの森林所有は1951年9月20日に「その表に示された価格を、物量種類の販売のさいに超えないこと」を義務づけられていた。
 - (4) 1953、1954、1955年に対しては完全な自由価格に基づいて建設されたニーダーザクセンの平均収入が争けられている。この表の値は、価格の散布範囲が大きいために、たゞ単に近似値としてのみ考案され得る。
- 森林所有の側から協定されたいわゆる指数(この指数は本来、事實上、価格として調査されたものである)は直径級にもとづく価格関係のおおよその観念を手える。次表は4主要樹種の幹材(苗等級B)に対する指数を掲げたものである。

1952年12月1日迄通用していた主要樹種の苗等級Bの幹材に対する指数 (記者脚註)

(平均直径級)	1b	2a	2b	3a	3b	4	5	6
マ ッ	28	34	40	47	55	65	75	85
トウヒ	33	37	40	45	48	50	52	54
ア 7	25(脚)	28	32	37	43	50	60	70
ア 7	35	40	60	80	100	145	180	200

時間の経過とともに樹種の価格水準が相互に変化し、そして個々の樹種の内部でも林種価格関係が変化するので指数のシステムはた
 だ単に「実際の価格変化の近似像」^(脚註36)だけを与えているに過ぎない。
 目下通用している指数の絶対額は — 価格報告に示されたパーセン
 トの数字が示しているように — 実際上の現在の価格よりも非常に
 低い。

指数として示された価格は統計の意味における指数ではなく、実
 際上、得られた価格が測られ、そして —— 株式相場と

(訳者脚註)

直径級	1 b = 直径 15 — 20 cm
	2 a = 20 — 25 cm
	2 = 25 — 30 cm
	4 = 40 — 50 cm

(原文脚註36)

文献の中では 直径級 4~6 級の「ナラ、トウヒ、モミ」の指
 数が高すぎることに ついて 繰返し 批判が行われている。

R. Merkle, zur Entwicklung des Preises und der Preisspannung beim Fichte-Stammholz, HZbl., 78. Jg., 1952, Nr. 126, S. 1723. H. Kohler, Das problem der richtigen Messzahlen für Buchen- und Eichenholz, H.Z. Bl., 80. Jg., 1954, Nr. 73, S. 883. H. Ostwald, Überprüfung der Messzahlen dringend erforderlich? HZbl., 80. Jg., 1954, Nr. 134, S. 1569. E. Mengersson, Korrektur der Messzahlen für Buchenstammholz dringend erforderlich?, HZbl., 81. Jg., 1955, Nr. 138/39, S. 1635. W. Gerhard, Preisberichterstattung und Korrektur der Messzahlen, HZbl., 82. Jg., 1956, Nr. 31, S. 407.

同じ様に — パーセントで示される 関連 数」である。これらのパーセント数が統計の意味における指数であり、そしてその基礎または関連量はできるだけ長い期間に対して統一された基礎価格である(これは以前に南ドイツにおいてもまた正しく呼ばれていた)。このパーセント数(統計の意味における指数)は木材市場における実際上の価格変動の統計的な利用に用いられ、そして林業政策、及び林産業政策の資料として役立つ。

最後に — 特に製材工業は — 挽材価格に対する素材価格の比に関心を持っている。その意義は個々の場合において経済性に基づいて、特にその経営の投資的能力の利用の程度に基づいて判定されねばならない。大まかな平均値としてその価格の比率は 1:2.5 と言う傾向を示している。1950~1951年(この年には幹材に対する国内の供給がまだ大きくかつ挽材市場に対する価格的な余地がまだ大きかった)にはその比は 1:2.5 であった。ドイツの挽材市場における外国材の競争がますます増大し、そして同時に国内産の幹材供給が不足した事によって、1952~1954年にはその価格差は 1:1.8 に減少した。

年令価格(いろいろ異なった年令の全林木を伐採した時の平均価格)

木材の買手は「その木材が何年生であるか」と言うような事には興味を持っておりず、彼はその商品の大きさ ^{Dimensionen} と品質を問題にする。

しかし、森林所有者と森林家にとってはその年令は生産期間を意味し従って「太い材やあるいは細い材を市場へ供給する事」に対して決定をたてる重要な費用因子である。より長い輪伐期は「それがより高い平均的価値給付を生ずる時」にのみむくいられる。価値給付は材積と材質に基づいている。しかし平均的な成材材積給付はすでに平均的な輪伐期において最高に達し、そしてそれから徐々に減少するので材質の向上(従って年令価格の増加)が輪伐期の測定に対する決定的な観点である。したがってプロシアの国有林管理局は

ノタユの年にいろいろな地位級のマツとトウヒの年令価格に対する連続的な統計を制定した。それは皆伐施策とともにノタユ多年に再び廃止された。

一定の、林種的な利用目的、たとえば建築目的に対しては幹の直径^{Baum-}だけ加、ただ一つの重要な価格因子である；しかし、それは一定の限界までで、それを越すとより高い価格はもはや引き合わない。ほかの利用目的に対しては木材の材質（無節、優種、年輪の均等さ）が決定的であり、そしてこれが最上級である所では、直径が大きくなるにつれて利用可能性も、そして幹材の価値も連枝質と林産工業経営の技術的施設の給付能力によって決められる限界まで増大する。

昔、我々は大部分の材種（Hauptmasse）の換金に関連してトウヒとブナについて長い輪伐期を拒否したが、しかし、長い輪伐期は特にナラとマツ — 特に一定の生長領域におけるマツ — においては維持された。

しかし、ベニヤ工業が、あらゆる樹種の（Qualitätshölzern）品質材の集約的な利用を可能にし、そして利益を高めさせ、また今やこれに著しく高い代価を支払い得るようになるにしたがって、林業に対しては又、計算が別様に行われている。品質材は従来よりも、もっと重要視され、そしてそれを生産するために — まがオーに、よりよい土地の上で — 我々は輪伐期（伐期令）を高め、そして林木の品質向上（板打）のため、もっとたくさん費用を投ぜねばならない。Schälholz はすべての樹種において著しく高い価格を誇っており、そして林分種類におけるその配分が高ければ高いほど、そして、また、逐次に行われ、送けられた林分の撫育のおかげでそれが高まっていれば高まっている程ますますその林分における品質のよい材の比率とその林分の年令価格は高くなる。

新しく発生したパルプ工業と繊維板工業は逆の発展傾向をもたらし、化学的ならびに機械的な方法によって価値の少ない材種や木材屑から有利な工業的性質（ベニヤ板や板と多くの用途において代償し得るような性質）を持った建築板や家具板を生産し得る状

態にある。

国有林管理局における平均収入

平均収入は、すべての（部分的に強化したり又、部分的に調整しあったりしている）価格因子の結果である。それは、全体的、グループ的、なうがに個別的に著しく異っているか、その差異はつぎのようなものによって条件づけられている；

- 時間的 — 景気変動
- 場所的 — 樹種のみ分布と特別な生長領域、特に針葉樹の優等な所と広葉樹の優等な所；さらに販売状態、工業地域からの遠近。
- 経営的 — 樹種別、林種別、用新別、針広別、主向伐別の伐採（実行）量の変化する構成。
- 所有性 — その典型的な特殊性、その一定の国土部分における優等さ、その蓄積状態、輪伐期およびそれに応じた材種供給（たとえば国有林と農家林）、主として行われている特殊な伐採種（例：中林）。

平均収入の数字的記述は、ただ国有林に対してのみしか存在していない。Ortegel はそれを、かつて経済年度1912年に対して整理したが、それは純木材に関連づけられており、従って根株材も粗基材も含んで関連づけられていた。^(脚注3)

それによればガクセン国有林（16.20M）とチエウリンゲン国有林（例：ロイス 16.50M）は平均収入が最も高かった。；メクレンブルク、ストレリッツ（8.30M）、リッペとバルデック（10.00M）、ブラウノシュワイフ（10.70M）、プロイセン（10.90M）、とバイエルン（11.00M）、は平均収入が非常に少なかった。

成材に関連付けた場合には収入は成材比率にしたがってより高い

（原文脚注3）

R. ORTEGEL, Die Forstwirtschaft, 1927

値になる。

1910~1914年の間には国有林は1 Fm の成材について次の様な平均収入を得た。

プロシヤ	11.00 M
バイエルン	12.30 M
ザクセン	20.60 M
デュルテンブルグ	17.70 M
バーデン	16.50 M

これはだいたい1936年の平均収入に等しかった。

第一次大戦後、プロシヤ国有林では成材1 Fm 当りの平均収入が次のような値を示した。

(年)	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936
(RM)	16.90	12.69	16.84	18.36	8.17	8.47	10.51	11.14	10.67			

1925~29年の平均収入は16.69 RMであった；それに1930年も含めるとすれば、1925~1930年の平均収入は16.29 RMである。したがって1936年の平均収入は1910~14年の平均収入の97%にたり、また、1925~29年の64%であり、あるいは、また、1925~30年の65%であった。将来の価格発展に対する尺度としては1925~29年の平均収入がうたかいもなく、もっとも良く、適している。1936年を参考とした場合には、この年の極端に低く維持された固定価格は利用可能な比較基礎を得るためには0.65を割るか、ないしは0.57を掛けなければならぬであろう。

ドイツ联邦では国有林と市町村有林の収入、支出、残高が統計的に把握されており、そしてそれは——成材1 Fm あたりに換算されて——つぎの表に示されている。^(脚註38) この表は平均的収入と同時に支出及び残高の発展を示しているが、それらのうちで支出(労費)は相対的に最も増加している。

(原文脚註38)

W. U. St. Jg., 1965 H. 9. S. 469

(ドイツ联邦)	国 有 林				市 町 村 有 林			
	獲得量	収入	支出	残高	獲得量	収入	支出	残高
	成 材	成材/fm ³	成材/fm ³	成材/fm ³	成 材	成材/fm ³	成材/fm ³	成材/fm ³
	百万 fm ³	DM	DM	DM	百万 fm ³	DM	DM	DM
1949年	12.5	32.2	21.3	16.9	2.0	36.4	17.1	19.2
1950	10.8	39.1	22.6	16.4	2.1	36.0	17.7	18.3
1951	10.2	45.4	23.3	17.1	2.1	43.2	20.2	23.2
1952	9.6	63.2	33.1	30.0	6.6	65.9	34.4	31.5
1953	9.0	63.1	32.3	23.8	6.2	54.9	28.2	26.7

ドイツ联邦の総成材年伐採(実行)量の平均値。

联邦統計局によつて計算された林業の生産価値と当該林業年度の成材年伐採(実行)量からFm 当りの価値が誘算されているが、これは実務的に——副収入の影響を考慮せずに——成材1 fm 当りの平均価値と見なす事が出来る。次の表はその展開を示している。

(ドイツ联邦)	1949	1950	1951	1952	1953
年伐採(実行)量 100% ^{fm}	35.5	29.5	29.4	28.0	24.9
生産価値 100% ^{DM}	1076	964	1156	1321	1439
平均価値 1% ^{DM}	30.31	32.68	39.32	47.18	57.79

輸入された材種の平均価値

外国取引引きに関する統計に基づいて輸入材の平均価値として次のような数字が算出されている。

(原文脚註)

39 W. U. St. Jg., 1954. H. 8. S. 371

材 種	ドイツ帝国		ドイツ联邦
	1925~30年	1936年	1952年
粗 材			
針葉樹幹材 / ㎏当り	27 RM	20 RM	95 RM
広葉樹	17	12	110
パルプ用材	18	11	110
ブナ幹材	63	51	} 208
広葉樹軟材	59	50	
挽 材			
針 葉 樹 / ㎏当り	61	43	175
広葉樹軟材	53	62	254
ナ ラ	120	105	} 310
ブ ナ	77	67	

産取引き価値

産取引き量は国内生産量と輸入量から成り立つ。

Ortelgelは1913年の調査に基づき1912年の国有林管理局の平均収入を用いて1921年8月のドイツ帝国の領域(ザール地区を含まず、但し全オーストリアを含まず) — 森林面積1,275万ha — について林木收穫の価値をつぎのように計算した。

用材収益	45,500 万M
燃料	14,900 万M
合 計	59,400 万M

この評価はいくらか高すぎる。なるとなれば国有林の大径木に基づいた平均収入がすべての国有林以外の森林にも適用されたから。

(原文脚註40)

R. Ortelgel, a. a. O., S. 90

1930年に対してはプロシア国有林管理局の高い平均収入に基づいて約25%高い収益が算出されており、したがって総収益は21,800万RM高く算出されている。

今日(1955年)ドイツ(訳者註:東西両ドイツ)の森林の収益は約30億DMであろう。ドイツ联邦(訳者註:西ドイツ)のそれはその約半分である。

ドイツの森林市場は部分的に木材の輸入によって供給されている; 木材輸入は、ここで直接的に林業の価格水準に影響をおよぼしている。ほかの部分では半製品の市場、主として挽材市場、ならびにパルプ原料、木材片の市場が供給を受けている; これらの輸入は間接的に森林市場に影響をおよぼす。

次の表はドイツの木材市場のこの領域の価値的、ならびに材種的な取引量に関する概観をとりつぐはかであり、国内の生産に関して前にかかげたデータと比較する事によって木材輸入の経済的な意味を明らかにすることかできる。

木材輸入量とその価値

(商 品 群)	ドイツ帝国(1925-30年) (脚註43)		ドイツ联邦(脚註44)			
	年平均 100万RM 及 10	年平均 1000 RM	100万RM		100万DM	
			1954年	1955年	1954年	1955年
幹材、小径木、挽材、パルプ用材	90	218	54	57	293	442
挽材、枕木、板材、脚材、その他の半製品	5.5	255	3.3	5.5	381	681
パルプ原料、木材片	0.6	43	2.3	2.8	239	307
計	15.1	506	90	140	893	1396

(原文脚註)

41. H. Lommel, Die Wirtschaftsergebnisse der preussischen Staatsverwaltung im Jahre 1928. Mitt. n. Fu. V. Fu. 1 Jg. 1930. S. 193

III 木材の利用

木材の産出、ならびに木材の需要に關する正確な知識は「林産業からの需要に合わせて木材の年伐採(実行)量と木材輸入量の調整を管理的方法(Verwaltungswege)によつて配慮するよな国家社会主義的政体」の計画經濟に對しては特に重要であつた。

自由な市場經濟においても、この知識は「國民經濟的な利害關係と參加經濟グループの利害關係を守り、そして最適度の調整をもたらすために」國家にとつてき、また、林産業的組合にとつても必要である。

我々は1936 ~ 41年のドイツ帝國統計局の編纂資料によつて成材消費に關する概要を見ることができる(脚註45)1936年には、經濟の供給のために——前年の在庫品の請求のもとに——

(脚註46)

全体で3320万Fm. m. Rの幹材が準備されしかもそのうち、2160万Fm. m. Rは建築産業のために、また1160万Fm. m. Rは工業的ならびに手工業的用途(Herfholz)のためにあてられた。

ドイツ帝國統計局が中央管理の目的のために作つた工業生産統計によれば、それ以上の消費が推定される。^(脚註47)それによれば1936年には、木材加工工業によつて、2510万Fm. O. R.が消費された；国内消費のために

a) 半製品の生産

挽材	2260万Fm. O. R.
鉄道枕木	70
防材	60
電柱	40
植材	40

(原文脚註)

45) Stat. Handbuech, 1949, S. 314.

46) 国内伐採量 2160万 + 輸入 560万 + 在庫変化 150万 = 3320万 Fm. m. R

47) Stat. Handbuech, 1949, S. 315

(原文脚註)

42. それはドイツ聯邦の農林業の粗社会生産物の約 $\frac{1}{10}$ であり

またドイツ聯邦の全体の粗社会生産物の約 $\frac{1}{100}$ である。

(Vgl. Wochenschrift des Deutschen Institut für Wirtschaftsforschung 23. Jg. 1956, Nr. 1-2, S. 1.)

43. Monatliche Nachweise über den auswärtigen Handel Deutschlands 1924-1930

44. J. Speer, Chronik der Forstwirtschaftsjahres 1955
A. 89, 11. 89, 1956, Nr. 1, S. 1.

板材	30万 fm OR
b) その他の消費	
マツチ工業	774 "
輸出用に	4万 "
合計	2510万 fm OR

(ドイツ联邦における木材加工工業の消費については11ページの表を参照せよ。)

1. 建築用材

建築用材は上におげた数字が示している様に用材の最も重要な消費目的である。消費された木材マ積に関する精密な統計は — 1936年〜1941年の調査以外には存在していない。そのほかには、建築行為に関する統計によつて おおまかな見積りを行える。

過去においては「正常な経済状態のもとにおいては、全用材の約半分、もしくは — 主として針葉樹が使用されるので — 針葉樹用材の²/₃が建築目的に用いられ」と概算されていた。

建築材の需要は 国民人口数の発展と年令構造、国民経済の発展 (例: それの Nachholbedarf), 建築技術の発展 新しい建築材料の出現、住居工場、公共建築物の大きさや性質に関する人間の要求に依存している。「建築材の需要がこれらの関係の変化につれて時代と共に非常に異なり得る」と言う事は明らかである。WiWageit (脚註48)はそれについて「昔、建築用材は用材産出量の50—60%を要求していた、1950年にはそれは30%であった。1960年にはそれは15%になるであろう。」と書いている。

建築物は「営業用建築、公共建築、住居建築の3グループ」に区
(原文脚註)

48) W. Wegelt, Einshlagshöhe und Schnittholzbedarf in Holzwirtschaftliches Jahrbuch 1952 45.34

別される。

ドイツ帝国時代、1936年には建築された容積(建築給付)は次の様な額であつた。

営業用建築物	5500 万 m ³	} 取引価値 87億 RM
公共 "	1700 万 m ³	
住居	10000 万 m ³	

(脚註49)

全体の建築費用はドイツ联邦では1924〜38年には年平均63億RM 1938年には116億RMであり、ドイツ联邦では1954年に113億DMの額であつた。

総建築価値は建築費用の約1.5倍の額であつた。しかし、そのうち使用された素材はただわずかのパーセントの部分であり、そして建築費用には、まったく、さくわずかの影響しかおよぼしていない。すなわち、1952年に使用された、せいぜい1000万 fm の木材材積について高々70 DM/fm の平均価格を仮定すれば、素材のための費用として70000万DMという総価値があたえられるが、これは建築給付の総費用の8% (又は建築給付の総価値の5%) に相当する。

建築材需要は さらに「住居建築が特に詳細に取り扱われているような『建築行為に関する規則的統計』に基づいて、住居建築にたいりてもつとも容易に査定される。

ドイツ帝国時代には住居の純増加(訳者注=1年当りの建築件数)は住居300000以上を示し1928〜30年において、その最高点に達した。(ただし、この最高点は世界的な経済危機の後に、もう一度1936〜37年に達せられた。)その後、住居建築は低下し、特に危機の年には、その最高点の10%以下に低下した。(脚註50)

西ドイツ(今日のドイツ联邦)に関しては、最高状態の年に約180000の住居が作られた。

1945年の崩壊の結果、ドイツ联邦に対する需要として500
(原文脚註50) Stat. Handbuch, 1949, S 340〜341

万の住居が見積もられた。; 1950~55年の期間に於して、一つの建築計画が作ら
 ねばそれには *sozialen Sekretum* の住居 180 万の建築が計
 画されている。この社会的な計画の実行においては人的な動機
 をもととして、1950、1951、1952、1953、1954、年に

	366000	410000	443000	518000	543000
	の住居が調整され				
そのうち	165000	279000	281000	381000	391000
	が新築である。				

たとえ、作られる新築住居の数が2倍以上になつたとしても、
 建築用材の需要が非常に増加する事はない。その理由は次のとおり
 である。

1. 特に大都市の建築においてはセメントがが着しい範囲で木
 材を圧迫している。(脚註 51) ^(Stahlbeton)
2. 今日の住居は平均的に昔よりも着しく小さく低い。社会的
 な住居建築に対する制限的規定は、それについて決定的な影
 響をあたえている。
3. 建築業者は税金、労賃、木材価格の圧力によつて、建築材
 の大きさを非常に儉約的に計算する事を覚えた。

1920年には、我々は 60 m² の小住宅に対して 16 fm の素
 材を必要だと思つた。正常な経済状態に相応した「300000
 の住居というドイツ帝国の住居建築計画」に対する木材需要を我
 々は挽材 360 万 m³ = 素材 520 万 fm 従つて平均して 1 住
 居当り 17 fm と計算した。

W. Triebel は第一次世界大戦以前の住居建築における木材
 の消費について興味ある材積数字をあたえている。(脚註 53)

(原文脚註)

51) IFC 研究所の計算によれば 1951~54 年にセメント消費は 40% 増加した
 それに於いて挽材はたゞ 3% 増加しただけである

(原文脚註)

52) Der Bauholzverbrauch für das sog. "Indexhaus" ist von 12
 v.H. des gesamten Materialaufwands im Jahre 1914 auf 5.8 v.H. im
 Jahre 1950 gesunken (vgl. H&K 79 Jg 1953 Nr. 67. 5748)

53) W. Triebel, Das Holz als Baustoff im Hoch- und Wohnungsbau im
 Holzwirtschaftliches Jahrbuch 1954 " 5 101.

彼は住居面積各 79 m² の 6 つの住居を有する 3 階建の / 軒の家に
 対する木材の總需要を — 非常に豊富に — 99 m³ と見積もつた。
 それは住居面積 1 m² 当り 0.225 m³ である。素材に換算すれば、
 それは約 150 fm になり 従つて 1 住居当り 25 fm になる。
 このような家では

天井(拵板)に	34~38%
床板に	17~18
屋根に	14~16
窓と戸に	10

Verkleidung an Baustelleneinrichtung und Vorhaltehof 9-10%
 が使用されている。

最近では、その需要は非常に少なく見積られている。ヘッセン
 の建築委員は「木材の経済的加工の節約に関する、規定」を 1949
 年に「住居面積 60 m² の小住宅は、全部で 8.172 m³ の建築材
 を要する」ということを施行した。

それは住居面積 1 m² 当り 0.128 m³ である。その委員会は 72%
 の節約が技術的に可能であり せして 40% の節約が實際上可
 能であると考へ、住居面積 1 m² 当り 0.08 m³ の標準額を示した。
 それは 60 m² では 4.8 m³ (挽材 — 訳者注) = 7.2 fm (素材 —
 訳者注) である。

同様に、マイン川のマランフルトにある中央建築業者組合で
 大工職の専門家グループは「住居に対しては建築構造に対する計
 画的な木材消費の制限が総住居面積 1 m² 当り 0.10 m³ 迄、まだ
 可能であるように思われる。」と発表した。(脚註 54)

したがつてそれは 60 m² では挽材 6 m³ = 素材 9 fm である。

建築材の大部分は製材工場、鉋削工場、建築業者、指物師を通じて動く。
 建築業者は素材を挽材に加工し、大工は土台柱、梁、横木、縦木を作
 る；指物師は階段、戸、窓枠、壁板、屋根板など沢山のものを完
 成する。

(原文脚註 54) H&K 75 Jg 1949, Nr. 51 5625

地下建築においても——特に地下工事における基礎工事や、柱
 囲堰、板張りなど——著しい材積が必要とされる；道路舗装に対
 しても多量の木材が必要とされる。さらに、治水工事や、橋梁工
 事においても、また護岸工事や杭打工事や田堰工事や堤防工事や
 Klausen, Landepflätzenおよび橋にたぐさんの木材が必要
 とされる。

2. 木工用材 (Werkholz)

木工用材としては、ここでは狭い意味では「工業や手工業によ
 つて非常に多種多様な大きささまさまの木製品や『木材部分を含ん
 だ製品』に機械的に仕上げられる、すべての木材」を言う。(昔
 の文献で多くの場合總称的に木材加工とよばれていたもの。)

消費の種類はさまざまに多い；したがって、ここでは、ただ非常
 に重要であるものをあげるだけにすぎない。それと同時に木材加
 工工業と、その他の工業が区別されなければならない。

木材加工工業に属するもの

建築指物師、および家具師的なもの

車輜工、車、靴、荷車、馬車の枠、秣槽

作業用具指物師：かんな、旋盤台、彫刻台、針金引伸ばし製造台
 手工業用具

包装箱工業：箱、運送用型枠

おけ屋 (桶職)：たる、樽、桶、たらい、手桶

鞆織細工工業：家具、洗濯の引伸ばし機、木製おじ、木脚、粉お
 け槽) 木かき、どんぶり、皿、スプーン、台所板

玩具工業

その他の工業

すべての工業至営は各人らがの木材需要を持つている。大きな需
 要を有するものは特に車輜工場、船建造、飛行機製造、自動車工
 場、車体と船艙さらには機械製作所(足場組立用材、作業台足場

および木型類とある。

(脚註55)

これらの工業の木材消費の大きさの順序は1936年の工業生
 産統計によればつぎのとおりである。

(挽材……家具師的なもの)(単位1000m ³)	(板材)	(単位1000m ²)
家具及び器具師的なもの	1896	家具工業 73
指物師	884	屋内建築および手工業 64
木製商品工業	685	葉巻入れ箱製造工業 29
機械器具製作	505	横木工業 9
鉄製品網鉄製品工業	214	製函工業 9
造船業	117	機械製作 3
横木工業(Spertholzindustrie)	196	その他の消費 3
馬車および車製造	104	合計 190
その他の消費者	273	
計	4784	

(挽材……箱用材、形枠用材) (単位1000cfm)

建築業	2073
鋸山業	378
製函工業	1785
合計	4236

これらの木材加工業およびその他の工業の挽材使用量は合計
 して900万m³になるが、これは総挽材材積(この総挽材量は37
 マージにも示したように葉巻2260万cfm O.Rから生産され、
 そして1600万m³の額になる。)の一部である。その差額約700
 万m³は主として角材、およびけた材の形で建築産業に属する。
 業務用材

業務用材は農業経営や庭園経営やブドウ栽培経営や漁業経営において、設備され
 て使用される用材、インゲン豆の柱やホツの柱、樹木の支柱、物干柱、囲いの木、さ
 らには粗束、板、束、エンドウの粗束、等々その他沢山のものに亘る。

(原文脚註55) Stat. Handbuech. 1949. S 315

これらの需要は、この経営においては、それほど著しく大きくはない；しかしこれはこれらの経営がさい時に 全体のしで国民経済的に重きを占める。その総材段の計算や見積りは、まだ従来行われておらず、そして非常に正確かである。

4 パルプ用材

パルプ用材の使用は世界的に著しく増加しており、そして将来もまた 需要の著しい増加が考文られている（脚注56）

ドイツのパルプおよび製紙工業は最初の数年間、非常に有利に発展し、そして商業政策的にも有利な産業部門になった。その素材需要は1913年には200万 fm であり、これは大略、国内生産量に一致していたが1925～29年の5年間は年平均770万 fm に在りそのうち480万 fm はその製品を国内需要に供給するために使われ2900万 fm はその製品を輸出するために使われた。

1938年には需要は1000万 fm を記録し1941年には1250万 fm に達した。

これだけの量を準備するためにはますますパルプ原木の輸入を増加せねばならなかった。

BEI F（脚注57）の報告によればドイツ联邦では パルプ工場、製紙工場、木毛工場 ならびにその他の至營は次のように木材を消費している。

(年)	1951.	1952.	1953.	1954.	1955	
(国内の森林から)	500.	500.	350.	510	470	万 fm 0.尺
(輸入材)	100	140.	100.	140	200	"
(計)	600	640	450	650	670	"

(原文脚注56) ドイツ联邦における紙消費は人口1人当りについて1952～1954年間に36kg から約50kg に増加している。

比較のために挙げると、アメリカ合衆国では1954年に人口1人当り171kgの紙を消費した。
(原文脚注57) HZL. 80 Jg. 1954. Nr. 155. S. 1848 und Jg. 1956. Nr. 11. S. 162

最初はパルプ用材としておもにトウヒ (Fichte) 材が考えられたマツ (Kiefer) 材はその高い松脂含有量のために生産に著しい困難を来し、そしてそのほかに、椈木としてもつとよく適していた。

1930年にはブナ (Buche) 材も使用することに成功し1941年には200万 fm がパルプ用材として利用された。

パルプ用材は大部分がパルプに加工されるがごく一部分は碎木パルプに加工される。

1938年にはその比は7:3であった 生産物においてはその差は—碎木パルプの原木歩止りが高いために—非常に小さい。1938年には136万トンのパルプと119万トンの碎木パルプが生産された。したがってその比は53:47であった。

生産に關しては1936年にはパルプ生産量の45%；碎木パルプ生産量の35%が今日のドイツ联邦の領土に属している。^(脚注58)

5 椈木

椈木は石炭鉱山、褐炭鉱山、鉍石鉱山等で必要とされるが椈木需要の85%は石炭鉱山で占められている。

需要の90%は丸太として支柱、横梁、丸太棒、外板、Spitzen 支柱に用いられ10%は椈材として掘さくのための角材、矢板、Schwarzen Spurlatten、椈木、板、作業用具に用いられている。

樹種としてはワイマスマツ以外の針葉樹が適しており、広葉樹ではナラ、ニヒアカシヤ、シデが適しており、そしてごく限られた範囲でブナ、カバも適している。

直径は中央直径6～20cmが必要とされ大部分は10～15cmである。

長さは0.3—3.75mが必要とされるが大部分は1.25～1.5mである。

(原文脚注58) Stat Handbuch 1949. S. 317

需要の大きさは鉱物（石炭、褐炭、鉱石）採掘の量 坑木使用の経済性、坑木の材質、特殊な鉱山的関係に存在している。ルール炭鉱は益々深層へ掘り進んでいる；この地方の大きな地圧は、たとえばシレジアの鉱山や英米の鉱山よりも深山の坑木を必要とする。坑木の質はその乾燥度に依存している。湿った坑木は負荷力が約30%少ない。

経済性は特に正しい直径の木材の使用を要求するが、これは全ての直径級の十分な蓄積を前提とした場合である。樹種も1つの役割を演ずる；マツはトウヒよりも耐久力がある。

100万の石炭採掘には

1948	1949	1950	1951	1952	1953	年に
348	291	265	265	245	231	

の坑木を消費した。

地方における20〜22 f.m.の使用量は極端な限界値であると思われる。

ドイツ联邦では40〜80年生の *Kiefer* 林および30〜60年生の *Fichte* 林から250〜280万 f.m.の坑木が産出される。1952〜55年の平均としては250万 f.m.の国内材が伐採され、80万 f.m. M.R. が輸入された。

坑木材産業はつぎの理由から一定の在庫量保持を要求している。

1. すべての必要な直径のものを使用するため
2. 年間需要をできるだけ夏と秋に乾燥した状態に調達し、そして運賃を節約するため
3. 乾燥した坑木のより大きい負荷力を利用するため

在庫量は「10月に量が鉱山および輸送途上であり、3/3 がまだ森林にある」と言う状態で9カ月の需要に一致すべきである。在庫量は「10月に最大で4月に最低」と言うような時間的変動を示す伐採から使用迄の期間は8〜12カ月である。

すなわち

2〜3月間森林聖堂にある（別皮）

4〜6月間 坑木供給業者の手許にあり

2〜3月間 鉱山にある。

鉱山の側の木材の受入れは又つの形で行われる：坑木供給業者が鉱山の近くで借りた土地で行う（Magazinabnahme）（店受入れ）と鉱山の自己の野木場による、Waggonabnahme（車輛受入れ）

6. 枕木と梛

枕木の需要の約2/3は鉄道（含、私有鉄道）によるものである。その残りは工業および鉱山によって要求されている。

1937年にはドイツ国有鉄道だけで11800万本の木製枕木がその鉄道に取り付けられていた。これは素材2150万 f.m.（1 f.m. = 枕木5本）に相当した。

平均耐用年数30年において年々の修繕用および新設用需要は72万 f.m.となる。ドイツ国有鉄道の実際の消費は著しく変動している。

1927〜30年には平均110万 f.m.の額であったが1932年には50万 f.m.に低下し再び1937年には80万 f.m.に上昇した。（脚註59）

ドイツ帝国における總体的枕木消費はドイツ国有鉄道のそれよりも約40〜50%大きかったと査定される。

ドイツ工業委員会の報告（脚註60）によればドイツ联邦の領内には目下、全部で約130万本の枕木が存在している。

そのうち約65%は木製枕木 = 8450万本

33% 鋼鉄製枕木 = 4290 "

2% セメント製枕木 = 260 "

（原文脚註59）

O. Gröner: Die Holzwirtschaft bei der Deutschen Reichsbahn 1939 の記述から計算した

（脚註60）H&B 79 Jg 1953, Nr. 146, S. 1552

ドイツ联邦では 1951 1952 1953 1954 1955 年に
木製枕木が 305 335 319 209 187 (単位 1000 fm)
生産されたが (原文脚註 62)

そのうち、鉄道枕木は 62% 62% 59% 49% 56%
であった。

井業年度 1955 年には総材積のうち、広葉樹が 71% (その中
Buche が 4/5)、針葉樹が 29% であった。

鉄道枕木のおもな買手は国有鉄道 (Bundesbahnen) で、その
正常な年の更新需要は約 3400 万本である
実際上の需要から見ると

1953 年には 280 万本の枕木が必要とされ	その中木製枕木は
1955 " 310 " "	180 万本
1956 " 450 " "	140
	230

であった。

電柱は鉄道管理局、郵便局、発電所、水道管理局などやその他
か多くのものによつて必要とされている。

ドイツ联邦では 1951 1952 1953 1954 1955 年に
電柱が 209 201 143 149 169 (単位 1000 m³)
生産された。

7. 燃料

燃料は主として白家用燃料に用いられる。ごくわずかの量が「
燃料から木炭、木炭タール、木酢液、メチルアルコール、Gerbstoffe
を得るような木材炭化工業に供給される。

全体として、燃料消費は今日にいたるまで、なお非常に大さす

(原文脚註)

61) Jahresübersichten über Herstellung und Vorräte an Schwellen.

HZbl 78. Jg 1952, Nr 147 S 2022, 80 Jg 1954 Nr. 12 S 126;
82 Jg 1956, Nr 4 S 23

62) Nach Angaben von W. Wegelt im HZbl 81 Jg 1955, Nr. 12 S 1485

63) Nach Angaben von E. Kmonitzek im HZbl Jg 1955, Nr 157 Beilage

ざる。

1927 年の林業調査によれば
2470 万 fm の燃料 (= 総収穫の 50%) のうち
1720 " が成材燃料 (= 成材収穫の 45%) と
750 " が根株材と粗材であった。

ドイツ联邦ではさしあたり白家用燃料の非常に大きい部分が燃料
材によつて供給されている。燃料の年伐採 (実行) 量は次のよう
に推移した。

(林業年度)	1946.	1947.	1948.	1949.	1950.	1951
(燃料需要単位万 fm. m. R)	2280	2240	1490	900	800	720
(そのうち成伐伐採実行量%)	48	44	34	25	27	25
	1952.	1953.	1954.	1955		
	620	600	610	530		
	22	24	25	18 (原文脚註 65)		

これにさらに森林以外で伐採された木材の大多数が加わる。

木材燃料は熱量技術的に効率が非常に少ない。

他方工業は根株材や粗材材のような価値のすくない木材をもまた
価値の高い生産物に加工するような状態にある。これに対しては
そのほかに木材加工工場の廃材や完成された建築材および雨材の
廃材が考えられる。

ドイツ帝国時代に毎年燃料にされた総材積は約 4000 万 m³ と
査定される。もちろん、これらの大きな原料量材積の利用可能化 (
Nutzharzmachung) はまづオノに輸送費の問題である。

とにかくわれわれはここにまだ沢山の「技術的ならびに経済的に
その最善の換金に熱心に努力せねばならぬような沢山の原料予備
(Rohstoffreserven) (訳者注: 用材的利用に供されるべき
性質の燃料)」をもっている。

(原文脚註 65) たいたいにおいて 1955 年の 1 月の暴風雨の被害の結果
生じた針葉樹の高い伐採量に原因づけられる。

IV ドイツ木材市場の地方的特殊性

1 林業の供給の地方的特殊性

国内の供給は、それが市場的に販売される限りにおいて、生産によって償われる。その種類と大きさを定めるものは個々の地域において、一方では「森林の豊富さ」、「樹種配分」、「収穫状況」であり、他方では「販売状況」である。

「地域的な森林の豊富さは面積的ならびに収穫的に国土面積または住民人口数に因連づけることができる。

ドイツ帝国の森林面積率は、オノ回の調査の所からあまり変化してない。その値は次のとおりであった。

	1878 ^年	1883	1893	1900	1913	1927	1937
(国土面積の%)	25.7	25.7	25.8	25.9	26.3	27.0	27.0

1913年と1927年の森林面積の差額は森林の少ないポーゼンと西プロシヤの分割に主な原因がある。

しかし個々の地域の平均森林面積率は著しく異なっていた。森林の多い地方はヘッセンナサウとバーデン(39%)、ブランデンブルグ(35%)、グレンツマルク(34)、チューリングゲンとバイエルン(33)、プユルテンベルクとラインプロビンツエン(31)であった。森林の少ない地方はシュレスビヒホルスタイン(8%)、オルデンブルク(10)、東プロシヤとハンノーバー(18%)であった。

ドイツ連邦では1948年の調査によれば、平均森林面積率は27.6%の額になる。森林の多い地方はヘッセン(39%)、ラインラントパルツ(36)、バーデンプユルテンベルク(34)、バイエルン(32)であり、森林の少ない地方はシュレスビヒホルスタイン(8)とニーダーザクセン(19%)である。

森林面積は住民数に対する関係において始めて経済的特色を生ずる。ドイツ帝国における人口/人当り森林面積は1883年から1927年までに住民人口増加のために0.32haから0.20ha^(附注66)に低(原文附注66) 1937年までには0.19haになった。

下した。しかしここにもまた大きな地域的差異が見られる。個々の国土部分においてこれらの数字の大きさに対して決定を与えるものは、森林の豊富さと人口密度である。これら二つの因子は互に作用し合って影響をあらわす。

森林が豊富で同時に人口の少ない地方はグレンツマルク(0.77 ha/人口1人) オーベルパルツ(0.57 ha/人口1人)、ブランデンブルク(0.52 ha/人口1人)、ニーダーバイエルン(0.44 ha/人口1人)であった。

人口の多い工業地帯はサクセン(住民人口/人当り0.07 ha)、ラインプロビンツ(住民人口/人当り0.10 ha)、ウエストファーレン(住民人口/人当り0.11 ha)であった。

特に森林の少ない、人口の密な地方はシュレスビヒホルスタイン(0.07 ha/人口1人)とオルデンプルグ(0.12 ha/人口1人)であった。

西ドイツのそれに対応する数字は第一次世界大戦の結果起った住民人口の急激な増加を反映している。ドイツ連邦の領域には今日、1937年当時よりも1000万人以上も多い人間が住んでいる。したがって人口/人当りの森林面積は0.14 haに減少している。

これらの数字は住民および経済と木材供給の關係に概観を与える。しかし、この数字ではさしあたり主要樹種の自然的分布はまだ度外視されている。次に主要樹種の分布について論じよう。

ハンブルグを通る子午線、すなわちハンノーバー地方を通過してヘッセンナサウおよびプエルテンベルクの東側を通る子午線の西側は広葉樹が重要な役割を演じている。それ(註者注：広葉樹)はウエストファーレン、ラインプロビンツ、ヘッセンナサウ、ウンターフランケンでは林地の半分以上も占めている。それは比較的少ない用材供給を意味する。

針葉樹では北東ドイツのマツと中・南ドイツのトウヒが重きを占めている。

主なマツ地帯としては南東プロイセンと、ニーダーシュレジヤ

グレンツマルクの広い底辺の上に楔形にルエネブルゲルハイデに及ぶ広大なマツ地帯があげられる。さらにオーベルパルツ、ミッテルフランケン、プロビンツ、シュタルケンブルク、ラインパルツはあまり際立ってはいないが、マツ地帯としてあげられる。

トウヒはハルツ、チューリングゲンの森林、エルツム、ヒヒテルゲビルゲ、バイエルンの森林、オーベルバイエルンを支配している。

さらに立地關係が決定的な役割を演じている。グレンツマルクの1haはプエルテンベルクの1haに等しくない。

人口数に対する用新別に組織づけられた成材収穫の状態はこれらの差異をよく示し、面積關係よりも啓発的である。

つぎの表はそれを示している。

ドイツ帝国 1927年	人口/人当り 成材収穫			
	用材	燃材	総成材	
ベルリン市	0.04 ^{hm}	0.05 ^{hm}	0.09 ^{hm}	人口密
リュベク市	0.06	0.07	0.13	
サクセン	0.14	0.05	0.19	
ラインプロビンツ	0.12	0.09	0.21	
ウエストファーレン	0.18	0.09	0.27	人口疎乏
オルデンプルグ	0.20	0.09	0.29	
シュレスビヒホルスタイン	0.14	0.16	0.30	
プロビンツサクセン	0.28	0.20	0.48	
東プロシヤ	0.30	0.32	0.62	
帝国平均	0.40	0.27	0.67	
ヘッセン	0.32	0.39	0.71	
オーベルシュレジヤ	0.52	0.20	0.72	
ニーダッシュレジヤ	0.53	0.26	0.79	
チューリングゲン	0.55	0.25	0.80	
ブラウンシュヴァイク	0.50	0.32	0.82	

ドイツ帝国 1927年	人口/人当り 成材収穫			
	用材	燃材	能成材	
フュルテンブルク	0.84	0.36	1.00	} 森林密
バイエルン	0.61	0.42	1.03	
ヘッセンナサウ	0.52	0.53	1.05	
メクレンブルク	0.52	0.59	1.11	} 人口疎
ザクセン	0.58	0.57	1.15	
バーデン	0.73	0.61	1.34	森林密
ブランデンブルク	1.11	0.68	1.79	} 森林密 人口疎
プレンツマルク	1.86	0.81	2.67	

この表のなかで、特に用材収穫の額が関係がある。それは、ドイツ帝国の平均値として人口/人当り 0.40 fm を提供している。それは 1925~29 年に計算された年平均用材需要が人口/人当り 0.65 fm であったことと関連して「ドイツ帝国が高度の——すなわち用材需要量の 38% におよぶ——木材輸入国であったこと」を示している。しかしその表はさらに「ただプレンツマルク、ブランデンブルク、バーデンだけが、今あげた平均需要額を上まわる用材収穫を持っていただけにすぎないこと」を示している。

実際上の過剰地域と不足地域を、そこに示された数字から直接的に読みとめることは勿論できない。なんとなれば両者の境界は「経済の状況が許すように用材需要を割り当てること」と「特別な工業によって——樹種、材種的に条件づけられた地方的に異なった需要」に依存しているから、それでもとに角調整の方向は示されている。

ドイツ連邦の平均値に対する 1927 年の平均値の比は注目値とする。1954 年の人口/人当り成材収穫は、

用材	0.38 fm
燃材	0.12 fm
成材計	0.50 fm

であった。

したがって、人口数の強い増加と長い間の過伐にも拘わらず、人口/人当りの成材収穫は殆んど変わっていない。その事情はまづオノに「用材率が 59% から 75% に増加したこと」と「1954 年のドイツ連邦における年々の成材収穫(人当り 3.7 fm)が 1927 年のドイツ帝国におけるそれ(人当り 3.3 fm)よりも高いこと」に存在している。他方、平均的用材需要は 0.65 fm から 0.58 fm に減少しており、したがって輸入は需要の 34% を支えるために行われている。

地域的 (regionale) な材種供給は、1. 産出樹種と土地の収穫能力、2. 所有関係、3. 販売関係、によって条件づけられている。その3つの関係において大きな地域的差異が成立する。

個々の地域における樹種の支配については既に論じた。それによって市場は特殊な印象を与えられる。北ドイツの *Kiefer* 用材市場、そしてそれと同時に東プロシヤの *Kiefer* はさらに一つの視材市場を示す。さらに南および中ドイツの *Fichte* 市場、西および中ドイツの *Buche* 用材市場と西および南ドイツの *Eiche* 市場。

地方的な立地の差異——土壌的ならびに気候的な立地の差異——は材種のみならず、価値的にも収穫に影響を及ぼす。

Mitscherlich^(原注 69) は材種別収穫表作製のための調査の際にプロシヤ国有林管理局における実際上の材種保持に関する調査をも行

(原注脚注 69)

G. Mitscherlich, Sortenertragstabellen für Kiefer, Buche und Eiche. Mitt. a. For. u. For. 10. Jg. 1937. S. 484-568. Ders., Sortenertragstafel für Fichte, ebenda S. 569-583.

った。

Kiefer においては、つぎの比較が示すように特に長材の造材 (*Aushaltung*) において、東プロシヤとその他の北ドイツ、中および西ドイツの間に少なからざる差異が示された。

(生育地方)	平均林分高における長材の平均的長さ		
	10m	20m	30m
東プロシヤ	平均的林分高の 67%	73%	60%
北ドイツ	72	60	55
中および西ドイツ	85	74	70

生長形態の外観的な差異と同時に、おもな内部的なく真的な) 差異も造材 (*Aushaltung*) を規定する。例：年輪幅の粗さ、節の有無、樹木腐朽菌、虫害 (*Insektenkalamitäten*) (フクロウの *Spiege*) の結果生じた害 (*Folgeschäden*)

西ドイツの *Kiefer* は主として年輪幅が広く節があり、幅の広い白身を持っており、非常にわずかの品値材を生ずる。しかしそれは樹木腐朽菌や着しい虫害に害われていない。

東ドイツのマツは沢山の良いく部分的に卓越した) 品値を供給し、年輪幅が狭く節が少なく、白が狭い。他方、それは樹木腐朽菌や昆虫による着しい害を受けている。それは、「その高価な玉切材 (*Schneideware*) が長材 (*Langholz*) から分けられること」と「被害を受けた木から健康な木材部分が採材されること」を結果する。両者は材種関係に影響を及ぼす。

マツの材種形成は特に東プロシヤで経済的に影響した。この地方は石炭を算出せず、工業も少ない。その結果、燃材の大きな需要と建築材の過剰が生じた。一方、価値の高い挽材は沢山帝国内に売り込まれた。建築材の売行は1920年代には悪かった。製材工場は当時売れゆきのよかつた挽材を生産した。このような経済的状况下で、東プロシヤではマツおよびトウヒの驚く程高い燃材率と同様に、マツのより良い輸伐期もまた基礎づけられた。

坑木の造材は、遠距離に対する運賃減額料金表における例外の規定によつてはじめて行われた。

Mitscherlich はトウヒに対してプロシヤで4つの生長区域を区別した。— 東プロシヤ、ハルツ、シュレジヤ、チューリングゲン—。それでもなお主として東プロシヤに見られる生長差は材種形成区分上にはとるに足らぬものである。それに反して市場関係の相違は材種 (*Sortenaushaltung*) に影響をあたえ、その経済的基礎は次のとおりである。

東プロシヤはパルプ工業が発達していたが、そのほかの工業は少なく、そして炭鉱がない。坑木の販売はただ運賃減額表によつて保護されているに過ぎない。

ハルツは周囲を工業にとりかこまれており、したがつて長材および玉切材の売行きが非常によかつた。パルプ用材と成材小丸太、燃材はあまり有利ではなく、坑木は生産されていなかった。

シュレジヤは鉱山、パルプ及びその他の工業を持っており、したがつて長材、玉切材、パルプ用材、坑木に対する非常によい販路を持っている。

チューリングゲンは中央の位置において、工業に対する良い、あらゆる面の販路を持っていた。坑木は生産されていなかったが、それに反して非常に多くのパルプ用材が産出されていた。

これらの差異は幹材 (合、挽材) とパルプ用材 (この両者を合せると成材の主要部分になる) の割合に明らかに現われる。

生長領域	林分の平均直径... cmにおける成材材種の別で示した幹材およびパルプ用材の比率							
	18 cm		22 cm		26 cm		30 cm	
	幹材	パルプ用材	幹材	パルプ用材	幹材	パルプ用材	幹材	パルプ用材
東プロシヤ	44	25	58	20	68	17	73	15
ハルツ	69	19	79	14	84	11	87	9
シュレジヤ	56	28	70	20	79	15	84	13
チューリングゲン	26	46	41	39	70	20	85	7

材の材種配分は個々に非常に大きな差異を示している、それにもかかわらずプロシヤの若林着における調査は、北ドイツと西ドイツの二つの生長領域の特殊性を認識せしめている。

幹材の長さは北ドイツでは西ドイツよりも12%（林分の樹高16mのとき）〜23%（林分の樹高32mのとき）短い。

幹材の収穫は北ドイツでは中径木の林分において西ドイツの約1/2である（隠材積の20%：40%）、大径木ではその差異は小さい。

それに対して北ドイツでは層積用材率が西ドイツよりも非常に高い。

平均直径22cmおよび24cmの林分においては、双方の（訳者注：北ドイツと西ドイツの）生長領域とも、隠用材収穫率は約50%の額であるが、大径木については北ドイツで、わずかに成材の54%に達するにすぎないが、西ドイツでは成材の70%以上に達する。

ドイツの二分（訳者注=東ドイツと西ドイツに別れたこと）によって市場関係ももちろん——一部では根本的に——変化した。さるほどに地方的な需要（Bedarf）は往々にして以前とはまったく異った森林領域からまかなわれたり、あるいはほかの樹種、材種の形において充足されざるを得ない。それは特に西ドイツの坑木需要に現われている。西ドイツの坑木の需要充足に対しては、今日大量のトウヒ材もちいられている。なんとすれば中ドイツ並びに東ドイツのマツ地帯からの坑木の供給が占領軍の境界によって阻まれているから（原文83頁の表を参照せよ）。

また、他方では過去における特にハルツとチューリングゲンの販売市場が占領軍の境界によって切断されており、そしてその生産の材種構造もまたそのために変化した。

所有種は、一方では——すでにのべたように——市場の材種的ならばに価値的な供給に決定的な影響をもっている。そして

他方では社会経済的、特に価格政策的な意味を持っており、そして個々の地方における市場関与者の相互間の関係に種々異った特徴を与える。すでにドイツ帝国における主な所有種の次のような面積配分はそれを示している。

1927年当時の森林面積の配分率（%）

（国有林）	（市町村有林）	（拘束的私有林）	（自由私有林）
ブラウンシュヴァイク 64	バーデン 44	オベルシュレジア 43	ウェストファーレン 53
東プロシヤ 61	ラインプロビンツ 40	ニーダーシュレジア 34	ポメルン 45
メクレンブルク 51	ヘッセン 36		オルデンブルク 44
プロシヤマルク 48	ヘッスナサク 35		ブランデンブルク 43
ザクセン 47	ポルテンブルク 31		ニーダーシュレジア 43
オルデンブルク 43			バイエルン 43
ヘッスナサク 42			ザクセン 41
			ハンノーバー 39

ドイツ連邦では1928年の森林調査によれば、個々の所有種の配分は次のような諸国において特に高い。

1928年の森林面積の配分率（%）

（国有林）	（団体有林）	（私有林）
ニーダーザクセン 42	ラインラントベルグ 55	ホルライン・ウェストファーレン 62
ヘッセン 39	バーデン・プルーシヤ 42	シエスビヒ・ホルスタイン 56
バイエルン 34	ヘッセン 39	バイエルン 52

ここから「一定の地方においては国家（Staat）はその木材市場に対して支配的な役割を演じており、そしてそれは市町村有林や拘束的私有林における国家の作用によって時と場合によっては更に強化され得る」ということが生ずる。ほかの地方では私有林が支配しているが、しかしその細分化のために特に経済的に不利な時代には木材商業に負けている。

供給はしかしながら需要と密接な相互作用を持っている。販路関係が供給にどんな作用を持っているかということも、われわれは工業地帯の近くにおける高い用材率から特に明らかに認識する。

たとえば1927年の調査のときにはライン・ウエストファーレンと中ドイツの工業地帯の周囲 即ち ラインプロビンツ、オルデンブルク、ウエストファーレン、ヘッセン、ナサウさらにはブラウンスヴィク、アンハルト、プロビンツ、ザクセン、ランドザクセンやシュレジヤにおいて特に高い用材収穫 (*Nutzholzausbeuten*) が行なわれていた。

工業地帯の近くではアナにおいてさえも高い用材率に達していた。たとえばザクセン52、アンハルト51、ウエストファーレン41%。それに反し、オーベルバイエルンやシュバーベンでは成材 (*Derbholz*) のわずか17%が、そしてまたヘッセンでは12%が、またミッテルフランケンでは11%が、それぞれ用材 (*Nutzholz*) として利用されただけにすぎない。

今日ではもちろんアナの用材率はパルプ用材としての利用可能性のおかげで、どこでも本質的にもっと高い。

地方的な販路関係の差異は、価格に再び現われる。1943年の丸太材価格規定 (*Rundholz-Preisverordnung*) から引用した。次の例から材種価格の差異 — これは部分的には自然的にく生育的に) 条件づけられた差異も含む — がいかにか大いかにということがみとめられ得る。

トウヒ	4級	{ アレンスタインで メクレンブルクで	RM	16
				24
マツ	3a級	{ 東プロシヤで ザクセンで	RM	18.50
				25.50
ブナ	4級	{ アーヘンで オーベルフランケンとミッテルフランケンで	RM	17
				28

2 林産物の需要の地方的特殊性

森林調査が一つの経済地理学的な考察を木材市場に関する供給と生産の関係について与えると同様に、産業経営調査 (*gewerblichen Betriebszählungen*) は需要面に関する経済的關係につ

いて経済地理学的な考察を与える。その際に特に木材ならびに挽材原料産業、パルプ工業、木材商業が林政と関係する。

個々の地方 (*Länder und Provinzen*) におけるこれらの産業種類の配分を考察し、そして従業員数と動力馬力数とで表現された経営の規模や生産能力を比較するとき、種々なく部分的にはまさに複雑な原因から生じている) 注目し得べき地方的差異が示される。一部ではそれら産業は主として原料に、そしてまた一部では販売的なものとして、また一部は輸送的なものとして、さらに一部は多目的なものとして方向づけられており、一部は一定の領域における産業の増加を経済史的な低税に条件づけられている。

製材される木材材積と素材市場における需要の大きさに関しては至管統計を用いて非常に漠然たる見積りと比較ができれば過ぎない。なんとなればあらゆる種類の木材産業はおのおのその特殊な労働集約性、技術的構造、経済的構造を持っているから、そのほかにもそれら木材産業の能力の利用もまた非常に広い範囲で変動している。

しかし、経営調査の統計的データと森林調査の統計的データを個々の地方における森林の豊富さ、樹種関係、収穫関係ならびにその地方の土地面積や人口密度に関して対比することによって、市場経済の関係がある程度説明づけられる。すでにその時に「その地方の生産で需要を満足できず、さらに過剰地方からの供給や木材の輸入によって供給を受けざるを得ないような地方」が明らかになる。

さてわれわれは、木材加工工業についてまず身/に考察しよう。次の頁では製材工場 (*Säge- und Furnierwerke*) の地方的特殊性が「統計的データがドイツ帝国の平均値から非常に多く偏れている地方をあげ、しかも地方をその特徴に応じて表の真中を中心として上下に分けて並べる」というふうにして示されている。

製材工場 1939 (1939年のドイツ領土について)	生産量		従業員数 (1工場当り)	馬力数 (1工場当り)	国内産用材収獲 率(1000ft ³) (1工場当り)
	計	国土面積 100,000ha当り			
ドイツ帝国	10,220	21.7	16.4	64.0	2.44
プロビンツザクセン	287	11.2	20.5	73.4	3.21
ハンノーバー	424	11.0	17.9	63.9	3.45
メクレンブルク	132	8.5	22.0	77.9	3.61
アンハルト	30	13.0	22.6	87.7	3.97
シュレジヤ	587	16.2	27.7	76.0	4.05
東プロシヤ	295	8.0	34.5	112.5	4.08
ポメルン	303	8.0	23.2	82.5	5.61
ブランデンブルク	420	10.7	22.6	76.3	6.90
それ比べて					
ザクセン	598	37.9	15.6	68.7	1.19
ヘッセン	294	38.2	11.7	41.6	1.46
ラインプロビンツ	523	23.8	17.9	67.7	1.54
プエルテンブルク	1000	51.3	9.5	50.8	1.66
バイエルン	2587	34.0	11.2	49.2	1.76
シャウムブルク・リッペ	12	35.3	33.6	103.0	1.83
バーデン	704	60.0	12.4	55.1	1.88

おもな製材工場は原料的に条件づけられているので、用材収獲の状況にしたがって列挙した場合の順位はその地方(Landesteile)の製材工場の数を保証する。

この表から北ドイツの製材工場はヘッセン、プエルテンブルク、バイエルン、バーデンの製材工場よりも本質的に大きいということが認められる。

バイエルンのもっと詳細な統計は、シュフーベンとオーベルバイエルン地方は一般に製材工場の数に比べて用材収獲の比が低いことを示している。

この大きな相異は一般に地誌的ならびにそれ相応の輸送関係に

関して理由づけられるが、しかしそのほかに歴史的にも条件づけられている。なんとなれば、南ドイツの製材工場は北ドイツのそれよりも古いから。

製材工場の数に対する用材収獲の関係から認められる生産規模は、それらの従業員数と機械設備にも表現されている。上にあげた領域のうち、3領域だけが注目し得る偏差を示している。——すなわちザクセン、ラインプロビンツ、シャウムブルク・リッペの3領域がそれである。これらの領域においては明らかに比較的大きい工場において、これら3領域の境界線の外で生産された木材が加工されており、しかもザクセンとラインプロビンツでは非常に多量の輸入材が、そしてまた小さいシャウムブルク・リッペでは隣接地方で産出される多量の木材が製材されている。

生産の大きな相異から、今あげた南ドイツの諸国ならびにエッセンは、北ドイツ地方よりも非常に沢山の製材工場を持っているということが示されている。このような事実の市場経済的意義はもろろんその2つの大きな領域の森林面積率と収獲状況によって部分的に調整されている。製材工場はそれの半製品を特に建築産業や木材加工工業や、その他の工業に供給している。

沢山の建築材は大工によって加工される。大工は生産調査では建築業に数えられており、その際同時に「製材工場をもった大工」、「Hochbau(建築業、左官と大工を含めたもの)」、「Zimmerer(大工)」に区別されている。ここからわれわれは、一部の大工は独立した手工業として生産されており、また一部は建築業に含まれており、そしてまた一部は製材工場に結びつけられているということを認める。したがって大工版に算入される生産量の正確な算定、従業員数ならびに動力機械給付の正確な算定は不可能である。

1939年の生産調査では、大工版生産は「地方的な特殊性」に基づかずにはただ単に「技術的な生産単位」に基づいてのみ報告されている。したがってこの手工業(訳者注=大工版)の地方的な

特殊性を解明するためには1933年の統計にまでさかのぼらねばならない。ここではそれ(訳者注=1933年の統計)のなかで、もちろん独立的な大工取聖管だけを考慮しよう。なんとすれば複合的聖管の数は、大工取の数を認めさせないから。

大工取 (1933)	聖管数	1000km ² に対して			人口100万人 当り馬力数
		聖管数	従業員数	馬力数	
ドイツ帝国	25799	55	118	184	1.322
オルデンブルク	693	108	186	335	3755
チューリングン	927	79	189	383	2714
ブラウンシュヴァイク	133	36	122	390	2791
プフルテンブルク	3091	158	316	411	2973
バーデン	1968	131	248	439	2744
ヘッセンナサウ	974	58	150	516	3363
ヘッセン	675	88	208	557	2998
それに対して					
東プロシヤ	493	13	21	4	59
オーバーシュレジヤ	104	11	15	5	33
ポモラニア及びポンツェン	84	11	23	12	270
ニーダーザクセン	402	15	32	24	199
ホメルン	397	13	34	32	500
メフレンブルク	219	14	33	40	796
ブランデンブルク	756	19	43	41	586

その表の中で組織づけの原理として1000km²当りに換算された領域面積に収立てられくいる馬力数の数字は、著しい差異を示している。それについては、工業の多い西ドイツと農業の多い東ドイツの大工取聖管の間に明確な差異が現われている。

ここに示された西ドイツ領域の聖管数(単位面積1000km²に関連づけられたもの)は平均して東ドイツのそれの約7倍であった。しかも聖管の機械給付(訳者注=馬力数)は西ドイツ領域は東トイ

ツ領域の約3倍であったので、その機械給付は等しい単位面積当りに関連づけて東ドイツの値の約20倍になり、そして絶対的な面積に関連づけられた場合には10倍になる。

馬力数を人口100万人当りに関連づけるならば、上の表において西ドイツ領域は平均して東ドイツ領域の9倍になる。

したがってわれわれは、これらの関係数字から木材需要の相応の状況を無難作に推論してはならないであろう。

大都市の建築や工業的建築においては、疑いもなく等しい木材材積において非常に沢山の手間を必要とする。工業地帯において数えあげられた大工取聖管の総数に占める純然たる大工取聖管のパーセンテージが著しく高いことも、またそれ(訳者注=前の文章の全体をさす=大都市の建築や工業的建築が単位材積当りについて多くの骨折りを要すること)を示している。大工取という特殊な聖管すなわち純然たる大工取聖管の発展に対して、ここ(訳者注=大都市と工業都市)には明らかに郊外よりも有利な前提が存在している。

木材加工工業に属する産業部門の中、指物師と家具匠、木製品製造、車輛工業、包装手紙工業は木材市場に対して大きな意味をもっている。

指物師と家具匠は主として販路に指向される。それ(訳者注=指物師と家具匠)は単位面積10万人当りに関連づけると、つぎの表のように人口の多い西ドイツを特に多数現われる。しかし聖管の従業員数と馬力数が全体的に見て帝国内で非常に大きな差異を示していない。

指物師と家具匠 1934年 (1937年当時の領土による)	聖 堂 数		1聖堂当り 人口数	1聖堂当り 馬力数
	総 体	国土面積10万 ha当り		
ドイツ帝国全体	96,485	205.2	4.4	8.6
プエルテンベルク	6,501	333.2	4.5	9.5
ヘッセンナサウ	5,754	341.5	3.2	6.9
ウェストファーレン	7,065	349.6	6.0	12.6
ヘッセン	2,765	359.6	4.4	8.1
ザール地方	743	389.0	4.2	11.0
ラインプロビンツ	9,783	399.6	3.8	8.2
ザクセン	6,244	416.8	6.1	8.9
それに対し、				
メフレンブルク	955	64.1	3.7	7.5
ポメルン	2,536	66.8	4.1	7.4
東プロシヤ	2,539	68.6	3.7	6.3
ブランデンブルク	3,143	80.4	5.1	10.2
シレスビヒホルスタイン	1,799	114.7	3.5	7.7
オルデンブルク	736	136.3	3.4	7.9

家具および指物師について車輛工場は非常に多い木材産業である。それは従業員数ならびに馬力数において着しい差異を示しておらず、むしろ明らかに手工業的の性質を持っている。

個々の地方における車輛工場の存在は主として車輛の地方的需要によって規定されており、したがって販路指向的(*absatzorientiert*)である。それと同時に明らかに農業の需要は面積を同一とした場合の聖堂数に決定的な影響を与える。

車輛工場 1939年 (1937年当時の領土による)	総聖堂数	国土面積 10万ha当り 聖堂数	農業面積 1000ha当り 聖堂数	人口100万 当り聖堂数
ドイツ帝国	34,344	73.0	1.3	495
ザクセン	1,674	111.7	1.8	320
バーデン	1,925	127.7	2.7	769
シクムブルクリツメ	46	135.2	2.3	868
プエルテンベルク	2,736	140.0	2.5	943
ヘッセンナザク	2,389	141.8	3.1	893
ヘッセン	1,269	165.0	3.1	864
それに対し				
ポメルン	1,408	37.1	0.6	588
オルデンブルク	202	37.4	0.5	349
オストプロイセン	1,401	37.9	0.6	563
ブランデンブルク	1,539	39.4	0.8	512
メフレンブルク	627	40.4	0.6	697
ハンノーバー	1,857	48.0	0.8	534
シレスビヒホルスタイン	807	51.4	0.7	508

ドイツ帝国の平均値から、もつとも偏差の多い地方の一覧表(表注-上の表)は土地面積100,000ha当りの車輛工場の数によって秩序つけられている。ほかに農業的に利用されている面積も関連量として使用されている。それは明らかに「南ドイツの小農民的地方は同じ面積について、北ならびに東ドイツの大・中農民的地方よりも非常に多くの車輛工場を有している」ということを示している。

木製品(*Holzwaren*)の生産は特に森林地帯(生存条件、特に農民の生存条件に非常に恵まれていなかった森林地帯)において発達した。木製品はそこ(表注-森林地帯)で経済条件が——たとえば外部との交通によって——本質的に改善された後もまた伝統的に維持された。この——非常に種類の多い——産業ブルー

アはしたがってある *Provinzen* (県) または *Länder* (国) に対する特徴的なものと呼べないほど狭い地域 (エルツ山地、チューレンゲルの森、ザウエルラント) において現われている。木製品 of 価値は大部分が手工業的労働に基づいており、そして原料の価値はそこごく一部を占めているに過ぎない。したがってこの産業グループの——主に地方的な—— 素材市場に關する需要は「たとえば、かりにそれが個々の特に小さい森林聖管に対して重要であるようなことかしばしばあったにしても」量的にも価値的にも全体としては概々たるものである。

包装材料産業 (*Verpackungsmittelgewerbe*) は主として生産にもとづいて指向される。それは国土面積 100,000 ha 当りにして、非常に多様な工業の行なわれている地帯 (中ならびに南ドイツ

包装材料工業 1939年 (1937年の領土)	聖 管 数		1聖管当り 従業員数	1聖管当り 馬力数
	総	国土面積 100,000ha当り		
ドイツ帝国	11,109	23.6	3.3	7.4
バイエルン	2,382	31.3	2.4	4.9
チューリンゲン	400	34.0	3.0	5.2
ホヘンツォレルン	55	48.2	1.6	4.0
ザクセン	831	55.5	3.5	6.3
ヘッセン	429	55.8	2.9	4.9
バーデン	1,254	83.2	2.3	4.6
プフルテンヘルフ	1,975	101.2	1.8	4.6
それに反し				
ザール地方	5	2.6	24.4	49.0
東プロシヤ	133	3.6	4.8	15.2
オルデンブルク	23	4.3	6.4	23.1
ポメルン	198	5.2	6.7	17.0
メクレンブルク	94	6.1	3.1	10.0
ハンノーバー	276	7.1	5.9	15.1

ツ、特にプフルテンブルク (マバーデン) において、もつとも沢山現われている。それに反して北ならびに東ドイツの農業地帯では非常にわずしか現われていない。しかし北、東ドイツでは従業員数と馬力数で表現した場合、その聖管は中ならびに南ドイツよりも著しく大きい。

製紙工業の地方的差異は、主としてその歴史的発展によって説明される。

碎木パルプ (*Holzschleifereien*) が古い起源である。それはトウヒ地帯で発達し、今日もなおザクセン、ニーダーシュレシヤ、南バイエルンの諸国は多数の聖管を持っている。

パルプ工業はそれの非常に大きな素材要求のために、運賃が有利なように工場を設置した。そしてそれと同時に、木材輸入路に非常に強く適応している。ライン川はマンハイムのバルトホッフ・アシャッフエンブルクにおける大きなパルプ工場に対する主要な原木輸送路である。

ザクセンではチエツコスロバキヤからの陸路の国境を通過する仕入れに対して特に有利であり、チルシットとステツタンにおいては海路による仕入れが特に有利である。1939年の聖管調査の統計では、製紙工業は昔の統計のように3グループ (パルプ工場、碎木パルプ工場、製紙工場) に分けて組織づけられておらず、^(原文注70) 総括して数えあげている。

つぎの表は、馬力数によって秩序づけながら製紙工業——木材市場論的にはただ間接的な関係だけしか持っていない製紙工場を含む——が特に沢山存在している国や県 (*Länder und Provinzen*) を示している。

(原文注70)

1933年の聖管調査では、経営の態数を3グループに分けて組織づけている。

パルプ工業 1939年 (1937年の領土)	至管数	馬力数		1至管当り 従業員数
		総	1至管当り	
ドイツ帝国	816	1,203,824	1,475	139
ザクセン	228	294,858	1,189	98
シユレジア	69	120,493	1,746	180
ラインプロビンツ	86	112,269	1,305	149
バイエルン	94	109,111	1,161	101
バーデン	45	108,319	2,407	222
ポメルン	9	79,420	8,824	677
プロビンツザクセン	33	71,594	2,170	156
ウエストファーレン	34	45,604	1,341	102
プフルテンブルク	43	44,752	1,045	135
東プロシヤ	7	41,000	5,857	707

木材市場政策にとって非常に重要な事実の一つは、鉱山の至済的立地(地理学的な位置)である。ドイツ帝国の主要な石炭埋蔵はラインラント、ウエストファーレン、オーベルシユレジアにある。オーベルシユレジアは1919年に大部分が割譲された。小さな石炭層はザルゲビート、ニーダーシユレジア、ザクセンにある。領土縮小されたドイツでは当分の向石炭生産量の80%はラインラントとウエストファーレンから産出された。ドイツ連邦においてもまたこの地区はきわめて重要である。

褐炭の炭層は幅の広い西側に広く開いた地帯でドイツを斜めに走っている。「オーベル河のフランクフルトとゲルリッツの間」から「ライブテツヒとビッテルフェルトの間」を通って「マイン河のフランクフルトとケルンの間」まで。1952年のドイツ連邦における褐炭採掘量のうち86%がラインラント、8%がニーダーザクセン(ヘルムスタット)、4%がヘッセン、3%がバイエルンから産している。西ドイツの坑木需要量全体はつぎのよう

にしてまかなわれている。

年	1913,	1917,	1943,	1952,	1953
西ドイツ	49%	48%	42%	30%	76%
中、東ドイツ	48	52	49	1	5
輸入	3	-	7	19	19

木材商業は製材工場や家具師や指物師や重軽工業などに比べてその近くの周囲の森林とそれほど密接な関係を持っていない。

木材商業の原木購入領域は柱々にして県境や国境(Grenzen der Provinzen und Länder)を越えて広がっている。原木購入領域はその商品が同じ種類であればあるほどますます大きい。この例として坑木商をあげることが出来る。

したがって個々の領域の用材収獲に対する木材商業至管数の関係はただ単にそれ自体だけに対してではなくその他にその県または国の地方的な特殊性の重要なメルクマールとの関連においてのみ正しく判断され得る。

1939年の至管調査では木材商業は特に指摘されていないので、1933年の統計にさかのぼらねばならない。

木材商業 (1933年)	至管数	1至管当り 従業員数	用材収獲		
			総 (csofn.)	1至管当り (csofn.)	人口当り (fn.)
ドイツ帝国	5,565	3.6	24,736	4.5	382
北バイエルン	271	2.7	1,667	6.2	510
南バイエルン	353	2.4	2,525	2.2	737
東プロシヤ	141	5.1	1,204	8.5	516
ポメルン	88	3.1	1,082	12.3	563
メクレンブルク	33	3.7	476	14.4	591
ブランデンブルク	200	2.8	2,897	14.5	1,063
ボビン、西プロシヤ それ及び シュレシヤ	18	3.8	618	47.5	1,830
シュレシヤ	154	3.8	215	1.4	135
ラインプロビンツ	574	4.3	882	4.5	116
ウエストファーレン	477	4.4	847	1.8	168
ザクセン	400	3.2	712	1.8	137
ハンノーバー	300	4.1	1,463	4.1	434
チューリンゲン	182	2.5	880	4.8	530

木材商業の経営数はただ単に地方的な (*regionale*) な林木収穫だけでなくして国内的な過剰地方からの収穫が、そしてまた大きな輸入材積が彼等の手によって取扱われるところでは特に大きい。それは特にラインプロビンツ、ウエストファーレン、ザクセン、マルリンといった大きな消費地域においてあてはまる。

しかしまた彼等 (記者注：木材商業経営) の集荷機能が大きな意味を持っている地方においてもまた木材商業経営の数は大きい。これに関してはふたたび所有種が決定的な影響を与える。たとえば自由私有林が全森林面積の 43% を占めているバイエルンでは比較的沢山の木材商業経営があり、一方国有林がそれぞれ 61.5%、49% を占めている東プロシヤ、メクレンブルグ、グレンツマルクでは大経営が多いが経営数は比較的少い。東プロシヤはその用材収穫がシュレスビヒホルスタインの 5.6 倍であるにもかかわらず木材商業経営の数はシュレスビヒホルスタインよりも少い。

人口密度も決定的な役割を演ずる。なんとなれば林木収穫の人口密度に相応した部分が通常森林所有から直接的に消費者や製材業者、木材加工業者に売られるから。したがって上の表においても人口 1000 人当りの林木収穫に対する欄は木材商業経営の数と一定の調和を示して居り、そして人口 1000 人当り平均需要約 400 fm 以下の材積は「この地方においては木材商業が多かれ少なかれ輸入された木材に関連していること」に対する根拠を示している。

3. 木材の不足している地方と剩っている地方の間の調整と輸入による需要充足の補充

65. 66 頁の「個々の国と県における森林面積と住民人口ノ人当り林木収穫に関する表」はすでに「ドイツ帝国は非常にわずかの木材過剰地方を持っており、そしてたくさんの木材輸入が必要である、ということ」を認識させた。

実際に 1925 年 ~ 1929 年迄の間に国内生産の約 60% に相

する用材材積が輸入された。

次の図 (鉄道、運河並びに海運による財貨流通に関する統計に基づいて作られた図) を用いて需要が国内の調整と木材輸入によっていかにまかなわれたかということを示すことができる。

まず第一に比較的景況がよかったと考えられる 1928 年 (原文註 72) に対して個々の取引地区の輸、移入と輸、移出が論ぜられよう。



この図は特にドイツにおける対角線地帯即ちラインランドウエストファーレンからプロビンツとザクセンを通過してシュレヂヤを通過する工業地帯における著しく大きな輸移入量を示しており、そしてこれらのほかにもさらに森林の豊富な地方であるマルクブランデンブルグの真中のベルリンの大きな木材消費中心地とブレーメンやハンブルグのあるニーダーザクセン地方が注意を引く。さてこれらの輸移入量はどこから来るのだろうか。

(原文註 72)

Vgl. auch H. LEMMEL. Mehrerzeugung und Mehrverbrauch von Holz Jahre 1928. Forstschin 6. Jg. 1930. S. 321-325.

いわゆる地区流通 (Bezirksverkehr, 今日では Wechselverkehr と呼ばれている。)^(原文脚注73)による国内的調整では特に杭木の需要がまかなわれた。しかも主として北ドイツのマツ地帯から移出されており、そしてその他にもノルトバイエルン、パルツ、ヘッセンナサウ、ウエストファーレンからも移出された。需要のうち比較的小部分が輸入によってまかなわれた。移出の第二にはバイエルン、バーデン、オストプロイセン、グレンツマルクからの挽材の移出があげられる。しかしこれは大工業地帯の移入の極く小部分を調整しただけに過ぎない。その大部分は——このような景気のよい年はいつも——輸入によっておぎなわれた。

丸太の移出はあまりたいしたものではない。南バイエルンやバーデンにはそれが見られるが、それはその大きさにおいて工業地帯のヴェルテンベルグとパルツの移入量に殆んど及ばない。比較的少量の材積の丸太はヘッセンナサウからも隣接したラインやウエストファーレンの工業地帯に移出される。しかしながら丸太の移輸入の大部分は当時はまだ外国から供給されていた。

マルプ原木の移入は着しく小さい。その大きな総移輸入量 (これは木材の需要の半分に相当する。) は輸入によってまかなわれた。

したがって国内の移出と輸入は今あげた材積の移輸入の成立に非常に種々な量で関係している。^(原文脚注74)

個々の流通圏の移輸出入量の全体像は勿論、一般的な景気の上下によって変化する。今、論じた1928年 (高景気) の図と経済危機の1932年の図を比較するとそれがよくわかる。

(原文脚注73)

Wechselverkehr は流通圏 (Verkehrsbezirke) の境界を超えて行われる財貨の流通である。また流通圏の内部に行なわれる財貨流通は 国内流通 (Lokalverkehr) と呼ばれる。

(原文脚注74)

この高景気の年の全移輸入量 1100 万t の中、わずか 300 万t が国内の移出に、そして又 800 万t 以上が輸入にたよっている。

1932年の木材に関する輸・移出入



ここではまず第一にすべての地区において着しく減少した木材移輸入量が目につく。移出もまた前の図に比べて着しく低下している。大きな経済危機が必然的に伴った国民経済的生産力の迅速な減退は勿論財貨流通にも現われた。しかしもっと詳細に観察してみると個々の地方によって非常に異った作用が示されている。競争の可能性と競争の機会はただ単に地方的に非常に異なっているだけではなく、更に沢山の客観的ならびに個人的な理由からも非常に異なっている。経済危機は常に競争能力が非常に小さい市場参加者に打撃を与え、そしてその一部を排除する。その際に輸送費の差異が決定的な役割を演ずる。

このような観点から個々の流通圏の移出量の変化を考察する時、我々は着しい差異を認める。

輸移出量が著しく減少した地方: マルクブランデンブルグ、グレンツマルク、南バイエルン

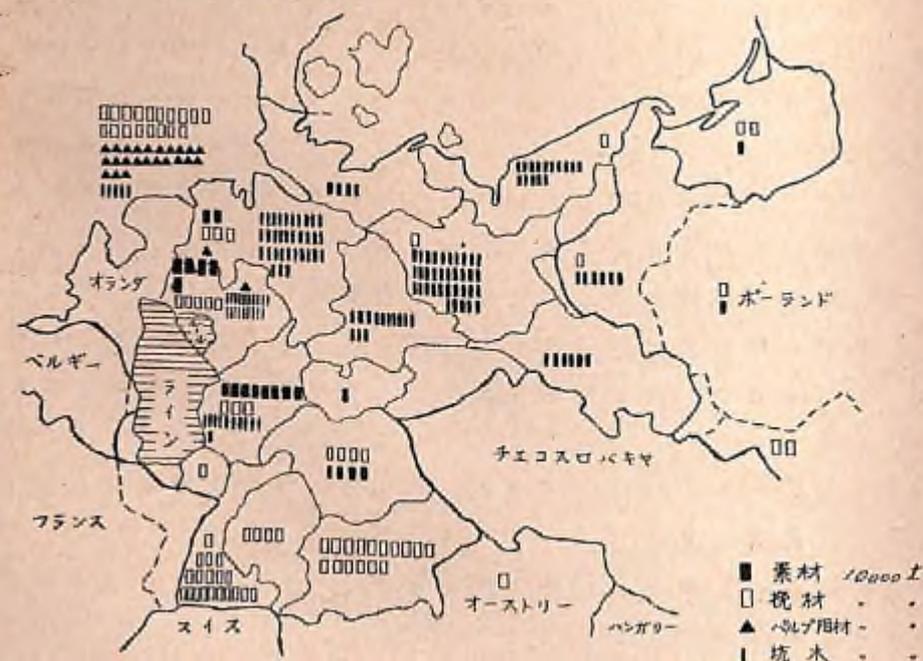
輸移出量が若干変化した地方: バーデン、北バイエルン、ニーダーザクセン (ハンダブルグとブレーメンを含む)

輸移出量が増加した地方：プウルテンブルク、ヘッセンナサウ、プロビンツザクセン、メクレンブルク、シュレスビヒホルスタイン

1927年には大量の輸・移入だけを行っていたが1932年にはまさに著しい輸移出を行っている地方：シュレジヤ

同様に外国の激化された競争もドイツの木材市場に影響を及ぼしている。たとえば、ドイツの木材市場は1920年代には、第一にポーランドによって、そしてその次にはロシアによって、圧力をかけられた。たとえ、輸入が主として、大きな消費地帯に向けられているにしても、それ（仮定は輸入）はここでドイツの内地材と競争し、内地材に不利な影響をあたえ、したがって主として消費地から非常に遠く辺陞なところにあるドイツの森林所有に非常な困難を結果した。

ここにあげられている二つの図（原文88、89頁）は二つの大きな



鉄道、水運、海運による1929年のライン地方とルール地方への輸・移入

な木材消費地帯（すなわちライン地方とルール地方とザクセンの工業地帯）への供給地を明示している。

注目すべきことは「二つの消費地帯への供給地が、素材ならびに挽材に関してはっきりと区別されている」ということである。ラインプロビンツ、ルール地方の図は、まず第一に杭木、そして第二に挽材の大量の輸移入によって特徴づけられている。ザクセンの図では、素材とパルプ用材の輸移入が特に目立つ。



鉄道と内陸水路による1932年のザクセン圏への輸・移入

経済危機の1932年に対する比較図（原文90頁）はふたたびラインプロビンツとルール地方の輸移入の著しい減少を示している。

特にここ（原文90頁）では危機の上述したような異った作用が、個々の流通地区において観われている。マルクブランデンブルク、ポムメルン、グレンツマルクからの杭木材供給は約1/2に減少しているが、それは輸送の有利なウェストファーレンとヘッセンナサウでは若干増えさえしている。これは、商人が、輸送費の節約によっ

て、彼の営業状態を改善することを求めている証拠である。



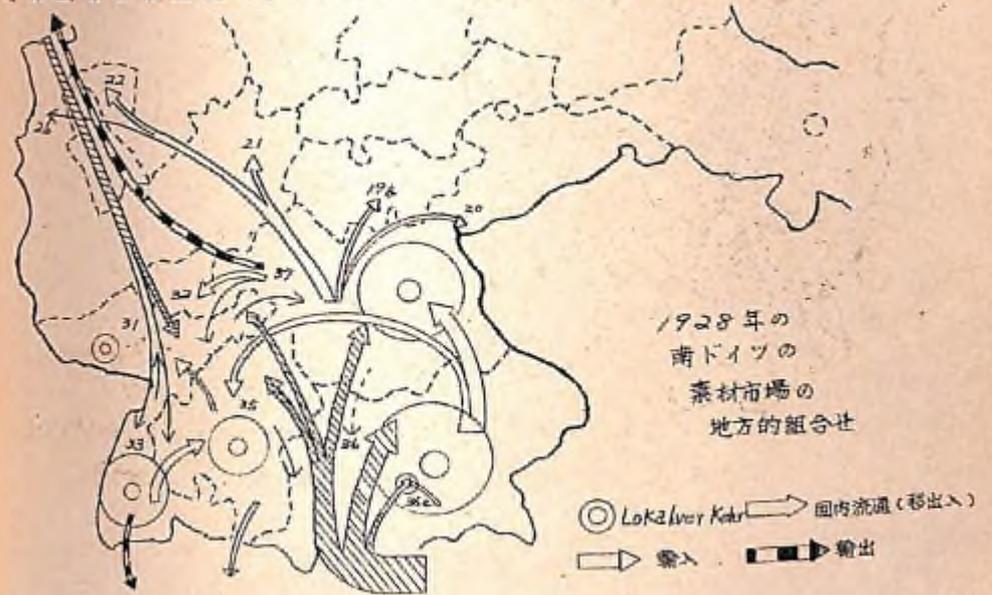
鉄道、水運、海運による1932年のライン地方とルール地方への輸-移入

Wechselberger の研究 (F. Wechselberger, *Die Konjunktur in Wirtschaft und Forstwirtschaft*, AFuJZ, 110. Jg. 1934.

Abschnitt III, S. 336 ff.) から引用したつぎの二つの図は、南ドイツの素材市場と挽材市場の地方的な組合せを示している。これについては、「その二つの図で、柱の巾や直径で示した素材材積と挽材材積は、作図テクニック上の理由から、別々な縮尺で示されている」という点に注意を要する。しかも建築材と挽材に対して用いた縮尺は、素材のそれよりも2倍大きい。したがって、柱の巾ないし直径が等しい時には、それは建築材及び挽材における2倍の材積を意味する。南バイエルンの圏内流通 (Lokalverkehr) と輸入においては、たとえば挽材材積と素材材積は殆んど同じ大きさであるがしかしこの地区からの挽材の輸移出は素材のそれの約5倍である。

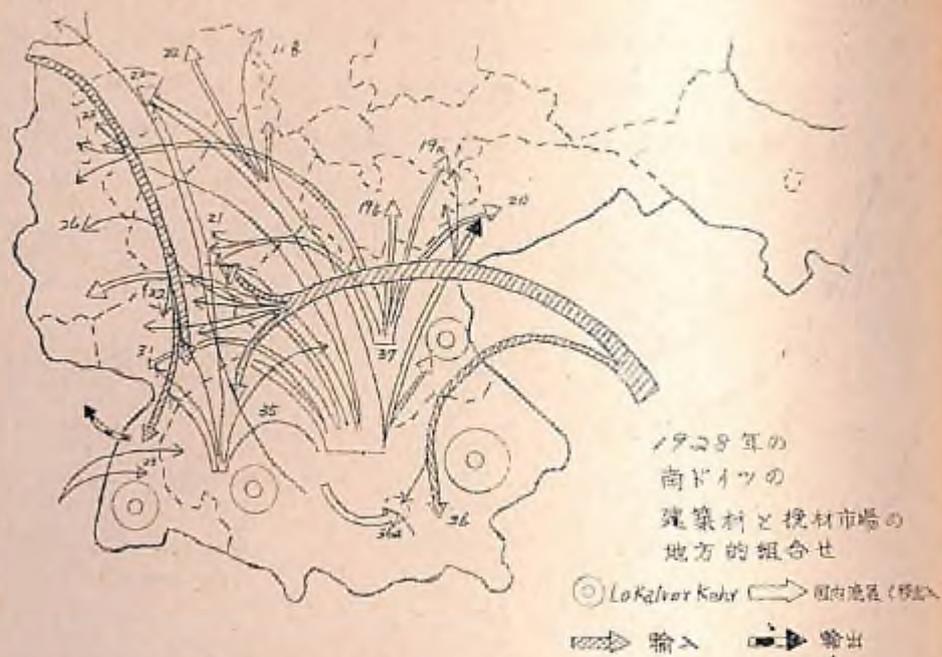
Wechselberger はここで「主な素材は、Lokalverkehr (圏内流通)

で移動されるが、しかし挽材は大部分が *Bezirksverkehr* (地区流通) に属し、そして非常に遠いところまで移出されるということを示している。その流通圏では南バイエルンが最も自立つ。その主なる移出先は、北西ドイツの工業地帯 (マンハイム、フランク



注1) 南ドイツへの素材輸入は主としてオーストリー、チェコスロバキヤ、ポーランドから来る

フルトの前ならびにケルンルール (の南) である。そしてサクセンの工業地帯がバイエルンから供給されている材種は多い。



V. 経済制度 (Wirtschaftsordnung)

1. 1932年以前

1932年には、ドイツの木材市場は國家の干渉を全く受けなかった、そして国有林と大私有林が木材商業と製材工業に対立していた。それら栄枯盛衰を相互に繰り返した産業部門は、強い経済団体に組織づけられ、そして時々、(特に経済的に悪い時期に)彼等の利益を「共通の利益にも、公益にも役立たないような方法で代表した。

これに肉聯して、経済状態が悪い年に自由市場が示す機能は時に興味がある。このようなもの(訳者註：経済状態が悪い年)としてインフレーションの年、とマツノキ賊の被害の著しかった、1922-24年と世界的経済危機の1929-32年を挙げる事ができる。

インフレーションの年の状況は「通貨安定性」すなわち、「マルクの価値は一定であること」したがって「その長期的信用保証」の訂據に対する國家ならば国有林管理局の強い固執によって増長づけられた。そのため、迅速な通貨価値下落の時期に信用危りされた木材は、まさに買手に賭害されたことになり、國家は何億マルクもの損害を受けた。國家の課題は、このような巨大な損害を通貨と信用制度を含めた経済の調節によって早く防ぐことであった筈である。

1922-24年のマツノキ賊の大被害は、エルベからワルツァ口に近および、「國家的処置によつてしか克服できないような林業、林産業の窮境」であった。通貨値下げ、税金引下げ、信用保証と、いったような、その大部分があまりにも遅すぎ、あまりにも小さすぎ、そしてまともに採用された林業政策的処置はいうに及ぶ程の効果をあげ得なかつた。1925年-1926年の経済危機の年に至るまで続いた被害木の市場における氾濫は破局的な価格下落の原因となり、数多くの林産業の破産を招き、そして全体で10億マルクもの損害を林業と林産業に及ぼした。

1920年代の自由経済は1929-1932年の大経済危機の経過を終りをつけた；この巨大化した窮境はその次の時代を意味する国家的処置によって克服された。

2. 1933年~1945年迄

さて、今やその次に来た時代（試看註：1933~1945年）には国民経済全体が鬼もつかせぬテンポで国家の指図に服従させられた。林業と林産業は、まずオーに国家の指図に引き入れられた経済部門に属していた。

先ず第一にこの服従に必要な中央官庁、すなわち Reichsforstamt（森林院）が作られた；次に「すべての林業経営と林産業経営が市場的販路に参加している限りにおいて、それらを把握しそして統一的観点のもとに指揮することを可能にするような管理機構が作られた。

この展開は1939年には、年毎に増大する計画経済の性格を帯びた。それは戦争の勃発とともに、大きな動換を伴わずに、いつかますます高度な戦争経済に移行した。

この経済システムの機構的構成上、注目すべき点は、自己管理原理（Selbstverwaltungsprinzip）の利用可能化の種類と方法である—すなわち、存在している Verbände（聯合体）は統一化され、不必要なものは解散され、欠けているものは新しく作られ、さらに国家（Staat）によって任命され、あるいは保証された司令部（Führung）が置かれ、そして本質的に国家的政策の実行機関が作られた。このような種類の自由において、限度と方向の決定が国家によって行われた時、それと同時に専門家的取扱いが課せられたり、ないしは義務づけられたりした。

この意味における林業と林産業の経済法的変容は次のような重要な法律によって行われた。

(a) 森林制度と狩猟制度を帝國に移すための法律（1934年7月3日）（Gesetz zur Überleitung des Forst- und

Jagdwezens auf das Reich vom 3.7.1934）従来、国家（Ländern）や帝國農林省（RMFEL）によって管理されていゝ要務に対し、最高官庁としての帝國森林院（Reichsforstamt）（その責任者は森林院長官（Rfm）である）が作られた。

(b) 林業と林産業の領域における市場秩序づけに関する法律

（1935年10月16日）（Gesetz über die Marktordnung auf dem Gebiet der Forst- und Holzwirtschaft vom 16.10.1935）

森林院長官は生産、販売、価格、ならびに価格格差を調整しそしてこの目的のため、市場的な販路に参加している林業経営と林産業経営を結合する権能を与えられた。彼はそのための監督権能、干渉権能、刑罰権能を与えられた。この法律の目的は国内の林業の完全な利用可能化、需要充足の計画的形成、国民経済的に促進される価格の形成であった。

価格形成の管理権は1936年10月29日に価格形成官に移行された。これは1936年11月26日の価格引上禁止に関する法律（Verordnung über das Verbot von Preiserhöhungen vom 26.11.1936）と同時に発令された。これは1936年10月18日に逆及びその効力を失し、林業に対しては「価格は、それが各個の事業区において1936林業年度に示した水準を越してはならないこと」を意味した。

林業、林産業の結合に関する法律（1936年10月20日）

（Verordnung über den Zusammenschluss der Forst- und Holzwirtschaft vom 20.10.1936）

この法律は「ドイツの林業、林産業の市場統一化」を基礎づけた。

この法律は公定価格と分担金制度と名譽規程を含んでゐる。それらは地方別に管轄区に適合せられた。市場統一化のための取扱いが森林院長官によって組織された。

(c) 木材に対する帝国官吏の設置に関する規程(1939年9月5日) (Verordnung über die Errichtung einer Reichsstelle für Holz vom 5. 9. 1939)

この規程は商臣流通に関する規程を基礎にして発令された。木材に対する帝国官吏 (Reichsstelle für Holz) — 1943年2月18日以降は森林及び木材に対する帝国官吏 (Reichsstelle für Forst und Holz) と呼ばれた — は国内の庄産と木材輸入に対して権限を有している。木材に対する帝国官吏は市場統一化の担当官ならびに木材に対する鑑査官の代りに作られた。彼等は戦時経済的組織として木材ならびに林業副産物の生産と需要充足の確保のために必要なすべての処置に対する権限を与えられていた。その規程は場所的ならびに物質的な管轄権(指令権)を規整した。

帝国官庁における林業、林産業の統合に関する規程と木材に対する一つの帝国官庁の設立に関する規程の実行のための規程(1939年9月25日) (Verordnung über den Zusammenschluss der Forst- und Holzwirtschaft in der Reichsstelle für Holz und zur Durchführung der Verordnung über die Errichtung einer Reichsstelle für Holz vom 25. 9. 1939)。これは (b) にあげた結合規程の代りに作られた。経済行政に関する規程(1939年8月27日) (Verordnung über die Wirtschaftsverwaltung vom 27. 8. 1939)

これは7条に地方知事のそばに林業、林産業官庁を置くことを規程した。これは、木材に対する帝国官庁の中級官庁として取務を行った。その取分は生産、加工、木材商業、販賣統制、必要人員(販賣、雇員、労働者)至管原料、機械用具の確保であった。

(d) 帝国防衛委員ならびに至済行政の統一化に関する規程(1942年11月16日) (Verordnung über die Reichsverteidigungskommissare und die Vereinheitlichung der

Wirtschaftsverwaltung vom 16. 11. 1942)

この規程は上にあげられた至済行政に関する規程の代りに作られており、そして再びその案に林業、林産業官庁(その数は28あった)と下級の行政官庁による林業、林産業に対する代理を規程している。

(e) 木材運搬機構に関する共同通達(1939年12月7日, 1940年4月24日, 1942年10月15日) (Gemeinsamer Rund-Erlass des pfm., RMfEuL, RVM, RMdL, Beauftr. f. d. Vöpl., Gen. Beauftr. f. d. Arb. Eins, über die Organisation der Holzabfuhr vom 7. 12. 1939 / 24. 4. 1940 / 15. 10. 1942)

この訓令は木材運搬団、すなわち林業、林産業、労働官庁、農民、輸送準備管理者 (Fahrbereitschaftsleiter)、市町村長の協力活動が行なわれる機関を基礎づけた。国家的な経済計画と経済行政は最後に次の業を領域まで戻す。

木材徴発: 木材伐採量決定(割当)伐採, 徴収, 労働投入の確保, 木材運搬の確保

販賣指導: 割当, 買手指名, 木材輸送の指揮,

價格形成: 一般價格規定, 素材ならびに材に対する價格形成, 木製品に対する價格形成

林産業の計画的構成: 加工運営(飲者註: 製材など)小売運営ならびに木材製造至営(飲者註: 家具木工など), 木材消費至営の設置ならびに林産業における規格化: 造材, 測定, 材種形成 (Reichs-Homa), 林業ならびに林産業の天候と換算数, 積材の検尺と重量, 伐採ならびに建築材の検尺と数量, 木材工業の技術(緊急規程, AWF-Betriebsblätter, Handzeitkarten)

林業と林産業の活動による木材研究: Deutsche Gesellschaft für Holzforschung (DGfH) (ドイツ木材研究協会)が, 1942年11月25日に作られた; ドイツ木材委員会(同時にDGfHの監督局)

木材のほかは林業の副産物, 特に森林産子, タンニン用樹皮

アルプス草 (Alpen gras), Kiefern Balsam, クリスマスマツリも亦至極行政の打撃を受けた。

ドイツ林業はこの時期に困難を永遠的な損害を受けた。これは主として、長い間準備され、そして長い間行われた戦争の必然的結果であった。この目的のためにドイツ林業は 10 年間に平均して 50% の過伐を行い、そしてその蓄積の 1/6 を犠牲にした。他方、労働力の不足のために、この過伐に相應した費用を投ずることができなかった。これらの過伐と手入れ不足はその自然的な収獲能力の著しい減退を意味した。そのほかは、總体経済ともに進行性インフレーション——いかなる至極システムのもとにおいても、戦争至極、したがって破壊的経済の同判者である進行性インフレーション——の損害を受けた。

戦争によって生じたのさはない莫大の経済政策的欠陥——特に、次の時代において林業と林産業に害を及ぼした欠陥——は、木材価格を「ほかのもの、特に挽材価格に対しては林業の費用に対しても不合理な水準」に固定したことであった。それは、最初、1919年の水準よりも 10% 低かったが、その後、若干の引き上げが行われた後も 1945 年迄に 1919 年の水準を殆ど越さなかった。この価格政策的欠陥は、ひきつづいて起りかつ過伐によって深刻になった。資産の公用徴収すなわち「森林所有者に対する不公平」を意味しただけではなく「木材の過小評価が社会至極的に誤った木材の浪費（—競争によって現実的に、もっと貴重でむい原料を動機づけること、丁度反対の木材の浪費）を結果する限りにおいて」、重大な原料経済的欠陥も亦意味した。また、木材と挽材の間の誤った価格差も林産業に有利な経済的狀態を示したかの如く見えるが、しかしこれは製材工場を過度に建設することを意味し、したがって資本の誤った投資を意味し、そしてこの誤った投下された資本は、自由な価格形成（試者註：戦前）の再調整の際に大部分が失われ、そして今も相変わらず失われつつある。

余 論

1933 年前後にドイツを支配した経済システムに関する批判この大まかにスケッチした経済制度の展開について、1933 年頃に変更した経済システムの理論と現実を検討し、それとともに 1945 年の崩壊後にとられた経済政策に対する理解を準備しよう。

それと同時に自由市場経済と一つの中央管理経済の理論的モデルをその根本理念、活動方法、自由市場経済と中央管理経済の機能整理の理論的前提について簡単に述べ、そして彼等の担っている理念の現実におけるテストを採査せねばならぬ。

1; 自由市場経済のシステム

根本理念:

自由市場経済の根本理念は予定調和 (Prästabilierten Harmonie—*Leibniz*) の理念であり、各個人が、彼の最大の自己利益を追求する時、その予定調和にもとづいて、経済の領域に最大の業績が与えられることになっている。したがって自由市場経済は「個人利益の合理的活動が最大の社会的利益 (Nutzen) を保守する」という仮定にもとづいている。

この経済システムでは営利原則が決定を与えている。その計算的表現ならばは勿論 (Gradmesser) は収益性である。

「市場機構」の活動方法

多少のすくなから計画的に経済活動をおこなえるのはたゞ個々のものだけである。社会経済は需要供給の法則にもとづいて自動的に行われる。したがって結局、消費者 (Konsument) が、その価格を定めて、

彼が労働と資本を収益率最高の方向に向けることにより、生産を規定し

また、彼が販売をその都度の最も購買力のある買手——国民経済的に最も利益のある買手としての最も購買力のある買手——に向けることにより、分配を規定する。

市場機構の機能發揮の前提；

これは；

市場参加者全員の相対的に合理的な態度と現在の市場関係とその展開に關する正しい知識と

そのつど、最も合理的なものを — 技術的にも経済的にも社会的にも妨げられることなく — 実行できる可能性 である。

理論と現実：

(a) 収益性原則（最高の収益性）は必ずしも個人の自由を保證しない。 — 特に経済力の濫用、経済の最高給付、最適の總体供給（*Versorgung*）に対して、個人の自由を保證しない。

個人の自由は往々にして、たゞ単に形式的なものに過ぎない；それは「市場における競争に参加する権利（*Recht*）」において成立する。しかしこの自由の枠の中を「所有や所得の差異とか、一般に経済力の差異から生ずる非常に種々な実質的拘束が支配している。しかし経済力がまだ濫用されている時、そしてそれに対して十分な機会が示されているような場所では、自由は逆に変化する。他の関係においてもまた自由はいくらか幻想的になる。自由経済では、価格は給付能力の小さいものを排除する機能を持っている。これは一部では企業家、雇人、労働者の経済的存在も完全に示すことや、また一部では経済過程から、当分排除すること（失業）をもたらす。

したがって強者の経済的自由は、往々にして経済的な弱者の非自由になるが、その責任は弱者が担い得ない。営利追求は、一般的に生産性の向上に刺戟を与えるが、しかしこれも又一定の条件のもとだけに限られている。例えば労働力や生産場所が時々放棄される；また「それが収益的（*rentabel*）だから」という理由で — 経済史が示すように — 大量の米や穀物や馬鈴薯やコーヒーや、そしてまた工業生産物さえも棄却される。「収益的（*rentabel*）でない」という理由で新しい技術的な発明が利用されない。消費者（或はもっとよく表現すれば需要者）は、「彼が購買力、（し

たがって所得）をもっている限りにおいて「市場に影響をおよぼす。彼が所得を持っていなかったり、あるいは — 激しい経済危機の時の何百万という失業者群のように — 非常に乏しい所得だけしかもっていただけたりする時には、莫の社会経済的需要（*Bedarf*）は自由市場の上に正しく表現されない。したがって自由経済の機構が社会経済的理想に一致している所」にのみ最適の処理

（*Versorgung*）を結果する。しかし、理想状態はしばしばそうではなかったため、したがって自由経済は此の点（訳者注：=最適の処理）に關してまうことを利がなかった。

したがってこのような理由から価格が社会経済的効用の相対的天度でない時、価格 — 費用関係、したがって収益性もまた必ずしも決定的な社会経済的寛政を割り当てられない。それは事情によっては数ノ年間に生産を社会的に願わしくない方向に導くことがある。；それはまた「国民経済の他面への従属の危険を要求するような程度にまで国際的作業（*Internationaler Arbeitsteilung*）を導くことがある。

林業は「最高の収益性と最適の需要充足が一致しないこと」に対するよく知られた。そして時に判り易い例である。

(b) 経済行爲を営んでいる人々の態度は、現実においては、必ずしも合理的なものではなく、かなりの部分まで不合理であり、一部分は慣習的であり、一部分は感情的である。

林業には大きい部分にわたって経済的合理性が欠けている；一般に営利原則はせいぜいオマケ的な役割を演じており、ほとんど誰も収益性原則に従っていない。大部分の場合には多かれ少なかれ伝統的な経営が見られ、そしてそこでは狩猟（*Jagdpassion*）に非常に大きな、そして社会経済的に理解し難い犠牲もたらされている。

林産業経営も亦、特に中小経営において、主として私営的モデルクマールを弄っている。

(c) 個々に市場関係に關する観念は、職業的に限界づけられており、

また、この分野に於いても主として時間的、場所的に狭く限界づけられている。この目的のために特別の機関を作っているような大企業は別として、われわれは、経済経営の多数を、もし「盲」といいたくせければ「社会至情的近視」と呼ばねばならぬ。

(d) それら、最有利な営利的行爲の方へ向く可能性は限られている。先づ才／＼に取業的に限られている。文明が取業の組織づけと特殊化を進化させればさせる程、益々、取業を変えることが難かしくなる。企業家の取向 (*Umstellung*) は、個人、労働者、従業員が取向よりも困難である。なんとなれば彼等は、取業的、技術的な困難のほか、さらに資本調達という経済的困難を克服せねばならぬから。

しかし長く機能する自由経済のこの理論的前提は、窮境的、経済危機、敗戦後、といったような時、すなわち要約すれば「社会経済の大規模な互解が前提される時」には、常に、完全に失われる。

そのほか、このこともまた、(b)に述べたこと、すなわち「経済的理性が才一義的な、そして決定的な役割を全然演じないこと」が当てはまる。むしろ感情的な決定根拠がずっと重さを占める。

(e) 自由経済の著しい欠陥は「市場メカニズム (*Marktmechanismus*) の唯一無二の動機が、個人的な、もっぱら物價的私欲であり、したがって社会関係は—社会経済的關係以外に精神的、宗教的な共同社会目的もまた—原則的に、その経済生活の決定に加わらず、むしろその並に「その原理が合理的に使用されればされるほどますます凶害を受ける」という事情にある。多くの社会主義者かように、「色々な経済秩序づけをたゞ単に物價的な欲求充足の視座のもとにのみ考察するのではなく、文化的効果のもとにも考察する人」は、この点 (訳者註：=(e)の内容) に自由経済の主な欠陥を認めるであろう。

(f) 合理的営利経済は経済の本来の意味を失う危険を歩み、貨幣営利はますます自己目的になり、盲目的な勢力 (*Machtstreben*) に導く。社会経済的運動経過の投機的利用は — それが欺瞞的操

作によって計画的に惹き起された場合には同時に — 欲求充足 (*Bedarfsdeckung*) の思想から完全に離れる。

Eulenburg (原文脚註 76) は自己調節的な国民経済の理念の用いて概念的に次のように述べている。

「個人的行爲の全ての分野にわたって国家の共助 (*Mitwirkung*) が我々を制限している。国家の共助は全く個人の責任やそのイニシアチブに提携して行われる。自由社会的能力は、もはや著しく不十分である。国家の処置は、「影響を及ぼすくないしは指導的) 制度 (*Ordnung*)」と本来の国家的 *Mitschaffen* (共同創生) の向をたゞよい動く。その効果は我々がはじめ考えていたよりもずっと大きい。…… 自己規整的な国民経済は一つのユートピアである。それは一定の基本的な前提を説明し、そして理解するための思想的な図式 (*Schema*) である。それは理論に必要な研究上の仮説ではあるが、現実とは決して一致していない」

「決」の例

自由市場経済の例として — 仮にこれが理論の絶対的意味においてではないにしても — 19世紀前半における西ヨーロッパの資本主義的経済が引用できる。

この経済システムはあらゆる強制的な桎梏から企業家の主動権、(*Unternehmerinitiative*) を解放し、「市場に關する力の自由運動」によって無制限な競争を煽り、そしてそれによって甚しい経済的偉業をもたらした。

しかしこのシステムという自由は経済的強者に対する自由を意味した。弱者に口しばしば峻厳な必然性の選択だけが残った — それについて経済史は感銘に値する報告を興えている。

この経済システムは — 経済的弱者について冷酷であったが — しかし労働力の豊饒さを最もよく利用することを心得ていなかった。

(原文脚註 76)

F. Eulenburg, *Allgemeine Volkswirtschaftspolitik* 1938, S. 146

それはむしろ我々に百年もわたる階級斗争をプレゼントし、そして法と秩序の代りにカエの信仰を高めさせた。文化の總体給付 [kulturellen Gesamtleistung] の意義を決定するものは、生産された物質の豊富さよりもむしろそれを産出した人類のタイプである。
(原文脚註 77)

オ 2 : 中央指導的国民経済システム

我々は中央統制的国民経済を「ノアのあらゆる経済的経路がノアの中央官庁によって、政策的観点から動機づけられ、組織的に秩序づけられ、監視され、指揮されるような経済システム」と理解する。これらの課題に対しては広汎にかつ深く組織づけられた計画が必要であるので、このようなシステムは「計画経済」とも呼ばれる。

根本理念:

管理経済、または計画経済は「市場のメカニズムが不十分である」として「最適な需要充足 (Bedarfsdeckung) は社会経済の中央的計画と給付によってのみ保証される」という認識から生ずる。

したがって需要充足原則が直接的に決定を与える。

活動方法:

このシステムの活動方法は管理の活動方法である。

社会的需要 — それの社会経済的 중요さと緊急さにしたがった社会的需要 — に合わせて直接的に作られた計画が社会経済的経路の恒常的組織的観察と分析に基づいて

生産の種類と数量、ならびにこの目的のために、生産手段と労働力 (場合によっては勤労率) の指定と分配 (すなわち衣食住の指定) と 賃金構造と価格構造

を決定する。

需要充足の可能性を完全に把握するために、外国との貿易も、總体計画の中に引き入れられねばならず、そして一定量の輸出入が考

(原文脚註 77)

g. Meznar, Sozialökonomik und Sozialethik 1927

量に入れられねばならぬ。

信頼のおける生産計画は大きな社会的権力斗争を原因づけるようには混乱には緩和しない。これは中央的管理経済のシステムでは禁ぜられている。

したがってこの経済システムでもまた需要が経済的争奪の範囲に於いて決定を与えるが、しかしこの需要は価格要求に表現された個々の需要ではなく、種類別、数量別に中央管理官庁が承認し、決定した總体的需要であり、しかも収量性の差異に基づくのではなく、経済財貨と取務給付の必要量と質の社会経済的意義の直接的査定にもとづくのである。

中央管理経済の機能發揮の前提:

これは、現在ならびに将来の需要の正しい認識である。

そして、これは現存し、かつ自由使用可能な手段 (原材料、物財労働力) とその在量の変化に關する広汎な経済統計と報告書とすべての指令の例外なき合目的性、経済性 (正しい価格構造) と実行可能性 (予測されざる混乱の遠慮) と、経済行爲を行う住民の従順さと実行の強制可能性、したがって目的に一致した労働法と経済法、特に市場規定 に基づいた国家ならびに自治管理団体の権力と、良く機能する管理機構、(合目的な機関、専門的に適した、性格的に要論の余地のない人物) を必要とする。(原文脚註 78)

理論と現実

もし我々がこのような経済システムの実行可能性を判断するために、ある民族の具体的な生活秩序における總体的管理経済の思想的構造を投影図に画こうとするならば、その目的のためには、従来の理論も、従来の実務的経験も不十分であるという問題にぶつかる。

(原文脚註 78)

これに對しては非常に沢山の文献があるが特に W. Eucken の Grundsätze der Wirtschaftspolitik 1952 が指摘されるよう。

まさに種々な国々の計画経済の批判的利用の際に、我々はそこでこの経済システムへの移行が行われた歴史的な国民経済的局面から目を離してはならない。我々はむしろ「国家は或る一般的な非常事態の時——それが平時であろうと激しい経済危機の時であろうと、とにかく一般的な非常事態の時——にはじめて計画に呼びかけられ、あるいは、国家自身が計画を指示した、我々は国家が克服せねばならぬ経済的危急を、国家の処置の責任にしてはならない。しかしながら、とにかく、事実から否定する余地なく与えられるような国家的经济管理の機能発揮を確認することも行なわれ得る。これについて以下簡単に述べよう。

(a) 中央管理経済の本質は、中央官庁による権力集中に存在する。中央管理経済は結局、総体の経済過程 (Wirtschaftsprozess) を支配し主权的に生産手段と人的労働力と投資と消費 (正常消費) の一定の種類と量を自由に処理する。これは個別主体に対して彼の人的自由を (個々の個人が奉仕義務あるいは全経営の奉仕義務の場合について) 制限することと並びに彼 (既者註 = 個々の個人または経営) の資産、彼の経済経営、彼の所得彼の貯蓄の自由処理を制限することを意味する。このような事情のもとに、資産 (Eigentum) の内容は非常に変化する。彼の個人的な俸給や所有権は減らされ、彼の社会主義者的な俸給や所有義務は拡大される。

一定の団体 (組合、経済的連合体、職業的連盟、その他) の機関もまた中央管理の取務の中に設置され、したがって一種の公共的かつ、法的性格、したがって国家に対して義務を持つ性格を持つ。さらに経済的な拘束と制限は、文化的領域にも作用を及ぼす。なんとなれば、すべての文化的行爲は物質的にもまた条件づけられているから。最後に、この経済システムの取務における教育もまた全ての労働者の出来るだけ喜び多き努力と公共の意志の調和を運するために、すなわちこの経済システムの良い機能発揮に対する一つの重要な前提を達成するために行なわれる。

従って社会に於ける個人の自由と独立性は、ここに生じてくる大きな問題であるが、この問題は経済秩序づけに対してのみならず、また一般的に国家的ならびに社会的秩序づけに対して、(たとえ、かりにその等級に差位がつけられるにしても) 解決せねばならない。各国 (eines Landes) の憲法 (Verfassung) はこれを管轄する。しかしそれか、人の自由と尊厳を尹明している時、それは経済生活の領域に關して、個々の人がたゞ単なる経済統制の手段として規定されることを許さない。

(b) 我々は公共の時に国家の经济管理についてそれが個人的な企業よりもゆっくりと、そして起振用に仕事するというのを知っている。经济管理が大きければ大きい程、この欠陥がますます、多く現われる。統一性と概観性のために事業経営はこゝでは統一的に、そして細目にいたるまで現置される。原動力は利潤志向ではなく、責任感と使命感である。管理の總体論付と成果は入職の専門的資格と性格的性質に強く依存している。中央管理経済の総付能力ある何十万人という人を、即座に出現させることができないことは明らかである。したがって「いかなる場合にも最初のうちは多くの根拠心な、無能力な、そして不誠実なせえもあるような腐敗分子が一つの大きな管理のなかに入って、そのためにその管理が自然に非常に高価な費用を払いながら仕事をする」というようなことがあっても怪しんではならない。

しかしそれとともに「中央管理経済はいかなる場合にも『経済危機やストライキや解雇によって時々行われる労働力の不完全利用 (Brachliegen) によって着しい負担を蒙る自由市場経済』よりも費用が高くつく」とはいえない。たとえば、1932年2月の失業者数はドイツでは600万人以上であり、イギリス (1932年2月) では失業保険加入者の22%であり、アメリカ (USA) では1370万人 (1933年3月) であつた。ストライキと解雇によつて、イギリス (1929年) では、5300万労働日が、フランス (1930年) では7200万労働日が、またアメリカ (USA) (1932年)

を 37,800 万 労働日が失われた。(原文脚注 79)

(c) さらに中央管理経済には「自由市場経済の価格機構が示すような計算メカニズム」がないので、個別的な需要を認識し、そしてそれに適合させられるような状態にはない」という批判を受ける。むしろこれは全体的な評価と全体的な価値比較だけに基いている。したがって管理経済においては社会的経済過程の不均衡と互解が伴うかも知れない。

この確証は疑いの余地なく正しい。しかし我々は「自由市場経済も均衡擾乱(生産過剰と供給不足)に悩んでいる」として「我々はこの弊害を周到な景気研究と、それに基づいた時宜を得た指導手段——しかもそれらもまたジャーナリズム的に助言を乞うだけの性質のものである——によって切り抜けることを試みている」という異議をさしはきむことができよう。したがってこの問題は、両方の経済システムに広く共通したものであるように思われる。

(d) 管理経済の生産性が低いことは証明するに困難な命題ではあるが同時にまた否定するのも困難な命題である。

経済経営における人間の態度は非常に多くのものに依存しており、そのものに必然的に経済法と労働法において非常に強い作用を現わす市場秩序づけにも依存している。しかし各地方に通用している経済倫理(Wirtschaftsethik)も生産性の基礎である。

労働者の物質的生活はたしかに一つの重要な前提ではあるが、しかし彼の職業における彼の社会的および人間の健康が、今日の経済生活においてはますます重要視されている。

われわれは「個人的自由の制限が労働者の勤務意欲と給付を減少させている」と仮定せねばならぬ。これは、彼が前に自由を多く楽しんでいられる程、ますます大きい。もし(特に戦争時に必要とされたような)人類に対する強制手段(勤務義務づけ)を
(原文脚注 79)

Stat. Jahrb. 1935, S. 318 und S. 189, ff

を交代するとするならば、経済秩序づけの取換の時に、企業家に対しては比の点が非常に多く変わり、それに反して、労働者に対しては比較的少ししか変わらない。

社会性に関して M. Endres が「私益は公共心よりも強い起動力である」とのべた言葉もまた正しい。しかし私益はまさに管理経済においてもまた、原理的にはいかなる場合にも排除されない。我々は「平常な経済状態の時に両方の経済システムがいかなる給付を生ずるか」として「全く非常的な経済状態の時にそれ(読者註 = 両方の経済システム)がいかなる状態をもたらすか」という点を区別せねばならぬ。我々はそれについて例えば 1930 年代の大経済危機の克服を想起する。

(e) 社会政策的な作用

我々はいかなるものとしてある経済システムに一つの良い(または悪い)社会政策を要求することができる。国家はいかなる場合にも社会政策的な目的を国家がそれを総体計画の枠の中で実現できる」ように確定する。しかし「国家が總体の経済過程を主权的に支配している時」に、国家がその社会政策的な意図をより良く実行できることは明白である。したがって中央経済管理は国家の社会政策的な計画に対して特に有利な前提であるように思える。

しかしこれが労働者の願望に一致するかどうかということも疑問である。中央管理経済は労働者に、追求されていた完全雇傭、「したがって彼等にとっては主要関心事である生存の物質的保証を与える；しかし彼等の自由は計画経済の必要性にその限界を委足する；彼等は中央の計画に無条件に義務づけられる。彼等の居住権はすくなくとも認可義務制でなければならぬ；ストライキと作業所閉鎖は中央管理を麻痺させるだろうから、このシステムは禁止されねばならぬが、これは一進歩といえよう。

しかし「中央管理は経済指導の目的のために、価格以外に賃金をもまた規定せねばならぬ」「これについて労働組合はせいぜいわずかばかりの協議権(Beratungsrecht)を認められるに過ぎ

ない」ということもまた明らかである。有名な労働学者 G. Briefs は労働組合が計画経済に入ることは自らを断念することであると非常に適切な注意をおたえた。(脚註 80)

以上が中央管理経済の社会政策的問題点は、特に人間の自由と尊厳にあるが、これについては (2) 項に論じた。

オヨ：社会的市場経済の理念

これは一つの文化国民の要求を満足させる経済制度の問題と瞭解されたが、我々はそれを純然たる物質的な問題として考察しよう。

Eulenburg は彼の "Allgemeinen Volkswirtschaftspolitik" の序文の中で「経済は自己目的ではなく、国民の世界的、宗教的、哲學的基本態度に一致するさらに高い生活目的の達成のための前提と手段である」ということを非常に強く指摘した。そこから国家に対しては、権力や種族や国民文化や道徳や正義や人間性の理念と同様に国家の政策の一定の規整的理念が与えられる。(原文脚註 81) これらの理念が満足の方法で実現されないような経済秩序、社会秩序は利害の矛盾においてその生産力を消耗し、事柄によっては破滅する。

無量無数の個別的私益と未曾有の社会的弊害が個人主義的、自由主義的時代を特徴づけた；人間的自由の放棄は威权国家 (autoritären Staat) を特徴づけた。数十年の間、経済学者や社会政治家は、企業者層や労働者層の進歩的な人物と協力して、義務ならびに学問において、自由経済の社会的問題のために努力し、そして争突、尊敬に値する改良を行って来た。しかしまだ行うべきものがたくさん残っている。1932年の600万人にのぼる労働者層は個人主義的—自由主義的経済秩序と社会秩序 (原文脚註 80)

G. Briefs, Zwischen Kapitalismus und Syndikalismus—Die Gewerkschaften am Scheidung 1952.

に反対する意味の警告であり、そして同時に全体主義的な経済的、社会的独裁にとって有利な出発点であった。

22年間にわたる中央管理経済と戦時経済に関する経験の豊富必とともに、1945年の崩壊後西ドイツの経済学者と政治家は「ドイツ人にふさわしい経済制度、すなわち人間の尊厳と自由を優先におく経済制度」の大問題の前に再び立った。

この理念にしたがって、我々は経済生活に対する国家の立場として、「社会的市場経済の原則」を声明した。それは「経済生活と社会生活の社会的形成、すなわち活動的な経済政策と社会政策に対する国家の義務と共に、公益に反せざる範囲内で、市場に關する自由活動を原則的に承認すること」を意味した。

このプログラムと共に数十年間におよぶ経済学者と社会政治家の努力が取りあげられた。そしてそれは勿論「全く、何百万もの人々がはまり込んでおるべき危機」のために——「社会的使命がその中に特別な重要さを保持せしめるべきである」ということに応じている。いうまでもなく、それを害することなく、経済政策的課題もまたその範囲にわたって国家によって着手せしめねばならぬ。経済政策における国家の目的は常に国民経済的生産性の向上であり、そしてそれに対して信用政策、課税政策、流通政策、商業政策、農業政策、のような色々な促進処置と指導処置がとられる。それと同時に社会的給付の重要な前提が作られた。その社会的給付は養老年金生活者や失業者年金生活者、ならびにその遺族、失業者、戦争犠牲者、行方不明者、難民の家族達の世話をするなどである。

「社会的市場経済」の概念は Müller-Armack に基づいている。次に引用した彼の言葉は、社会的市場経済の概念が意味するものを物語っている；我々は今日「自由主義が、その秩序の政治的ならびに経済的な確保の問題をまさしく許しがたく弊害にしており、そしてまた『自由主義が価格メカニズムを一つの完全に自動的に機能する機械と考えていた点』において誤っていた」ということ

を知っている。機械は全て — 最善の機械もまた — 人類の含蓄多き操縦と指導 (Steuerung und Lenkung) を必要とするように、極端メカニズムという機械でもまた人類の含蓄多き操縦と指導が必要である。経済理論は過去数十年間に段々が歩みを続けるために「機械の機能に任かせて頼り得るところ」と「一定の終止を必要とするところ」について精確かつ正確な十分の認識を集めた。(原文脚註 82)

3. ドイツ聯邦における 1945 年以後の展開

従来の中央管理経済から社会的市場経済への転換は一挙に生じたのではない。最も緊急を要する配慮 (Sorge) は、個々の占領地区において、「住民の世話をやくことを従来の軌道のなかで、そのように秩序づけ、そしてできるだけ充分に饒めるよう」に向うけられた。緊急事態の救助はさらに国家と占領軍の援助によって着手されねばならなかった；緊急事態のなかでは特に数百万にのぼる避難民の收容、移住、編入があげられる。約 500 万の破壊された住居は多年にわたるプログラムの上に計画的にかつ広汎に資金を供給されねばならなかった — 特に山岳労働者の住居建設は促進されねばならなかった。

負担調整 (Lastenausgleich) が行われ、そして赤十字救助 (Soforthilfe) が保証されねばならなかった。原料工業は再建のために数十億マルクを必要とし、自由市場経済の再建は通貨改革と資本流用の新規整を前提とした。これと同時して「通貨改革後の経営と価格政策に対する指導命題」(1948 年 6 月 24 日の法律 (訳者註：原名；Leitsätze für die Bewirtschaftung und Preispolitik nach der Geld-reform；— Gesetz vom 24. 6. 1948—) が公布されたがこれは自由市場経済への道を

(原文脚註 82)

A. Müller-Armack Wirtschaftlenkung und Marktwirtschaft 1948, S. 58

指示している。これらのあらゆる緊急な課題はたゞ国家によってのみ達成され得る。経済秩序と社会秩序の新建設に対する最も重要な基礎は 1949 年 5 月 23 日のドイツ聯邦の仮憲法

(Grundgesetz der Bundesrepublik vom 23. 5. 1949) である。この法律は国家社会主義的政体の全体主義的国家からの明確な背離を表明し、そして特に個人の基本権を経済の領域に關してもまた調整した。

その仮憲法は、ワイマール憲法のように、経済秩序に關する特別な箇条を含んではいないが、しかし自由市場経済の基本原則は若干の一般憲法規範のなかに含まれている。特に社会的市場的秩序は「それが仮憲法に根拠をもった憲法に依じた秩序の構成部分であること」によって確保されている。それは仮憲法の 99 条 3 項に於いて、他の経済秩序、たとえば計画経済や完全自由市場経済によって代替され得ない。自由な経済的行爲の原理は仮憲法の (人格の自由發展に關する) 91 条 1 項から生じており、それと共に國家的な Reglementierung (規制) Dirigismus (監督) Interventionismus (干渉主義), Zwangswirtschaft (強制経済) を原則的に排除している。競争自由は、したがって経済行爲の最も重要な基本権である。しかし發展の自由 (Entfallungsfreiheit) は「憲法に依じた秩序の保護、慣習法とあらゆる権利の保護に役立っている「社会的法治国の原理」によって、制限されている。そのようにして計画経済と個人主義的経済の両極端の向に社会的市場経済が成立する。

このような體格的展開の持のむかにドイツ聯邦の林業と林産業はさほどのような發展をとけている。

オに敗戦の結果、当該中央官方は全体主義的経済システムから解放された。そして「その一部分または口措成員が必ずしも全体のなかに没入してしまふのではなく、一定の多かれ少なかれ大きな独立性が維持されること」が一つの有機体 (非有機体の対語) の本質である」という文章の正しさが示された。それはここ (訳者

註：1945年以降の西ドイツの市場経済)をその通りであった。農業関係官庁、特に林業ならびに林産業関係官庁は、その後取柄を続けた。

労働力の割り当ては国家権力と重要さの大きな衰退後、不可能になった、それは食糧配分の前提になった。このようにして労働官庁の機能能力はある程度維持された。充分な機能発揮に対するおもな障害は「その貨幣賃金支払いがほとんど無価値であったこと」である。したがって非常に多様な実物賃金支払と実物の交換流通が展開された。林業では伐採実行の一部が買手の自己収獲に移された。林業労働のためめ労働者は燃料、作業衣、革前舟自取車、草草、その他の附加的現物賃金支払によつてのみ得られた。特に「それ以外に何も所有していない貧民」は彼等の経済状態をこのようにして改善した。

経営手段と作業用具の割り当ては、たとえ非常に限られた範囲で、しかも大きな困難とともに行われたとしても、昔の通りつづけられた。

木材運搬関係は向もなく彼等の努力の無益さを悟らねばならなかった。なんとなれば製民や運搬業者は貨幣支払によつては、彼等の仕事、特に彼等の車の損耗に対するまったく不十分な対価しか得られなかつたから。

木材統制は通貨改革点なお完全に存在した。それはその後、小刻みに減少した。

先ず第一に「杭木以外の素材(供給と購入)に対する統制規定(杭木に関してはその統制と分配のために特別な指令が発令されていた)は1948年2月28日の指令で廃止された。勿論次の日には「品等B.CとDのKiefer, Fichte, Tanneの幹材の供給と購入を期限つきで購入権に關聯づける指令」が発令された。この規程と素材割り当てに關するその附屬規定は1949年9月30日を以て終つた。

たゞ単に — しかも1923年の報告義務に關する規定に基いて — 林業至管と林産業至管が彼等の生産に對しておこなう届出義

務だけが残つた。

価格規整の領域に關してもまた貨幣改革は1つの決定的なエピソードであつた。

「貨幣改革後の統制と価格政策に關する方針書」(Leitsätze für die Bewirtschaftung und preispolitik nach der Geldreform)にもとづいて1948年7月29日に「木材ならびに林業の副産物に對する価格規定の廃止に關する規定」(Anordnung über die Nichtanwendung von preisvorschriften für Holz und forstliche Nebenherzeugung)が発令された。これにしたがつて、当時存在していた規定は一切論そのなかる価格、報酬、支払条件、供給条件が規定されている限りにおいて — もはや使用されなくなつた。

しかし、その後の価格発展は1948年4月4月10日の「価格形成と価格監視に關する法律(価格法)」(Gesetzes über preisbildung und preisüberwachung (preisgesetz)と1948年10月7日の「相場法」(Gesetzes gegen preistreiberei vom 7.10.1948)とをの代りに現われた1949年7月26日の「経済刑法」(Wirtschaftsstrafgesetz vom 26.7.1949)の規定の規整を受けている。

たとえ、國家社会主義的政体の不健全なよそに依り素材価格が1947年の素材価格規定によつて高められたとはいつても、素材価格はまだ「自由競争の時に与えられる水準」よりもずっと下まわつていた。価格規定が廃止された後「価格がどのくらいの高さから同利衝に値する異利」と見なされ得るか」ということは不確かであつた。この不確かさを除くために西ドイツ農林省(Bizogonale Verwaltung für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten)は1948年11月24日に「素材規準価格(Rohholz-Richtpreise)」(相場法に對して最高価格として主張できると考えられ得る価格)を発令した。この規準価格は一定の指數(MZ)のパーセントを示されてあり、とじて繰返しく1950年2月22日と

1951年1月10日に)高められた(38頁参照)したが、必然的に、自由市場経済はまだ行われていなかった。なんとなれば、実務上、素材はさらに規準価格に分配され、そして之れを行る人は良い業務を行ったから。

この不都合を避らせるために、価格の秩序に関する拘束力のある協定(1951年9月20日)(Verbindliche Vereinbarung des Waldbesitzers mit den zuständigen Bundesministerien vom 20. 9. 1951)が森林所有者と当該ドイツ聯邦大臣との間に行われねばならなかった。そしてこの協定によれば、材種別、地利別に級別づけられた針葉樹幹材の材種(Massen sortimente)は指数(MZ)の180%を超えない価格を販売せねばならなかった。パルプ用材に対しては160%が杭木に対しては150%が価格暴利の限界を形造った。林産業はこの協定には参加しなかった。

この協定は国民経済的に認識できる価格形成に対する充分な保証を示したと考えられたので、1951年10月1日に 素材規準価格に関する従来の訓令は廃止されたい。(原文脚註83)

それからもなお「その協定自体が価格規整に対して全く不適当な手段であること」が判った。なんとなればそれは、直接参加した森林所有者以外には法的に義務づけられていなかったから。したがって当該大臣は、1952年5月12日附文書を「その協定がもはや拘束力を有すると認めないこと」を公表した。

それに見立ち1952年5月9日には、1947年2月14日の素材価格規定(die Rohholzpreis-Verordnung vom 14. 2. 1947)と1937年2月10日の競売を口によって値指しする方法に基づいた素材販売の禁止令(Verbot von Rundholzverkäufen nach dem mündlichen Meistgebot - V.o. vom 10. 2. 1937)がもはや使用できないものであることが明らかにされた。これに
原文脚註83

同日、針葉樹挽材規準価格に関する訓令(1948年11月22日-1950年8月18日-1951年1月11日)も亦全廃された。

ついで1953年9月23日には「文書によって値指しする方法(入れ)にもとづいた競売の禁止令」も廃止され、これは1937年の規定は全部廃止された。

1938年1月21日附の競売による燃材の販売の禁止令」にもよって1953年5月2日に廃止された。

したがって林業と林産業の分野に関しては、自由市場流通が再現された。

今後なお存在している規定はたゞ単に次のものだけである。

1. 経済刑法(1949年7月26日公布
1952年3月25日一部改正)(原文脚註84)
2. 文書表現の際の指数(1952年12月1日)
3. 国内産針葉樹挽材に対する品等規定;
(1947年3月27日の針葉樹挽材の価格形成に関する規定の附録II(原文脚註85))

(訳者註：これらの原名)

1. Wirtschaftsstrafgesetz vom 26. 7. 1949/25. 3. 1952
2. die Messzahlen in der Fassung vom 1. 12. 1952
3. die Gütebestimmungen für inländisches Nadelholz; Anlage II, Zur Anordnung über die Preisbildung für Nadelholzschnittholz vom 27. 3. 1947.

(原文脚註84)

1949~52年の経済刑法は1954年7月9日の広く簡易化された経済刑法によって代わられた。これ(訳者註：1954年の経済法)の中では物価釣り上げに物価を釣り上げる陰謀に対する非常に論争の多い規定(旧経済刑法第19条と第20条)が省略されている。その法律は、その第1条に示されている経済的規定についてののみ適用されるがそのなかには林業的経済規定は見当たらない。

(原文脚註 85)

その新鐵工の法律的存続には勿論実務面から「この同等規定は（例えば Homa のように）独立的性格を持った一般拘束的法律規定でなく、法律的には無効になった価格規定の主要構成部分である」という点について論争が行われている。

(Vgl. Warenkennzeichnungspflicht beim Holzgroßhandel? Problematische Rechtsgültigkeit der Anordnung PR Nr 29/47 - HZbl. 8/ Jg 1955. Nr 106. S. 1253)

C. 林業的木材市場政策の原則

さて、以下には、總体的立場から木材市場の最良の展開を保證するような林政的処置を論じよう。

ここでは、一般的な本質的に形式的原則も、そしてまた特殊な本質的に実質的に規定された原則も、決定的な役割を演ずるので、以下の論議はこの順序で行なう。

I. 形式的原則

1. 国民経済的生産性の原則

市場政策は国民経済政策の一部であり、そして国民経済政策の目的は總体の福祉の増大にある；市場の機能發揮をこの意味で促進すべきことはあらゆる市場政策的処置の本質的願望でなければならぬ。

経済——特に市場経済——は物質的財貨の欲求充足に關係せねばならず、そして経済政策はこのような種類の価値相應の最良形成のために最も有利な前提を作ることである。経済のこのような物質的領域に關した理論的、概念的な局限は、2つの重要な指示を必要とする。

- ① 経済は国民の生活において、その文化全体に深く浸み込み、大きな関連を排っており、全社会秩序において非常に重要なものであるが、しかし最高かつ最終の順位に属するものではない。
(原文脚註 86)

(原文脚註 86)

特に *Eulenburg* は彼の "allgemeinen Volkswirtschaftspolitik" で、1つの価値大系における経済政策の位置づけを繰返し思い出させ、そして、経済政治家に次の様な警告を行っている。

超経済的関係 (*meta-ökonomischen Belange*) に注意しなければならない。「人類の定義を把握できる人」は、たとえその史観は如何にあろうとも、決して物質的財貨の意味における富裕さそれ自体を、自己目的だとは考えない。國民總体に対してはまた、それ（訳者注：= 物質的富裕さ）が至高目的ではない。

(コフページ)

張的評価の下位に置かれねばならぬ。したがって国民経済的生産性の概念もまた社会政策的意味を持つて来た。国民経済的生産性の概念は社会生産物の絶対的貨幣価値以上のもの、すなわちその種類に応じた構成と、総体に適正な配慮をする為の生産物の意義を意味する。

② 森林は国民生活において、^(Wirtschaftlichen Aufgaben) 経済的課題と同時にさらに非常に重要な社会経済的、国土保全的、国民文化的機能を満たさねばならぬ。たしかに一般的にはこれらの文化的関係は、生物学的に基礎づけられた保育的林業の必要条件と調和しているが、しかし、そうでない地方や個別的ケースもあり、かの文化的機能が無条件に優位に置かれている傾向がある地方や個別的ケースもある。

しかし経済原則は社会政策的必要性によつても、国土保全的ならびに国民文化的必要性によつても破棄されない；ただ単に経済的目的設定ならびに経済政策的目的設定だけがその上位次元に属する関係によつて修正されるに過ぎない。国民経済的生産性の概念よりも、さらによく、「これらの拡張され、そしてより高い目的設定」が、最適な社会的効用の概念ないし必要性によつて性格づけられ得る。

2. 経済政策的処置の有機性

この原則的要求は国民経済全体の認識と、さらにそれと互えた経済ならびに社会（この両者は相互に独特の印象を与える）の全体から与えられる。

この像の展開、すなわち生活としての経済の形成に影響をおよぼすあらゆる政治的処置は経済の本質を形成する複雑な機能のなれば因果的関連に意を用いねばならぬ。；それは物的ならびに人間的関連において成立している。

(原文脚注87)

F. V. Gaffl-Attehlionfeld, *Wirtschaft als Leben* 1925.

物的関連は全ての経済現象の技術的ならびに経済的補完性 (*Komplementarität*) を根拠としている；人間的、社会的関係は複雑な複雑さ、社会性、「あらゆる文化、特に分業経済に現われる一種社会的補完性」、に基礎づけられる。

経済と社会のこのような全体性は場所と時間において成立している。これら二つの関係において最適かつ恒常的な発展を確保すること、（またそれが混乱されている場合にはそれを再調整すること）は経済政策の重大な原則である。

あらゆる経済政策的処置においては、全体的性格とともに経済の動態にも考察を向けねばならぬ。経済生活は連続的な展開過程であり、そしてその主なる原動力は技術的進歩のなかに存在している。これは色々な種類であり、そして均等に現われることもなければ同時に現われることもない。そこから経済発展の不等、競争関係の変化、価格発展の変化、所得関係の変化、資本形成の変化が生ずる。外国との取引、輸出入の変化もまた国民経済に影響を及ぼす。さらに社会的発展の作用、住民の人口数と構造の作用、住民の移住移動の作用が加わる。政治権力の作用や産業部門の団体や社会政策的団体は国民生活に対して大きい作用を持つている。国家がその経済政策や社会政策によつて「影響が必ずしも無視できないような動態的変化 (*Dynamik*)」を原因づけることも少なくない。

これらの幸災からつぎのような種類の経済政策的処置の有機的形対に対する決定的な形式的原則が生ずる。

至高の観点は常に社会的効用の誘導があるいは社会的弊害の防止でなければならぬ。その時、生産力の維持、増大、最適調整が重大問題になる。その処置はできる限り長い期間に累点を合わせて行米の関係を熟慮し、そして経済の適応能を高めるようにすべきである。

経済政策の重要な課題は将来の国民経済の永続的発展を配慮することである。これはまさに自由市場それ自体からは完成されな

い。したがって経済的発展を監視し、広範な景気研究と景気政策を駆使し、特に経済的危機を防止することは国家の仕事である。

さらに経済政策的処置の内部的統一の原則が強調されねばならぬ。それによつて、種々な経済部内と経済段階に同時に適用される処置の同義性 (*gleichsinnigkeit*) と目的適合性が意味される。この原則の実現は、関係者グループの対立や、経済政策に肉体する種々な国家的官庁 — 省、部局、専門官、— の調整の失敗にぶつかると、勿論、世評する。その時には経済政策は多かれ少なかれ無統一且つ無秩序になり、企図した成果が得られない。

しかし内部的統一とは経済政策的手段の種類均一性 (*gleichartigkeit*) を意味するものでは全然ない。むしろ非常に多様性としてまさに経済的場面の一画性 (*Einmaligkeit*) が経済政策的方法の多様性の原則に一致する。なんとなれば経済政策的方法は絶対的価値を持っているものではなく、常に「局面によつて条件づけられた相対的価値」だけを持っているに過ぎないから。したがってあらゆる形式主義 (*Schematismus*) とあらゆる空理空論主義 (*Doktrinarismus*) は懸である。

3. 経済性原則

国家の経済政策は純然たる貨幣経済的成果に方向づけられているものではない。；なんとなれば貨幣経済的成果が眼目とされる所には、個人的動機がふさわしいから、国民の生存を確保し、そしてその社会的、国民文化的、ならびに国土保全的理想を実現するために、個別経済が思うようにならぬ所や、もつと高次の社会的肉体が深慮遠謀の上に保証されねばならぬような所で、はじめて国家が必要とされる。

しかし常にこれらの目的が個々に達成され得るのと同時に、それらの実現の際にもまた経済性の原則が通用する。進歩される社会的効用は常にできる限り最小の経費で判達されねばならぬ；その効用と犠牲の比較を必ずしも貨幣的に行う必要はないが、却

は要求された犠牲を上まわつていなければならぬ。

まさに「政策的処置の効用効果が貨幣価値的に把握できず、そしてその費用に対して差引き決算されない」という事情が、公共的行政を屢々欺かれるような不経済に導き、そしてしかもその不経済のなかには、さらに極等の非能率な行爲が益々増えていく傾向が内在している。

したがって経済性の原則は経済政策の領域では特に重要である。物的合目的性、必然性、経済性は、生産力ならびに経済欺に肉したあらゆる浪費を避けるために繰返し厳密に吟味されねばならぬ。

4. Markt Konformität の原則

Marktkonformität は「ある程度の国家的干渉の必要性を承認はするがしかし価格メカニズムによる経済の自己調節を害されたくない」という様なことを考えている新自由主義者の要求である。

(原文脚注 28)

概論: *W. Dopsch* は *Marktkonform* を「市場にもとづいている経済制度に応じた全ての経済政策的処置、すなわち、価格政策とそれによつて生じている『市場の自己調節』を損わずに市場の自己調節に新しい条件として排列され、そして市場の自己調節に同化されるような全ての経済政策的処置」と定義づけている。市場経済の前提は自由競争であり、沢山の需要と沢山の供給であり、取資の同一種類性である。したがって、独占的作用が通用する限りにおいて自由市場は成立しない。

この要求 (訳者注: = *Marktkonformität* の原則) を基礎づけるために3命題が設けられる。

1. 政治的自由と文化的自由は人類にとって最大の価値がある。
2. 自由市場はできる限り最大の国民経済的生産性を保証する。
3. *Marktkonform* でない経済政策的手段の使用は全体主義

(原文脚注 28)

W. Dopsch: Die Gesellschaftskrisis der Gegenwart 1942, S. 259.

的な計画経済を必然的に結果する。

例: *markthonforme* な手段としては、国家が競争の一般的経済条件、すなわちいわゆる総体経済的輪郭 (*gesamtwirtschaftlichen Datenkranz*) を変更し、そしてそれによって経済的発展を国家にとって望ましい方向へ指導するために用いるような一般的経済情報、助言、規整処置のような有効処置があげられる。それには中央銀行の貨幣政策と信用政策、課税、肉税、運輸諸費用の形態、産業における国家自身の経済行爲 (但し経済的特権を全然伴わないもの) が挙げられる。非 *markthonform* 的処置とは、「需要と供給の自由な展開を制限し、したがって、物量または価格を固定したり制限したりするようあらゆる国家的処置」である；同様に市場の選択機能を廃止したり制限したりする処置 (例えば保続干渉) もまた非 *markthonform* 的である。

批判: 競争における個人の自由の意味は「その他の点でも新自由主義者にかなり近接している新社会主義者」によってもまた承認されている。これら二つのグループは、主として伝統的な相互不信によつてのみ、別けられているに過ぎない。

しかしその原則は個人的自由を公益によつて制限し、そしてまさにここから国家的手段の必要性が生ずるのであるが、その程度と合目的性については勿論、人によって色々な見解があり得る。

「できる限り最大の国民経済的生産性はただ理論的前提のもとにおいてのみ運せられ、現実には必ずしも与えられない」ということは既に 99 頁以降に詳論した。特に非常に大きな場所を必要とし、そして非常に長期的な課題に対してはしばしば私経済的利益と資本が欠けている。(例: オーデル河の沼やエムス地方の開墾、鉄道網又は水路網の組織的な建設)。私経済はもっぱら収益性にしたがつた「市場の選択機能」によつて支配されている；こ

れには国民経済的ならびに社会政策的効用や重要性にもとづいた需要 (*Bedarf*) の順位はない。v. Böhmer-Baumerk は自由競争の不利な作用を納得のいくように報告した。主張された市場経済と計画経済の二者択一は現実には存在していない；それは多くの国民経済によつてもまた否定された。たとえば W. Eucken は彼の "*Grundlagen der Nationalökonomie*" で「^(原文脚注 89) 全ての具体的な経済秩序は流通経済と中央管理経済の純然たるシステムの色々な種類からなる一つの混交関係である」と述べている。

さらに *markthonformität* の概念の非常に狭った解釈が E. M. Dohrendorf によつて詳細に研究され、そして解明された。^(原文脚注 90) たとえば「一般的に、*markthonform* 的手段によつて非 *markthonform* 的目的が追求され、そしてまた逆に価格固定は必ずしも非 *markthonform* 的でないことがある。—たとえばそれ(訳者注: = 価値の固定) がたゞ長い間かかる適応過程を短縮したり、あるいは一時的な需要減退の時期に有害な競争を防止したりする等である時には、価格固定が必ずしも非 *markthonformität* ではない」という報告が行われた。それは「同じ経済政策的手段が出发点の状況と使用した手段の程度によつて条件づけられて、*markthonform* 的にも非 *markthonform* 的にもなること」を意味する；いいかえるならば、それは「*markthonformität* は先天的に存在するものではなく、」「手段の使用が状況的要素であるが、これは *markthonformität* の尺度で測られねばならぬ」ということを意味する。

Dohrendorf のこれらの詳論から「*markthonformität* は存在論的概念ではなく、目的に対する手段の適性 (*Eignung*) に向する判断を含んだ目的論的概念である」ということが結論づ

(原文脚注 89)

6 Aufl. 1950. S. 77.

(原文脚注 90:)

E. M. Dohrendorf: Das Problem der Markthonformität wirtschaftspolitischer Mittel. in "Jahrbuch für Sozialwissenschaft", Bd. 3, 1952. S. 22-42.

けられる。しかしこのような判断は、個々の市場政策的手段のすべてに対してノつだけ、与えられるのではなく、そしてまたその「潜在的 *Marktkonformität* もまた大きくも小さくもなり得る。なんとなればそれは相対的な給付能力を持っているだけであるから。—— しかしこの様なことは上に、すべての経済政策的手段についていわれたことであつた。それを *Marktkonform* な手段と非 *Marktkonform* な手段とに分類することは動物を益獣と有害獣に分ける様なものである。—— 動物を益獣と有害獣に分けることは既に長い昔から非難されてきた。

「経済政策的手段の *Konformität* は局面と目的によって条件づけられる」という認識は *Dohrendorf* は「市場、すなわち妨げられることなき価格メカニズム、は『目的』ではなく、目標それに一致した『できる限り最大の国民経済的生産性のための手段』にすぎない」という大きな決定的異議に導いた。したがって経済政策的手段の含蓋多き応用原理としての *Marktkonformität* は、その成果が向に合う様な市場メカニズムを前提とする。「それはこのような市場に肉してのみ、『目的のための手段』としての課題を満たすか、他方市場がそのように作用しない時には、それは、無意味な原理となり、そして、その限りにおいて『自己目的』になり、『空論的に与えられたもの』という非難を受けねばならないだろう。

さらに *Dohrendorf* は *Peter* ^(深き問題?) に問詰して、「国家的処置が「明らかに市場の作用力の全く外にあるような、(超経済的)目的に方向づけられている時には、*marktkonform* 的な干渉について論ずることは一般的に含蓋がない」という異論を出した。*Peter* は、これを論理的に強く指摘しているが、これは正しい。この批判の肯定的結果は次のように把握されよう： あらゆる

(原文脚注：91)

H. Peter, Ist das Rösche-Gutachten wissenschaftlich fundiert? 1951

国民経済的処置の目的はできる限り最大の国民経済的生産性である。これが特に任意に増加でき、且つ短期的に生産可能な財貨の需要充足に肉する限りにおいて、市場における力の自由活動によって本質に保証されることは勿論である。

しかしあらゆる経済領域 (*Wirtschaftsbereich*)

においてノつの完全な競争が成立しておらず、そしてさらにそれ (訳者注：=完全競争) は一般に調整され得ず、また、仮にそれ (訳者注：=完全競争) が存在していたとしても、それはできる限り最大の国民経済生産性をもたらさない。なんとなれば完全競争はただ限られた経済政策的給付能力を持っているだけであるから。結局、市場には、経済的領域を超えて、公益の趣味で、(またはたゞ単なる正当性の意味で) 作用する力は内在していない。この事実から、経済に関する国家的作用は、基礎として、ただ単に国民の物質的文化のみならず精神的文化にもまた基礎づけられる。それによって経済に肉する国家的作用の課題領域も示される；明確な区画づけは不可能である。

政策的手段の選択は今挙げたような争突に一致せねばならぬ；空論的原則はその目的を見失う。

国民経済的処置を *beeinflussende* (干渉的) と *regulierende* に慣習的に分けると大きな相違を生じ、そして一定の順序が示される。市場に肉するものに干渉することは、これらを市場経済的に正しい行動 (*Verhalten*) に誘う目的を追求している。経済的状況の概観を欠き、そして判断を誤ると、往々にしてその逆の作用が生ずる。経済的団体が解明と協議を配慮せず、または彼等がこれを彼等のグループの利益だけを慮つて一方的に行う時には、「本質的な市場観察と景気研究にもとずいて、経済的発展の公開を情話し、そして助言すること」が国家の課題である。

Regulierende な処置は競争条件を変え、そして経済的効果的な兼施を可能にする；それは実務上、本質に使用される。しかしそれを無意味に「できる限り最大の国民経済的生産性 ——

そしてこれは希奇、価格メカニズムの社会経済的効果である筈である——の意味」において、*Markthonform* と呼んではならない。；可となればこのような処置は一般にある一定の限度を越えると、競争能力を廃止する（*aufheben*）から、したがって経済政策的手段は常に適正限度（*richtigen Messhalten*）の問題である。

非経済的な、もっと高次元の政策的目的の実現は、*ex definitione* に、経済政策の対象ではあり得ない。このような目的は「経済が行われる条件」に属する。

経済政策的手段は、一般に、その目的ならびに経済的局面に関する認識を伴わずに *Markthonformität* の性質と範囲に属しているかどうかを判定することは不可能である。市場が完全競争と同時に存在していても、それは自己目的ではない。そして市場がこの前提（訳者注：=完全競争）のもとに力の自由な活動に委ねられる等の時にもまた、一定の前提の下においては競争制限と価格固定が経済政策的に是認される。

したがって *Markthonformität* の要求の内容は社会的市場経済の一般原則（その中では個々の経済の自由は原則的に承認されるが、しかし公益によって制限される）と一致する。したがって国家の課題は市場に因してもまた公益の確保のために必要かつ台目的な処置を実行し、そしてそれと同時に社会関係の秩序（*Rangordnung*）を規定することである。このために国家は自由競争を促進することができるがしかしそれを制限することもできる。*Markthonformität* の要求は計画経済による悪い経験に対する反作用である。しかし *Markthonformität* はあまりにも個人主義的な、そしてあまりにも物質的な内容を伴った。したがって国民経済学者の一群は「経済を国民の生活において演じ、そして結局その至高関係にしたがって経済が秩序づけられる *dienende Rolle*（役割）」を正しく指示した。競争は、社会的経過の総体関連のなかに入れられた場合にのみ、公共によつ

てのみ、その目的を達成するための手段としてのその機能を発揮する。したがってそれは一つの経済の唯一の秩序づけ原理（*Ausschließliches Ordnungsprinzip*）ではなく、「常に変化する条件のなかにおいて、事象（*Dinge*）の駆動力と精神的内容を把握すべき論体的な経済秩序のたゞ単なるノ要素」にすぎない。乳立的な市場観のこのような克服から「総体観点を考慮に入れた経済的手段の *Ordnungshonformität*（秩序づけの *Honformität*）の広範な原理の内部における *Markthonformität* の原理の適用領域と限界が与えられる。

II. 実質的原則

以下には、社会的市場経済のわくのなかにおいて、どんな実質的な木材市場政策的課題が満たされねばならぬかを述べよう。

この問題は一般的には「市場経済には関与者（*Beteiligten*）が存在しており、彼等の個別経済的関係は需要と供給において実行され、そしてこの方法によって『経済的財貨を結局個別経済的にも国民経済的にももっともよく利用すること』である」と答えられる。国家の仕事（*Sache*）はこれに対して最も有利な前提を創造し、それと同時に必要な経済政策的ならびに社会政策的な矯正を行い、そして上位次元の国土保全的ならびに国民文化的関係を保証することである。

以下の論述は市場保育（*Marktpflege*）の本来的な経済政策的処置に限られている。これは本質的に「林業ならびに林産業の給付を国民経済の現在ならびに将来の要求に最もよく（*optimalen*）適合させること、いいかえれば需要と供給を増加させ、そして木材市場の良い機能を配慮すること」に向けられる。

1. 供給の増加

市場の国民経済的機能は、財貨の需要を、総体経済的関連の意味において、最もよく（*optimal*）充足させることであると

するならば、あらゆる市場政策は市場の最適の供給 (*optimale Beschickung*) に関係する。そして特に「経済経営が多かれ少かれ原料の存在と価格相応の仕入れに依存しているような原料」(訳者注: = 木材) については特にそうである。

林業の生産性の向上は根本的な林政的課題であり、そしてその成功は木材市場における材積的ならびに価値的な取引に現われる。その正当さと必然性は「ドイツ帝国時代の用材需要も、現在のドイツ連邦の用材需要も、そのたつたものを国内の森林からまかなわれ得るに過ぎない」という事実と「しかも未加工の木材を外国から輸入することはますます困難になる」という事実から与えられる。

しかしすべての森林経営にはまだ着しい生産予備があり、それの最も多いのは自由私有林 (*freien Privatwald*) である。自由私有林は、たんに時の経過につれて生産を著しく増加し得るだけではなく、さらに、木材の不経済な燃焼 (*Verfeuerung*) を止めることによって市場への供給を増加し得る。しかし小森林特に農家林 (*bäuerlichen Forsten*) では、ただたんに林業技術的向題だけでなく、さらに機構的な向題特に組合的木材販売もまた肝要である。このような方法によってはじめて、小森林所有は市場における自由競争に効果的に参加し、そして、大森林所有が同じ商品に対して獲得するような価格を達成する。

したがって団体有林と私有林に対する国家の作用は、「切さ目のある木材市場政策」の非常に重要な前提である。しかし我々はそれを純技術的に見ずに木材市場の経済的関連において考察せねばならない。たゞ単に森林所有に合理化と集約化の可能性を教える無立木地や荒廢地の造林や林分保育や林木の有利な造材等を奨励するだけで、これらのあらゆる行為が償われないとすれば、いいかえればその需要と指命された価格が推奨された生産増加に対応しない(まさに生産増加を呼び起さない)時には、それは不十分である。しかしこのことは林産業もまた、たえず、その経済性の

改良とその給付能力と支払い能力の向上に努力するときののみ期待される。

ここに「原則的に、個別経営の利害関係の理解によって導かれ、そして特別な国家的手助けを必要としないような、両部門(訳者注: 林業と林産業)に対して好都合な林業と林産業の協業」が肝要になる。しかしこのような活動を刺激するために、—— かりに産業連合や森林連盟 (*Wirtschafterverbände und Fachvereine*) が、その意味で彼等(訳者注: = 産業連合や森林連盟)に作用を及ぼしたとしても、—— 前に触れて、そして繰返し行われる「当該政府機関 (*zuständigen Ministerium*) の首蒙的な指示が有益であろう。

「原料充足が不十分なこと」と、「価値の低い材種、廢材を利用することによる林産工業の多種多様な成功 (*Erfolge*)」によって致す、「林業の一般的目的ができるかぎり最大の材積生産におかれているのか、あるいはできるかぎり最大の価値生産におかれているのか」という向題に関して活発な討論が行なわれた。「ただ、原材料の量だけが重要視される時代」と「技術が原材料を顧わしく加工する時代」が切り離されるように思われる。しかしこれについては以下に論じよう。

物質の量は、それが価値を持ち、したがって要求されそしてつくなされる限りにおいて経済的に意味を持っている。したがっておのおのの合理的経済行為は、1つのできるだけ大きな価値給付、しかもできるだけ大きな純価値給付をもたらすことに意を用いねばならぬ。その際に重要な因子は量、質、費用である。量に質を乗ずると給付が求められ、それから費用を差引いたものが利潤である。この原理的な経済的考察にもとずいて、たとえばある森林経営が 100 m^3 の粗朶を生産するか、あるいは 100 fm の材材を生産するかということが大きな相違になる。もちろん、—— 特に価値給付がやや低くて(例えばやや長い換伐期)費用(例えば造林費と危険)が非常に低いときには、—— 粗収獲の最高がかならずし

も最も有利の経済目的ではない。各経済経営、特に私経済経営は利潤 (*Gewinn*; 訳者注: =年々の純収益) を追求せねばならぬ。: なんとすれば利潤はその経済的経営に、一番多くの投資、特に熟練した労働力による仕事の可能性を与えるから。それに及してその経営が利潤を減じたり、あるいは隣接の繊維板工場に委せられたりすると、その経営は粗放化と貧困化の道をたどることになる。したがって、もし、経営がその経営自体を放棄したくなければ、その経営はその経営自身を擴う生産の改良を注視せねばならぬことは経済的に明らかである。

かの情熱的な技術者の規則的な論議は貴重木の価格が低下する予言である。しかし今迄のところでは、この予言の適中はまだ実証されていない。しかし予言が適中するとすれば「純然たる材積生産への移行が「その逆の材積生産から価値生産への転換(これは非常に長期を要しそして不確実である)」よりもずっと簡単かつ早急に行われよう。

林業の生産性 (*Produktivität*) は一般に、林産技術的意味で、生産増加と理解される。経済的意味では、それは市場への供給を増加することを意味し、そしてそれはさらに「経済的輸送問題」である。その満足な解決は、一部には個別経済的可能性 (*privatwirtschaftlichen Möglichkeiten*) に存在し、また一部には国家的処置 (*staatliche Massnahmen*) を必要とする。

森林から木材を直接に搬出することは、大きい国有林、団体有林、私有林では「1000 ha 当り約 20 km の道路 (*befestigte Wege*) が作られているような林道網」によって配達されている。それに及して中、小私有林ではまた沢山の道路が不足しており、そしてこれは木材の換金に非常に不利に作用し、そしてそれとともに森林経営の経済的な給付能力に不利に作用する。したがってこれをできるだけ早く改革することが林政的プログラムの重点である。それは特に森林所有がいちじるしく細分化されているよう

な地方において緊急を要する。ここに、森林所有者に林道建設組合に加入することを勧告し、林道網の計画の際に助告し、建設作業の実行を技術的、財政的に促進することが肝要になる。それは事情によっては、森林所有者にこのような林道建設組合への加入を強制せねばならぬほど重要である。現代の多くの森林関係法はすでにそのような種類の規則を定めている。

しかし多くの場合には、木材を牛馬車またはトラックで森林からその近くの村落到運び出すだけでは不十分である。木材の国民経済的に最も有効な利用を確保するためには、さらにずっと多くの距離を鉄道によって輸送されねばならぬ。距離の大きさは、個々の材種が負担できる運賃の問題である。したがって市場育成 (*Marktpflege*) は鉄道貨車輸送における料金表作成 (*Tarifgestaltung*) に対して決定的な観点になる。

2. 需要増加

木材に対する需要は結局、この原材料を、いろいろな姿で使用する需要者 (*Konsumenten*) の評価にもとずいている。それは「木材の自然のおよび工芸的性質と木材の多様な技術的品質向上 (訳者注: たとえば枝打ちによる無節材) ならびに「他の『木材と同じ目的に用いられ(代替財)、そして価格 (*Preiswertigkeit*) において木材と競争しあっている財』の使用価値 (*Gebrauchswert*)」によって条件づけられている。

したがって素材の需要は「一部は天然のままのものであり、また一部は撫育的林業によって与えられるような品質 (*Qualität*)」と「木材加工の進歩した技術が木材に添加する工芸的ならびに美術的性質」と「林産物の特殊な性質と利点について一般に普及している知識」と「木材と実用的、美術的、価値ならびに価格の点において競争しているような木材以外の物質の競争」によって規定される。このように教え立てることによってすでに「木材市場における需要の増強を無逆次に導く方法」が示されている。もち

らん。「それに対する主要かつ効果的な推進力が個別的イニシアチブ (privatistischen Initiative) の領域に存在しここに、
 いうまでもなく、組合 (Verbände) の『やり甲斐のある課題』
 が存在していること」が認められ、一方、国家的干渉はただ「健全な技術的および経済的な進歩と競争が妨害されたり乱されたり
 している所」においてのみ考えられる。

素材市場に肉する需要の増加は国民経済における木材の評価と
 意義を維持し、そしてさらにできるだけ高めることである。これ
 は技術的進歩と経済的合理化によって達成される。

研究：

林産業における技術的進歩は特に、林産業の原材料に關した「
 我々が目下持っているよりもずっと多くの精密な知識」を前提
 とする。既に1920年代にドイツでは、戦争後の経済的圧力の
 もとに「林産業の領域に關する科学的研究もまた、林業と林産業
 の進歩のための非常に有用な開拓者である」という洞察が貢献
 された。

林産業における緊急問題について森林家、製材業者、木材業者
 エンジニア、の同で繰り返し行われた会合と論議のすえ、1929
 年に「林産問題のための専門局 (Fachstelle für die Bearbe-
 itung von Holzfragen)」が作られた。この制度は1931
 年に「林産問題のための専門委員会 (Fachausschuss für
 Holzfragen)」に拡張された。この専門委員会の参加者は Verein
 Deutscher Ingenieure と Deutsche Forstvereine で
 あった。

第二次大戦中に "Deutschen Gesellschaft für Holzfor-
 schung" (訳者注：略称 D.G.f.H.) すなわち「主として國
 家的肉係に用いられ、そして "Reichsausschuss Holz" の
 傘下に属しているマンモス機構」が作られた(1942年11月
 25日)。この、同時に D.G.f.H. の監督局として機能した委員会

は、「管轄分野において林産問題に興味をもっている最高連邦官
 庁の代表者」から構成されていた。その最も重要な課題は林産
 研究の経済政策的方向づけと経済政策的有効化であった。；その
 委員会は D. G. f. H. に研究課題を課し、研究成果の義務化を
 配属し、そして相應の規定 (Verordnungen) を準備する。その
 Gesellschaft の正規構成員は経済的、技術的な Verein (連
 盟体) と経済的機関 (Organisation) であった。その課題の
 実行は専門委員会が配属した。その Gesellschaft の公刊物は
 林産問題に対する専門委員会 (Fachausschusses für Holz-
 fragen) の報告書の継続として刊行された。1945年の崩壊
 後、D.G.f.H. は廃止された。

D.G.f.H. の再建は1947年に最高森林官庁によって決議
 され、そしてその定款は1948年4月20日に占領軍によって
 文書で許可された。その Gesellschaft はシュツツツガルトに置
 かれ、1949年4月2日にその区裁判所によって Vereins-
 register (登記簿) に登記された。

D.G.f.H. は1952年12月10日に改正された定款によれ
 ば、次のような使命を持つ一つの公益的な Gesellschaft であ
 る。

- (a) 原材料 (Roh- und Werkstoffes) としての木材の生産、
 獲得、生物学的性質、利用、加工の領域に肉する研究
- (b) 木材と木材を含む材料に關する内、外国の研究を統括し、実
 際利用の爲に産業に適用すること。
- (c) 研究成果の實際的利用を、指示、現程、リーフレット、刊行
 物、によってきそづけ、いろいろな林産専門分野に關する規格
 を作ること。
- (d) 林産研究に關する内、外国の機構とデータの交換を行うこと。
 D.G.f.H. の正規の構成員は管理局、団体、学術ならびに経済の
 連盟 (Vereinigungen) 経済的企業、個人、である。大学生は特
 別構成員になることができる。

DGFHの機関は最高委員会、管理局、構成員協会である。

最高委員会は会長、副会長を含む9人の委員からなる。最高委員会はDGFHの管理を行う；それは管理局と構成員大会の決議にしたがう。管理局は40人のメンバーからなり、委員長と、学会、産業界、行政官庁の各々から、13人づつだした代表者からなりたつ。それは研究課とその職務に対して計画を作る。

DGFHはいろいろに割りあてられた個人、企業、経済団体の寄附、ならびに行政官庁や団体からの補助金によって財政がまかなわれる。

DGFHの専向的研究は次の専門委員会によって組織づけられる。

木材生産と木材収穫

生物学的木材研究

林産化学と製紙

木材保護（訳者注：防腐など）

木材加工（訳者注：製材など）

木材乾燥、木材接着、木材品質改良（訳者注：防火など）

建築制度における木材

木工

規格化

学向的研究の成果と一般の実務の経験と進歩を有効にするために規格化が非常に効果的な手段として示される。それは学向的効果と実務的経験の根本的な専向的検査にもとづき、そして、尺度、材質、技術的方法、検査方法、概念、などに対する明確な精密な規程において成り立つ。これらは——しばしば目的に依じた使用に因する方針書と銘について——番号をつけた用款で刊行される。

このような規格は、一般に、経験ある専門家の自由な協定において成立する；ただ例外的にのみ国家はそれを規定する——国家が既に成立し、そして実証されている規格を一般に拘束的に布告する

ことによつて、（例：木材の形質、測定、材種形成について国有林管理局で展開された規格）——中央管理経済システムにおいては規格は価格規制の大きな基礎である。

規格化は、経済において、タイプの数を著しく減らすこと、したがって市場の商品の統一化、更に大きい交換可能性と代替性、供給の容易化と迅速化、商品の急速な売買、を結果する。規格化は財政的には材料と労力、時間と資本の節約を意味する。；後者（訳者注：所費と資本の節約）は特に、規格化によつて、タイプと材種と代替部分の非常にすくない在庫維持で済ますことができるからである。企業は今後、一番節約的に、一番潔癖に、一番競争可能性をもつて仕事をする。

規格化の宣伝効果は無視してはならない。規格は絶えず改良され、そして常に技術の最も新しい水準に一致する。規格はその精密な記述によつて規格された商品と競争商品の比較を容易にし、規格化された生産物の品質における信頼を形づくる。それは国家の承認を得、そして——たとえば保安規程や建築規程におけるように——国家的規定の中に記録される。それとともにそこに挙げられた材料は永久的に使用を確保される。それはさらに組合（Verbände）や個別企業の調達規定に記録される。さらにそれは建築家にも言はれる。なんとなれば規格化された材料を使用した場合には、規格化されない建築材料や原材料を使用した場合よりも危険が少いから。

林産業においては規格化は競争的な工業、特に建築資材工業におけるほど大きな意味をもっていない。勿論、木材は鉄、鋼鉄、セメント、コンクリートほどには規格化に適していない。林産工業は、規格化可能性に因しては、決定的にこれらの工業に劣っている。しかしこのへただりを「著しくない」という程度にまで短縮し、そして競争している建築資材工業が既に規格化によつて得た大きな長所をある程度まで再び調整することは疑いもなく可能である。

この認定は林産業関係の新聞や雑誌にいつも明瞭に示されており、そして今日、このようにして国民経済における木材の位置を保障す

るために大きな努力が払われている。

歴史的に考察すると、*1* 次世界大戦中、機械、器具、自動車の非常な多様性と補充部分の調達の困難さが規格化を動機づけた。

"*Vereins deutscher Ingenieure (VDI)* の中に "*Normenausschuss*" (規格委員会) が作られ、この規格委員会は、この委員委員会によって作られた規格に於して "*Deutsche Industrienorm*" (ドイツ工業規格) の略号として *DIN* の名称を選んだ。その後、その規格化は全分野に及びられ、そしてその略号は、「それが *Norm* (規格) である」という意味で理解された。

今日、あらゆる規格問題のために存在している機関は "*Deutscher Normenausschuss*" (ドイツ規格委員会) と呼ばれている。その課題と処置方法はその定款で規定されている；その出版物は、"*DIN - Mitteilungen*" (*DIN* 報告) である。

Deutscher Normenausschuss は専門規格委員会、作業グループ、作業委員会の三段階に組織づけられている。

林産業の規格化には二つの専門規格委員会が関係している。；すなわち木材専門規格委員会 (*FN Holz*) と建築専門規格委員会 (*FN Bauwesen*) である。

木材専門規格委員会は次のようなグループに組織づけられている：*1*、木材生産と採取、*2*、木材性質、*3*、木工、*4*、木材乾燥と接着、*5*、建築材料としての木材、*6*、製材、*7*、材質改良、*8*、林産化学と紙生産、*9*、木材保護 (訳者註：= 木材防腐)

この *FN Holz* の組織づけは *D, G, f, H* の組織づけに一致しており、そしてこれは両機関の共同作業を非常に促進し得ると考えている。

建築専門規格委員会は二グループが統一的技術的建築規定 (*ETB*) のグループが木材建築、*1*ノグループが木材保護、に内係している。課題が色々な専門規格委員会に基礎づけられる場合には、共通の作業委員会が形造られる。

宣 伝

規格化は材料ならびに一定の工場製品の一義的な技術的適性を目的とし、したがって直接に林産工業ならびに建築部門に役立つが、一方宣伝はさらに建築材料および作業材料としての木材の幅広い広告に内係する。

すでに *1920* 年代にこの目的のために *1*つ "*Arbeitsgemeinschaft Holz*" が作られたが、しかしそれは "木材宣伝" (*Holzpropaganda*) としてはあまり都合よく仕事をしなかった。なんとすれば、それは納得 (*überzeugen*) よりも説得 (*überreden*) に重きを置いたから、それは国家社会主義的経済システムによって放棄された。

通貨改革後、競争経済とともに宣伝もまたいたるところで生じた。そして *1950* 年には *Arbeitsgemeinschaft Holz* が *Düsseldorf* に新しく作られた。

それは、林業ならびに林産業の、範囲の広い、宣伝専門家によってよく助言された機構に発展した。その目的は木材の、特に建築の分野における利用について広い宣伝をすることである。

そのためにそれ (訳者註：= *Arbeitsgemeinschaft Holz*) は非常に多様な、宣伝についてすでに知られている方法をとった。それは数多くの日刊紙や専門紙に依頼し、林産業からの報告といろいろな用途に対する木材の利益に關した啓蒙的な寄稿をのせた特別な出版物によって宣伝を行った。また、*Arbeitsgemeinschaft Holz* は宣伝に映画、ラジオ 展示会、宣伝書、リーフレット、別刷、勧告、などを使用している。

特に *Arbeitsgemeinschaft Holz* は連邦、国、市町村の「木材市場肉俵官庁」に援助を頼んでいる。*Arbeitsgemeinschaft Holz* は建築学校、工業学校、職業学校、その他の学校に説明材料 (*Anschauungsmaterial*) を提供し、そして懸賞によって強い関心をもよんでいる。

さらに *Arbeitsgemeinschaft Holz* はその分野における助言

的活動も行なっている。これらの催しに対して必要な費用はすべて、国家、林業関係、林産業関係、から調達されている。国庫から補助された補助金は、林産研究の助成と木材宣伝費に半分ずつ使われる。林業関係から調達される費用は、国有林がその半分を分担し、残りの半分を団体有林と私有林が分担することになっている。

木材に関するいろいろな宣伝の指導原則としては、経験的に結局、絶対的に信頼のおける宣伝だけが成功を約束することが確認されている。W. Graszmann は DDF 社の会議で次のように注意している：“木材の宣伝はロマンチックに作用しようと思はずは、そして一方的情熱にはしらず、まずオーに経済的論拠の上に組み立てられねばならぬ。建築技師や家屋建築主は、宣伝に真実、明瞭、専門的啓蒙、を期待している。”(原文脚注 93)

合理化

最終に市場に関連している林業経営と林産業経営の経済性の意義を示そう。それは林業経営と林産業経営に、相互の取引において必要可動性と弾力性を与え、折々現われる対立を緩和し、そうして連続性 (Kontinuität) の要素として作用する。合理化は、費用関係についてもまた需要と供給の調整を試みることによって適合能力の活動範囲を拡張する。これとともに合理化、経済性は学内のならびに技術的進歩の利用のための経済的前提を創造する。この、林産業経営の経営内的機能と流通経済的機能の、重要な相互作用は、「市場に關する一層強い競争能力と適応能力の意味における合理化によって改良されねばならぬ。これについて 1921 年に作られた “Reichskuratorium für Wirtschaftlichkeit (至

(原文脚注 93)

W. Graszmann, Holz im Währungsfall (Vortrag) H. Zbl. 81 Jg. 1935. Nr. 147. S. 1754

(原文脚注 94)

個別問題については、Rationalisierung - eine Existenzfrage für die Holzwirtschaft (Holzwirtschaftliches Jahrbuch Nr. 5. - 1955) を参照。

産性監督局) (RKW)。” (終戦後 “Rationalisierungskuratorium der deutschen Wirtschaft (経済合理化監督局) (RKW)” という名になった) は価値の高い仕事をやっている。その課題は専門的、学問的研究所、産業の機構などの数多くの貴重な研究を統括し、そして実務に利用することである。“Reichskuratorium für Wirtschaftlichkeit (経済性監督局)” のなかには 1921 年に “Reichsausschuss für wirtschaftliche Fertigung (経済的生産のための委員会) (AWF)” が議決され、この委員会は 1926 年に作られたそれ (訳者注: = 委員会) の “Ausschuss Holzverarbeitung (木材加工委員会)” とともに、木材加工ならびに木材利用の工業の合理化に貢献した。AWF は “Reichsausschuss für Arbeitsstudien (作業時間委員会)” (Refa) との共同作業によって AWF-Handzeitkarten を発行した。この Handzeitkarten は木材加工 (Holzverarbeitung) にも及んだ。(Refa-Holz)。

3. 市場の良い機能のための手段

経済理論においては経済循環の景気的変動と構造的変動が区別される。

景気変動は“内因的”であり、市場経済自体の発展によって条件づけられる。それは周期的に現われ、そして市場経済的均衡の回復への傾向を持つ。それは経済理論的に解明され、そして市場経済的手段によって影響を受ける。この節ではそれを論じよう。

構造的変化は“外因的”であり、外部から経済的普遍に作用する影響によって条件づけられる。これについてはオム節で論じよう。

自由経済の理論は各国の市場参加者は市況を完全に見渡す二

(原文脚注 95)

これについては A. Forstmann の Neue Wirtschaftslehren 1954 を参照せよ。

とができ、そして各瞬間において、それに対して嚴格に合理的な至済的態度をとることができると仮定する。しかし現実においては、この仮定はただ限られた程度にしか与えられない。現代の国民至済は複雑化された至済的関連を示しており、そしてその高かつ長期的な資本集約性と発展傾向に絶びつけられているので、個々のものについて至済的因果関係や発展傾向がしばしば正しく認められず、したがって個別至済的にも国民至済的にも適正に行われない。

以下には、市場関係者にこの方向について助言し、彼等の市場至済的洞察を深め、そして彼等の市場至済的概観を拡めるためにどんな施設が作られ、どんな規整が行われたかを示そう。

至済危機の科学的研究は我々にこの国民至済的現象（まさに世界至済的現象）の非常に複雑な原因（*Kausalpluralismus*）に関する深い洞察をあたえ、そして — 数多くの危機理論にもかかわらず — 「かかる発展に一定の症状を正しく認め、それを景気政策的に正しく予防する手段と方法を示した。1925年に帝國統計局は E. Wagemann の提案で政府、中央銀行、国有鉄道、工業、商業、銀行、組合、労働組合の上部団体との協力のもとにベルリンに景気研究所を作った(原文脚注96)。すでにこの創設行為はこの研究の国民至済に対してもつ大きな実用的意義を示している。

さらに一足の分野に重点を置いた景気研究所が *Kalu, München* (IFO), *Essen* に作られた。Berlin ではドイツ至済研究所が景気研究所の研究を続けた。

おもな至済款、至済団体、企業は、すでにずっと以前から景気研究と市場観察のための特別な部局、委員会、顧問を作っている。この必要は市場至済の再採用と外國貿易の再開後、特に強く注目された。

(原文脚注 96)

E. Wagemann, *Beiträge zur Konjunkturlehre* 1936.

林業と林産業が彼等の最高機関、すなわち *Forstwirtschaftsrat* (林業委員会) と *Holzwirtschaftsrat* (林産業委員会) に、相応の研究所を置き、一般的に景気研究の成果を林業と林産業のために利用し、完全にし、深めるためには林業と林産業の協同作業もまた参考に及ぶであろう。方法的に異論の余地なく作られた資料は、林業と林産業の業枯盛衰をかりて結びつけられている市場関係者の相互の信頼を深め、そして両者の至済的関係の正しい調整を形造るべきであろう。

従来、林業と林産業には客観的に基礎づけられた商談の基礎が欠けている。Spur は木材市場の景気発展に関する彼の定期的レポートを通じてこの問題に着手した。しかしそれは相応の準備と林産業の側からの景気データ判断と欠いていた。したがってそれは両方の市場関係者の必要な客観的な精神的接触を欠いている。彼等の経済状態の判断の素に利々は公正、数多くの大部分は不完全な、しばしば主観的な色彩をもった報告を専門的雑誌のなかに表示され、そしてその報告のなかには、適切な、特に数学的な論証の代わりに、稀なりすまのりいなうったえが著いてあった。しかしそれには両者に認められた基礎が欠けている。たとえば乾材と挽材の価格発展を比較し、そして判別できるようにするためには、両方の材種の価格に對して認められた関係基礎を必要とする。しかし私の見るところでは、人はここのような努力を全然行っていなかった。たとえば、「素材価格は既に2年前に統制されており、したがって挽材価格との比較 — 彼の素材価格との比較も同様 — には不適当である」ということか繰り返し指摘されたにもかかわらず、幹材価格 (*Stammholzpreise*) に対して1936年の統制価格が関係づけられた。しかし現存する統計資料のほとんどづいて、両方（乾者註：幹材と挽材）の材種に對して利用できる価格基礎を一致させることは、（乾者註：林業と林産業）の至済部門にとつて容易なことであるはずである。

景気研究は国民至済の複雑な動態に方向づけられ、そしてその成果は個々の至済部門に方向づけられ、そして景気研究は將來の至済

的飛足の速やかな予測を目的としているが、単純な市場観察は販売関係の展開に限られる。それは至管至済の事項であるが、しかしそれは至済的団体や国有林における営林局や中央官庁の木材商業担当者によってまた配慮される。それは至管の至験や木材商業新聞、林業新聞、日刊新聞の価格報告や市場報告にもとづく。それは変化する市況に因ずる人にとってまとして規期的適応において役立つ。すなわちそれは市場に因ずる人の正しい行動に役立つ。

それと共に再門哉で憤然的に、そして強憤にくり返し主張されている林業と林産業の意見のあらゆる相違の基礎になっているテーマに論及しよう。特に市場変動に対する量的ならびに価格の適応、販売種類、競買者の制限、割増拒否、その他の問題がこれに属する。

これらの論争が時代の至通とともにますます激化して来たことはわれわれの至済秩序 (*Wirtschaftsordnung*) の理解と、いろいろなもの (その一部としては自由競争や市場至済の矛盾もあげられる) における調和が欠けていることにおもな原因がある。そのほかに製材工業のむずかしい局面 (*Lage*) もまたそこに反映されている。

その問題を本質的に解くために「競争の自由が絶対ではないこと」と「いわゆる *Marktkonformität* は、至済政策的手段と行為の、どこにも運用する普通の目録からは拒絶されないこと」から出発しよう。

「競争は更に高い給付を刺激するから有用である」ということはどんな面から見ても更論かない。しかし競争は有害な作用をすることもある。— たとえば至済的強者によって競争者の排除や抹殺に濫用されるときがそうである。これが競争自由の真義に反することは疑いない。しかし至済力の濫用を無視したとしても、たとえば、景気の局面において普通は局所的 (*ortlich*) な販売を示している森林領政が、速くから旅行してきた商人連によって「その局所の木材工業を管にとって破壊的の付け値」で攻め込まれるようなことがある。その後、その景気が速り過ると、不意にあらわれた支払能力ある買手は再び消え去り、その森林所有の苛辱 (*Schmach*)

Leistung) のうち、一部は破産し、一部は負債を背負い、一部は経済的に弱体化している。このような場合には自由競争の国民経済的に貴重な自給淘汰機能は向題外である; むしろ「— 完全競争の時、すなわち市場参加者がたれも、価格に影響を与えようとする状態にない時、にさても — 個々の供給者と需要者が新しい至済的意欲をもっていない」ということを示さねばならぬ。我々の例では突然あらわれた買手が有機的に生長した地方的または局所的な市場に受大な一撃 (高い価格が支払われたにもかかわらず、事情によっては数年間も不利な影響が残る一撃) を加えた。「地方的な林業と林産業は、そのようなことをたとえば競買者の制限によって予防することを正当とし、また同様に国家は社会的市場至済の枠のなかで、『経済政策的に支すかわしいような程度に有害な競争関係が生じている場所』で、調節的な干渉を行う資格があること」は明らかである。ここで同時に *Dirigismus* (監督主義) について論ずるのは誤っている。なんとなれば国家的干渉はあくまでも例外であり、そして競争が原則であるから。したがって干渉の程度と期間が非常に同題になる。一定の地区を一般的競争から除外していわば年金生活者にすることは目的にできない。

市場に因ずるものがもつぱら彼等の至済的利害によって相導され、したがってその時その時の市況に用心深く適応しなければならぬこと」は市場至済の本質である。市場が絶大を発展している時には、常に彼の価格要求 (*Preisforderung*) ないし価格相値 (*bzw. Preisgebote*) は入念に計算される。価格変動が著しい場合には同題は別である。展開が高景気に近ずいた時には、買手は十分に仕込むことを急ぐが売手は価格上昇を待ち、そして価格上昇を完全に利用する傾向がある。景気加下がる時には、その因手者は逆の態度をとる。しかし彼等は常にできるだけ安く買入れ、そして高く売るよう努力する。したがって、景気加上昇していく時には、売手が商品保持によって価格を張り立てようとする考文に陥り、そして景気が下降している時には買手が価格低下を実現しようとする印象を起すことが理解される。しかし実情はそうとは限らない。市場因ず

者の態度を説明するには「将来の価格展開を既に用心深く考慮する競争の努力」で全く充かである。しかし将来の価格発展は常に不確定である。したがって市場両手者は競争の危険 (*Riska*) を「低く」というよりもむしろ高く」評価する。したがって価格発展は、事情によっては投機的かつ心理学的な推進力を得て客観的に基礎づけられないような緊張を市場にもたらす。

価格は需要の変化を知らせる重要な機能をもつ。生産が「非市にわたる価格変動を生ずるよう迅速に反応すること」は理想であろうか。非現実的である。何人となれば生産の適応能力は各個の生産部門においてそれぞれ異った大きさであるから、その調整が生産の面で実現し得ない限りにおいて、それは分配の面で価格について行われねばならぬ。

木材市場における価格増加は、必然的に高い供給を呼び起すが同時に木材代替材料の生産をもまた刺激する。したがって近年の著名な森林家は「林業は高すぎる木材価格に興味を持つことかできない」と嘆息のべている。それは疑いもなく正しい。しかし「個々の森林所有者が彼の森林の周囲の製材工業の自由競争で彼に拮抗された価格を卸けること」は期待できない。行政的方法によって価格発展に最も早く適切に作用できるような国家の森林官運もまたこのような場合には一定の義務と衝突する。したがって価格は不健全な高さに達する。しかし必ずしも全ての木材消費者がそれを支払う用意をしていない；競争の一部は木材市場から離れ、そして木材代替材料の市場に愛情を注ぐ。そのためにその工業は製材工業との競争において特に有利なチャンスを得る。；競争は大きくかつ近代的に狭縮される；新しく大きな工場がさりに加わる。林業と林産業の立場から見ればこの経過は「木材を市場から駆逐すること」を意味する；それは国民経済的には「常に一部は製材工業の過剰能力とそれの経済的利用の強制に原因づけられるような需要」に相及する意味における「代替材料による欠けた供給の代替」である。これ等の至急から「林業の多様な適応能力と適応熱意の程度が市場政策的に重要で

ある」ということが与えられる。それは鎮静的かつ調節的に作用するだけではなく市場の詭えざる発展のためにも役立つ。

林業は純然たる物質的関連においては、需要の変動に反応かつ迅速に適応する能力があるがしかし、それはこの能力を永久的に確保しようとするならば、保続性の原理に合ったような調整にしたがって仕向されねばならぬ。その他、この場合、特に大森林経営や管理局においては、社会政策的限界もまた引かれる。それでもとにかく林業には市場政策的に大きな活動余地 (*Spiebraun*) が存在する。たとえばアロシヤの国有林管理局は、ノテヌフ年の高景気の年に675万 *fm* の建築材ならびに用材を市場に供給し、ノテヌ2年の不況期には200万 *fm* の建築材と用材を市場に供給したが、アロシヤ国有林の法定供給量は約600万 *fm* であった。したがってわれわれは大きい森林管理局に対して、(社会政策的斟酌をした場合にのみまた) 保続的標準年伐量の±10%の適応活動の余地を与えられると見なすことができる。製材工業においては我々は競争の経済的能力の慣用的利用度をフレンジングと見積っているが、その下限は約±10%である。したがって製材工業もまた需要変化に対して大きな適応能力を持っている。それに反して「幹材の輸入はノテヌ0年代にはまだ重要な調節因子として機能していたが、現在ではもはや何の役割も演じない」という事情は林業ならびに林産業の場にとっては困難にせして鋭く作用する。

したがって国内の森林による需要変化の量的調節が市場育成の重要な経済政策的手段になる。したがって「ドイツ木材市場のおもな供給者であり同時に林業政策の担当者でもある国家」は、「木材市場の詭えざる発展を回り、林業と林産業の経済的連帯性を配慮する」という林業政策的ならびに林産業政策的な課題のために、国家的な利益 (*Fiskalisches Interesse*) をある程度差控えねばならぬ。これは従来もまた、国有林管理局の原則的立場であり、そしてそれは国有林の長期的な至善至済目的設定の際や「深慮ある市場保育の義務によって規定される国有林の商業上の態度」の際にとられている。

このような観点のもとにおいて、販売方法の問題もまた — *Versteigerungen*, (競買), *Submissionenorder* (入札), *Freihandverkäufe* (相対取引), *Groß- oder Kleinverkäufe* (大販売、小販売), *Beschränkungen des Bieterkreises* (値出し参加者の制限) のどれが正しいかというような — 原則的な二者択一の問題ではなく、常にくりかえし新しい局面と形式で出されてくる課題、すなわち多種多様な販売形式を物的ななりびに心理的にたくみに使用しそのつどの市況に適合させ、そしてすべての関係者に対して公平に取扱かうことという課題をもっている。

もちろん、市場現象はそれによって、社会経済の総所得にできるだけ大きく関係する強靱な環の性質を決して失わず、その一部であり、そしてそれは個別的給付だけではなく、給付の状況やそのつどの緊急さや重要さの変化とか、市場関係者のいろいろな市場位置に依存している。

しかし市場保育 (*Marktpflege*) においては市場契約当事者に彼等が市場を(たとえばノタエ0年代のように)「戦場の場」としてではなく、その社会経済的取合にしたがって「よく整備された施設(この施設がよく機能することが各個人にとって大切であるような「よく整備された施設」)として理解するように彼等の関係の協同的性格を意識させることが非常に重要になる。

この意味において联邦単位ならびに国単位の林業代表者と林産業代表者の間の規則的評議が促進されよう。それは少くとも年に一度(その最もよい時期は林業年度の初まりである)開かれるべきであるがしかし、また木材市場の重要な事象や林業と林産業の間の緊張が評議を有用だと考えさせる時には繰返されねばならない。

一般に取引の「磨擦なき交通」を保證し、そして容易にするような規定 (*Regelung*) はすべて市場保育の手段と考えられねばならない。それに「国有林において長い昔から成立している販売条件と私林条件 — そしてこれは公有林や大私有林においても多かれ少かれ(脚註97) 変形した形で応用されている — 」が属する。

林産業においてはいわゆる商慣習 (*Handelsgebräuche*) が大きな法的なりびに経済的意義をもっている。それは一地域における商業当事者間の水説的かつ均符な実行 (*Übung*) の個人的法典集である。^(原文脚註98) すでに昔、小さい領域についてこういうものの集録 (読者註: 個人的法典集) が成立していたが、*Tegernsee* で1950年2月4日に素材、挽材、木材半製品の流通に対する慣習に関して、西ドイツの林産業の31 *Spitzen- und Landesverbände* (オ31回) ^(原文脚註99) 商業会議で統一が行われた (*Tegernsee Gebräuche*) (ア-カ-ル-セ-慣習)

(原文脚註97)

J. Brauer, *Eigentumsübergang, Gefahrtragung und Sachängelhaftung beim Holzverkauf des Forstwirte.* 1954

(原文脚註98)

F. BEMB. *Gebräuche im deutschen Holzhandel (Holzhandelsmanieren).* in "Wald und Holz" 1936. 2 Bd. S. 923 ff.

G. Hellersch, *Die Verbindlichkeit der Tegernseer Gebräuche* Hsbl. 81. Jg. 1955. Nr. 121. S. 1443.

(原文脚註99)

G. Geig. *Die Holzhandelsgebräuche in der Fassung vom Februar 1950.* 1952. *Ders., von die Geltung der Tegernseer Gebräuche,* Hsbl. 80. Jg. 1954, Nr. 19. S. 214. *Ders., Die Feststellung von Handelsbräuchen in der Holzwirtschaft,* Hsbl. 81. Jg. 1955. Nr. 99.

S. 1179. W. Wagnon, *Zur Frage der Feststellung von Handelsbräuchen,* Hsbl. 80. Jg. 1954. Nr. 74. S. 899.

H. Wagnon, *Zur Feststellung von Handelsbräuchen in der Holzwirtschaft,* Hsbl. 81. Jg. 1955. Nr. 110. S. 1309. *SK, Handelsbräuche in der Holzwirtschaft,* Hsbl. 81. Jg. 1955. Nr. 113. S. 1342.

(原文脚註 100)

この慣習は高慣習の刃によつて、(したがつて裁律力はもっていない)。「当事者達がそれを知っていたかどうか」、「それが契約内容の各体に対して明確にされていたかどうか」ということには無関係に普遍化している。それによつて商業流通における法的安全性は非常に改良され、商業取引の契約は容易かつ迅速になり、誤解による時間と費用のかかる法的訴訟事件の危険は減少した。

よく機能する市場経済の最も大切な前提は輸送費が少いことである。したがつて林業政策は昔から炭、挽材、木製岳の鉄道料金表 (Eisenbahngütertarife) の形成に活発な関心を示し、そしてその利益に大きく成功した。1920年における国有鉄道 (Staatseisenbahn) のドイツ帝国 (Reichs) への移管と Stafflarif (段階料金表) の導入はだいたいのにおいて林業と林産業に有利に作用した。品等配分 (Güterinteilung) の精緻化 (Verbeinerung) は品等数を5から7に増やすことによつて林業と林産業の要求を互いに斟酌した。価値の低い材種、(特に坑木、パルプ用材) は特別な料金表によつて有利に取扱われた — 幹材ならびに挽材に対する Gebrochene Verkehr も同様である。木材価格に対する運賃の比率は非常に改善された。それによつて木材市場は国民経済的に最適な地域的拡張を経験した。しかし将来もまた鉄道貨物運賃表作戦は木材市場政策の重要な関心問題である。それは林業と林産業に、国民経済的需要に応じた販売半径と購入半径を確保する。

そのほか、国内市場を培養する大きな可能性は外国貿易政策にある。われわれは原則的にはここでもまた自由競争の長所を認めねばならぬ。それによつて有利な前提を作ることは貿易政策の問題である。とくに外国の商業関係をできるだけ早く長期的な通商条約によ

(原文脚註 100)

もちろん、Tegernseer Gebrauch の全部が真の商慣習であるのか、或はその一部かたが単なる取引条件にすぎないのか、という点で論争がある。

つて規制することは努力する価値があるように思われる。それと同時に我々は木材を加工された状態で輸出する木材輸出国の志向を考慮せねばならぬ。もしドイツ政府が通商政策的な対路村の方法によつて、比較的小量の製材可能な幹材の購入を確保することに成功した場合には、ドイツ製材工業はその発展から遠ざかることなく、できるだけ早くそれに適応せねばならぬ。

この問題は一般に第一次大戦の前夜の時代に対するドイツの变化した林産業的地位を特徴づける。当時政府は、『有利な条件をもつてドイツ市場で競争する外国』から保護することと勸誘づけられた。そして、それは今日、幹材の購入にすでに若干費用を高くつかせている。したがつて木材輸入に対する保護関税は今日ではその意味を失っている。それは今述べたような林産業的状态のためばかりではなく、今日の原理的に別な市場経済的立場にも理由づけられる。すでに昔、特に1920年代においては、木材関税は林業因なりびに林産業的必要性よりもむしろ一般的な通商政策的概念に一致していた。

国際連合が作った二つの機構すなわち "Die Ernährungs- und Landwirtschaftsorganisation (FAO)" 1945と、"Die Europäische Wirtschaftskommission (ECE)" は国際間の木材商業の至適と予想について有用な情報を与えてある。

FAOでは特に "林業ならびに林産業部" 支作り、その下に研究と統計、森林政策、風致保護、至適至消の課を扱っている。これらの会務に関する仕事の管理のために "Forstwissenschaft (林業会議)" が置かれた。地域的には近東、極東ラテンアメリカ、ヨーロッパの四大領域に分けられ四つの森林事務局 (Eosethinos) とともに四つの林業委員会 (Forstkommission) の管轄に仕事に分れている。ここに特に関係する "ヨーロッパ林業委員会" はその事務局が Genf にある。それは林業の技術的問題にも至消的問題にも関係する; それの刊行機関は "Unasylva" と、林産業的問題のための "Timber Bulletin for Europe" である。

これらの年に4回発行される文書は定期的に膨大な報告で個々の国の伐採計画やその時々ヨーロッパの木材市況の展開に関して林業と林産業を情報しており、そしてそれによって木材輸入諸国に貴重な貢献を行っている。
(原文脚註101)

Europäischen Wirtschaftskommission (E C E) には“林産業委員会 (Holzausschuss)”がある。これはヨーロッパ林業委員会と協力して1950年の初期にヨーロッパ諸国の林業ならびに林産業の状況(構造、自国需要、輸出能力、木材供給見込)の詳細な調査を公表した。この研究もまた国際貿易に参加する全諸国に対して貴重な資料を提供し、木材商業の不確実性と危険を軽減し購入処置を容易にし木材市場に調整的に作用している。国際的木材市場におけるやや弛んだ協定や、臨時的な協定もまたこの目的に役立つ。このようなものとしてここでは“Arbeitsgemeinschaft der europäischen Sägewerksorganisationen” (原文脚註102) (ヨーロッパ製材機協同会)を挙げよう。そこではヨーロッパの木材市場、木材置換・直した対抗手段の自由化、職業教育、製材工場火災保険の交換などが取り扱われている。

さらにもう一つの例として“Vereins Deutscher Holzimporthäuser (ドイツ木材輸入商組合)”がベルギー、デンマーク、オランダ、フランス、イギリスの木材輸入商組合代表と共に北欧の輸出商グループの代表と会見したことがあげられる。

(原文脚註101)

Vgl. Arbeit und Aufgaben der FAO (ohne Autor) F. u. H. 11 Jg. 1966. Nr. 2. S. 42; ferner Bericht über die Diskussionen des Forstauschusses, Während der FAO-Konferenz in Rom, Hsbl. 81. Jg. 1955. Nr. 148. S. 1759/61.

(原文脚註102)

Hsbl. 80. Jg. 1954. Nr. 29. S. 279.

ここでは国際的な木材市場の状況、在庫状況、買入商談、価格紹介が論ぜられた。(原文脚註103)

4. 市場経済的経過の混乱に対処する 経済政策的処置

14/頁に述べたように、構造的変化は「経済の自然的経過」ではなく、「外部の影響(生産要素の状態の本質的変化を現わしたような外部の影響)」に原因づけられる。

それが景気変動と異なる点は、周期的に表われず、そして“自己回復”(Selbstheilung)の傾向を持っていないことである。それは経済理論的に説明されない。その原因は非常に多様であり、そしてしばしば複合的な性質をもちている；最も重要なものとしては次のようなものがあげられる。；技術の進歩、経済法と労働法の変化、貨幣価値の変化(インフレーション、デフレーション)、経済行政の処置、市場経済の競争力的干渉(独占と連合)、戦争や自然的災害による破壊。

構造的変化は経済政策的には不都合であり、擾乱的であるが、しかし計画的に追求されることもある。その影響に対しては「当該構造変化の特殊性にふさわしいような経済管理局の根本的処置」が考慮される。しかしこれは市場経済的処置を同伴し、そしてそれによって模倣される。

経済理論はまわりの完全競争下における市場の至善と法則性を研究する。しかしこういうものは現実には存在しない。むしろわれわれは多かれ少かれ不完全競争と関係しており、したかつて「ただ単に『純然たる経済的法則性が演ぜられない』というだけでなくさらに『至善的至善、特に価格変動に影響を及ぼし、自由競争を制限す

(脚註103)

Hsbl. 81. Jg. 1955. Nr. 126. S. 1608

ることを試みるようなさまざまな力』が活動しているような市場現象』と関係している。このような発展は国家的干渉を誘発する。たゞ又これが社会的市場経済の枠の中において「市場の最適な機能能力を確保し、ないし挽回する」という意味だけを持っているにすぎないにしても、競争者達によって干渉主義として取られ、そして排斥される。しかしそれは不当である。不完全競争の市場は折にふれ(脚註104)て管理が不可欠であるが、しかしこれが干渉主義に変化する必要はない。

(原文脚註104)

Müller-Arnack は市場経済がその完全な機能能力を獲得するには必要とする *sichernder* (安定させる), *fördernder* (促進的), *steuernder* (舵をとる), *antreibender* (推進的) and *bremsender* (ブレーキをかける) 経済政策的処置を区別しており、そしてつぎのように付け加えている: 我々の経済的文化の維持に対して決定を与えるものは「どれか高い給付能力のためは市場経済形態をとり、同時に1つの意識的に形成された全体的秩序づけに組み入れること」に成功するかどうかに依存する。(*Wirtschaftslenkung und Marktwirtschaft* 1948, 9, 94)。

Peter もまた全ての市場関係者のいわゆる無規制を要求するような自由なそして均等な競争のスイートピア的観念を捨てている。無規制というものはいかにスイートピアに映く1つのロマンチックな植物であり、現実の政治家は幾つこんなもの(註者註: ロマンチックな植物)にあこがれていないか。しかし、彼(註者註: 政治家)は私的な聴衆に訴えしようと思つ際には、そつと上目を使つてそれ(註者註: ロマンチックな植物=無規制)を賞讃する。-----
 “今や自由はまさにその反対側の制限の中に存在しており、したがつてただ純刑によつてのみ見せられる。” ----- “現実には不平等(ungleichen)者の間に競争がおこなわれており、そして市場の競争至道は、もし全然排除されないとすれば反転に切りか

これらはすべて木材市場にもまたあてはまる。したがつて以下には「需要面と供給面にどんな『市場に影響を与える力』が作用しているか、あるいはその他の外因性の攪乱が作用しているか、そしてその規整のためにどんな市場政策的手段が必要になるか」ということについて研究しよう。

供給面については特に国有林管理局の態度が自由市場経済の観点のもとに判断されねばならぬ。

価格拘束の廃止と自由競争の再開後、周知のように木材の買手は国有林管理局に「その独自の位置を無意識に利用している」という非難をこく最近まで、繰返し行つて来た。まずオーに「国有林管理局が一般に木材販売を独占しているかどうか」ということについて論争が行われた。林業面からはこれについて「國家はドイツ聯邦の森林のたった33%を所有しているにすぎない」という点で反論が試みられた。しかしこの論争からは木材市場における國家の位置を全然適切に特徴づけられない。なんとなれば市場経済的に重要なのは量換ではなくして「材種と価値で表わし、しかも針葉樹幹材、広葉樹幹材、坑木、バルブ用材、枕木用材に対する主な材種別、鋸柄別にわたる市場的販売の比較上の大きさ」であるから、ここでは特に主として製材可能な幹材の市場における関心をみよう。国有林は1920年にこの市場に製材材の50%、価値的には60%(推定)を供給していた。ドイツ聯邦では主要な所有種における色々な過渡的市場的な販売量の配分率を一時的に変化させた。それにもかかわらず国有林はこのような状況下においてもまた、製材可能な幹材の

見る。現実の政治は経済については「利害の対立に關するこのような不平等といかに対決するか」という問題によつて始まる。
 (*Lenkung und privatwirtschaft in "Festschrift für Wilhelm Rieger"* 1953, S. 158 und 160)
 Vergleiche auch Peters Kritik des Neoliberalismus in seiner Schrift "Freiheit der Wirtschaft" 1953

供給者として承継した役割を演じている。それと同時に「昔、調整的役割を担っていた輸入が無意味なまでに低下したこと」として「国内の木材生産が『その自然的条件』と『非常に可変的な高工業的生産に比べたその長期性』のため、ほとんど一定の市場至済的既知量として考えられること」が重要である。したがって木材価格は森林所有者の競争によって相互にその林業的限界費用に引き下げられるのではなく、需要によって規定される。この需要はさらに木材代替材料の価格ないし限界費用によって影響され、そしてさらに限定づけられる。このかなりまだない枠の中において、国有林以外の森林は、国有林管理局によって若干行われる価格増加にしたがう。このような市場関係のもとに国有林管理局は事実上、一つの独占 (Monopol) または — もしその市場関係が固く結合していなかったとしても — 少くとも寡占 (oligopol) を占めている。「ただ一人だけの供給者が存在しているか或は若干の少い供給者が存在しているか」というだけの字句の意味においてではなく、「唯一人の市場因子がないし若干の少い市場肉子者が市場における *liber-geiwicht* (圧制的な重み) を持っている」という意味において、国有林が独占または寡占を占めている。

別の問題は「国家が木材市場における位置を過度に高い価格の賦成のために濫用したか？」ということである。この問題は厳密に否定される。西ドイツの兵米仏華占領地帯で1945年以來とられた木材市場政策はとくに「需要充足の調整器としての価格を7年間も切断したこと」に特長がある。産業の非常に高い需要は、森林の毀滅の過伐、したがって林業の犠牲において充足された。価格は小刻みに用心深く推定的な市場価格に近づけられ、そして1952年5月にようやく自由化された。その時まで国家は常に「この重要な國民至済的原材料によって暴利が齎られないように」配慮した。しかし、結局、素材を離脱的に適小評価することとまた、「現在の価格システムが一般的ではなくなり、すでに“闇市場”のためにその機能を失った時」着しい処所を構った。

さて1953年に自由競争市場で数えられた幹材価格は1951年10月1日における最廉の固定価格 (Festpreis) の1.5倍になり、1954年(林業年度)には約20%増加し、1955年(林業年度)にはさしあたりさらに増大した。しかしそれ以後は大暴風雨の被害の影響で強く低下した。これらの3年間に於いてあまりにも高い価格をなげいた買手に譲渡し「森林管理局はこの価格を促進していないこと」「それどころか買手が合理的な価格計算について譲渡し行われた警告にもかかわらず高い価格を譲渡し付け値したこと」「林業は木材代替原料の競争と、それによって木材が市場からだんだんと駆逐されることに関して、あまり高い価格には全然関心を持たず得なかつたこと」が説明されている。これらの事実から国有林管理局は木材価格の上昇に対して責任がないといえる。

さらにそれと別の問題は「被害(被害者：国有林管理局)の敗北かけひきと、大きな暴風雨による災害後の木材価格の低落に対して至済至済ならびに木材市場政策的にどう批評するか」ということである。この問題は、ここにはそれに対して必要な資料がないので、これ以上論じない。

国有林管理局の市場対外的特徴は不完全であり、我々はそれをただ単に林産業の最も重要な取引相手としてのみ考察しようとする。そして同時に国有林管理局の姿における国家は、機械的に農林省に所属することによって表現されているように、市場育成や木材加工業の保護にまで及ぶ林業政策の構い手である。この重要な機能に関して、国家が木材市場において持っている大きな地位は重要な事実として考慮されねばならぬ。なんとなればそれは国家自身自身の市場態度によって木材市場に好都合に作用できる可能性をあたえるから、この政策的機能は国家的機能に優先する。政策的機能は一定の前提のもとに営利至済的原理(利潤極大原理)からなれ、そして適正価格の原理を使用するような「国有林管理局の機能ないし課題」を基礎とする。

この原理はもちろん、純然たる市場至済のシステムの中では異物

である。競争価格の代りに適正価格を使用することは上に批判した
 辭義の意味における "marktkonform" ではない；それは — G.
 (脚註 105)
 Hemberg がまさに述べているように — "経済的均衡の要素という
 よりむしろ社会的均衡の要素である。"

したがってそれは社会的市場経済のシステムにおいて、通則では
 なく、たんなる例外に過ぎず、「社会的観点から自由競争が弊害と
 認められる様な場合の不可欠な矯正」である。適正価格は公共的管
 理局においてはしばしば原価 (Selbstkosten) にもとずいて決めら
 れる。原則的に競争価格が通用するような木材市場においては、適
 正素材価格は先ず第一に「到達可能な挽材価格」から誘導されねば
 ならぬ。

ドイツ联邦の私有林の側からは木材価格に対する団体的作用のた
 めの機関は全然ない。しかし新しいカルテル法を誇張した辭義にし
 たがった「有利な木材販売と課題にするような林業的連合体の提案」
 は無効ではない。小森林所有の組合的木材販売は「不都合な市場作
 用ないし価格作用」ではなくむしろその逆に一つの「市場経済的業
 態」である。なんとなればそれは何ノ〇万という非常に小さな森林
 経営に散在の小規模な用材材積の市場的販売を可能にし、そして木
 材が均等に、異論の余地なく造林されているという前提のもとに市
 場価格の獲得 (Erzielung) を可能にする。組合的木材販売はした
 がって原材料予備 (Rohstoffreserven) を市場に動員し、そして豊
 かな需要充足に貢献する。

(原文脚註 105)

3. E. Gutenberg, Grundlagen der Betriebswirtschaftslehre, 1
 Bd. 1951, Abschnitt "Das Angemessenheitsprinzip", S. 355-364.
 Vgl. auch E. H. Sieber, Wirtschaftlichkeit und Wirtschaft-
 lichkeitsmessung, in "Festschrift für Wilhelm Rieger"
 1953, Abschnitt V. "Angemessenes Gewinnen und Kos-
 tendeckungsprinzip in der Marktwirtschaft" S.
 193. ff.

木材輸入もまた、それが需要によってひき起これたのではなく、
 輸出口の援助によって無理に行われている場合には国内市場におけ
 る均衡を乱す。景況換定期における販売困難はそれを誘発する。こ
 のような時期には輸入国もまた特に「援助された外国の競争が実現
 する価格低下」に敏感である。我々はこのような競争をダンピング
 すなわち「コストを下まわるような価格に対する競争」と呼び、相
 手国に対する国家的な尚頼処置を必要とする。

例としては ポーランドとソ聯が外貨調達目的で行った輸出 (時
 々非常に増大した輸出) があげられる。ポーランドからはドイツ
 の全木材輸入の約 20% 減少した恐慌年の 1932 年にドイツ帝国
 における前年の素材材積の約 3 倍が輸入された。そしてソ聯からは
 すでに一般化した経済的不況にもかかわらず 1930 年に非常に大
 量の素材、挽材、バルブ用材が輸入された；前に挽材輸入は 1932
 年の恐慌年にさえもその頂点に達した！
 (原文脚註 106)

このような重災に直面してドイツの林業と林産業に大きな不安が
 生じ、そして価格の過度の低下が生じた。(原文脚註 107)
 したがってソ聯の木材ダンピングの例はこのような外国の通商政策的作用の市場経済的意味
 を研究し、そして批判的に判断するのに適している。

まず第一に一般的価格急騰と木材価格の急騰を比較することから、
 「一般的経済恐慌期における木材価格の低落の主要原因が調査され」
 として「ソ聯材輸入はそれについてただわずかの影響を持っていた
 だけであること」加わがる。なんとなれば、非常に收購したドイツ
 木材市場の供給餘量の枠の中においてすら、ソ聯材の比率は決定的
 な役割を突然演じていなかったのである。それと同時に考えねばならぬ

(原文脚註 106)

J. Küstler, Der Zwischenstaatliche Holzverkehr, S. 48/49

(原文脚註 107)

H. Lemmel, Deutsches Holz unverkäuflich? Verfaulst am
 Walde? Für 100 Millionen? Holzmarkt 27. 34. 1930. Nr. 2981

ことは、これらの木材が直接にソ聯からドイツの市場へもたらされたのではなく、ドイツの輸入業者によって購入され、そしてもう一度販売されたことである。すでにソ聯は一定の期間内に、予定材種に達するために無条件に必要である限度以上に安く木材を売るつもりは、なかった。ソ聯材がほかの国の材よりも一層安く、そして、多分一層長く供給されたので、ドイツの輸入業者は、ほかの国の材を拒否し、そしてその分をロシア材で補った。したがって輸入統計にも証明されているとおり、ソ聯の競争は先ずオノノスウェーデン材、フィンランド材などを駆逐した。ドイツの輸入業者もまた木材を売れ残りはなく販売する上に無条件に必要以上に安く売ることには考えていなかった。そこで個々のドイツ市場に供給された輸入材と内地材の量的関係がそれに必然的に影響する。したがって輸入業者が木材の輸入によって得た利点は、競争の安値のために犠牲にされたのではなく、輸入業者に利益を残した。輸入材が同じ価格の時（まことに高い時においてさえも）、その材質 (Qualität) が内地材よりも非常に良い時には、ダンピングが現われる。多分ロシアの木材もそうであった。
(原文脚註 108)

1925年から1932年までの木材輸入の至極を内地材の木材価格の展開と比較すると木材輸入は価格変動に非常に鋭敏に反応し、そして高景気の1928年から不況期の1932年迄に内地材よりも著しく低下した。それとは別に、木材輸出は同じ時期に著しく増した。

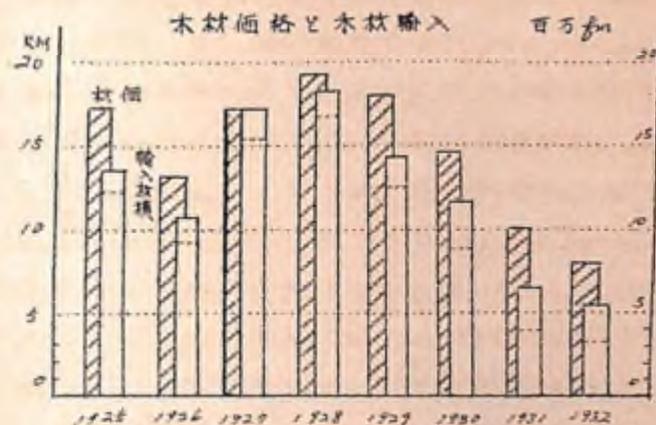
(原文脚註 108)

H. Lemmel. Die Einheitswerte der wichtigsten Sortimente des deutschen Holzimports seit 1925, Holzmarkt 48. Jg. 1931. Nr. 1~3.

(原文脚註 109)

Ders. Die Wirtschaftsergebnisse der Preussischen Staatsforstverwaltung im Jahre 1931. Mitt. a. Fw. V. Fw. 4. Jg. 1933. S. 192

この四の中には1925年(林業年度)から1932年(林業年度)までの木材材種に換算された輸入材種とプロシヤ国有林の成材材種より平均収入が比較されている。輸入と輸出の差の上端から、



輸出された材種が点線で区画されており、その点線以下の部分かしたがって輸入から輸出を差し引いたもの(収差:入超)を示す。

したがって我々は「ドイツの木材市場は大至消恐慌に正しく適応しており、したがって自動的に調整されている。」そして「ソ聯の市場を消的に不合理な態度には、全体的に殆ど影響を受けていない」ということが出来る。したがって、この場合、国家的な防禦態度には十分な理由が与えられていない。

しかし原則的には「外国の商業にも、無制限な自由を与えることは出来ない(特に「真の個人的な競争の原理とは全く別の原理から商業を駆使するような国家)に対しては、無制限な自由を与えることが出来ない」ということを承認せねばならぬ。むしろ「外国の商業もまた国民経済に対して破壊的に作用し得ること」に対して安全装置が用意されねばならぬ。

木材市場はもちろん、「森林所有に市況に無関係に短期間に大量の株換を促し、造林し、そして売ること」を強制するような自然的大災害、特に虫害や暴風時の被害」によって非常に不都合な擾乱を受ける。

ここでは森林所有が至極内的に受けている被害と損失については論じていない。そしてここでは「自然的大災害が局地的な現象であり、そしてただ単に森林主管や市場で容易に調整される程度の過伐を

結果するような自然的事象」にもまた、関係していない。自然的大災害は「それによる供給の量、質、時間が看過しえないほど異常になる恐れがあり、むしろは既にその程度に達した時」にはじめて市場至濟的弊害になる。その例としては、たとえば1906年の風害、1904年の木食い虫の害、*Schlesien* で1903年に生じた風害、(原文脚註110) 1902年へユメ丹のマツノキ蛾の被害、*Ostpreussen* で1907年に生じたノソホマイマイ蛾の大被害、などがあげられる。

このような場合には、供給と需要の大きな不均衡が生じ、そして木材価格が下がることは確実である。その他、市況 (*Marktsituation*) は極端に見極めがたくなり、不確実になる。買手はさし迫った価格変動に直面して傍觀的態度をとったり、あるいはなぐりかのみ入れのさいに大きな危険と勘定に入れる；他方、森林所有者は心配をしずめ、そして価格を維持しようとする。市場関係者 (*Marktpartner* (需要者と供給者)) の価格に対する考え方が著しく異なり、そして彼等の間に相手の市場態度に対する不信が生ずる。

このような市況を改良するのにどんな至濟政策的手段が適用されるか？「樹程、材積、岳賣において市場要求に一致しないような木材收穫」がいかなる場合にも損失——たしかに供給超過量をもっと大きな販売領域に配分するために例外的な運賃表を作ったり、あるいは伐採を促進して岳賣損失を防ぐための信用を保証したりするような至濟政策的手段によって、(その損失を) 他に配分することはできるか、しかしこの世 (*Welt*) から除くことはできない。——と意味することは証明するまでもない。材積供給をある程度正常にするために、やや長期間にわたって木材換金を配分することもまた木材の岳賣損失の危険を伴う。したがって原則としては非常に迅速

(原文脚註 110)

H. Lemmel, Die Wirtschaftlichen Auswirkungen und der finanzielle Schaden des grossen Entenfraßes 1922/24 Mitt. d. a. Fw. V. Jg. 6 Jg. 1925. S. 237

な換金が努力される、しかしそれは価格展開の不確実性によって邪魔される。

そこから、買手にできるだけ早く災害の範囲、伐採木の種類と材積、計画された換金、森林所有の価格先入観について異論の余地なく報告し、買手に根本的な市場至濟的協調を調整する必要が生ずる。(原文脚註 111)

これは——例に示したように——正常な状況下においてすでに有用であるが、森林に大被害や自然的災害が生じた時に起るような不運災かつ脅迫的な市況の場合には特に有用である。恐らく林業の代表者と林産業の代表者の間にしっかりした価格協定は行われ得ないだろうし、また、価格展開も最初假定されたものと異った至意をたどること加しばしばある；しかしそれにもかかわらず共通の発言と即言は——とくにそれが異論の余地のない価格統計的資料と計算的資料にむとずいておこなわれるとき——市場雰囲気と改良し、市況の飽えざる発展に役立つ。

この意味でむしろ連帯責任的な市況関係に対する刺激は、最近では、しばしば、林業なりびに林産業の指導的人物によって与えられている。スイスでは——J. Keller が報告しているように——最高価格の廃止以来、毎年林業と林産業の協定が順行になっているが、多くの場合には、この協定は市況上の価格発展によって遅い起されているとはいうもののしかし「それがたとえばドイツで生じているような激しい価格変動を防止している」という点で成果をおさめている。

ドイツ联邦でもまたそのような方法が正しいと認められる。

ドイツ联邦農林省、ドイツ連邦至濟省、林業代表者、林産業代表者の評議会は「木材販売の実行に際し生ずる意見の相違を客觀的又

(原文脚註 111)

S. 151 ~ 153

(原文脚註 112)

Hell 92. Jg. 1926. Nr. 23. S. 299

度によって調整するため、ドイツ联邦農林省内に『Arbeitsausschuss für übergebietliche und Grundsatzfragen der Rundholzpreispolitik (超地域的な素材価格政策と価格政策の基本問題のための委員会)』を設置し、各国政府 (Länderregierungen) に林業代表者と林産業代表者からなる『gemischte Beiräte (混合委員会)』を作る」という決議を行った。林業と林産業の調整をする協同作業の意図はローマで1955年11月に開かれたF.A.O.会議でもまた次のように強調された。；なく繁栄するため特に林業と林産業の緊密な結合が提議される。そしてそれによって林業と林産業の願望の理解を深めることができ、両者の産業部門のために頼むしい市況 (Marktklima) の改善が得られる。

市場至道は、事情によっては需要面から、買手の計画的作用によっても重大な混乱を蒙ることがある。買手が同じ個々の市場 (針葉樹幹材市場、ブナ材市場、松材市場、バルブ用材市場、坑木市場) ごとに価格干渉 (Preisbeeinflussung) から同じ利害が生ずる。

共同的な処置の前提は先ずオノに「市場に参加する買手が同一の経済的状況にあり、そして一つの共同的な処置によって同一の利益を得ることができること」であり、オノには「競争の数が、競争の市場態度に關する協定の成立が最初から不可能だと思われれる程、大きくないこと」である。

同一の至道的状況は特に「景気が後退している時」、「林産業の利潤チャンスが減少し、企業家が購入を差し控える時」または「突然の自然的争奪によって生じた素材の供給過剰が価格低下 (買入れの時点によって林産業至道に非常にいろいろな影響を与え、そして産業グループ内部の競争關係を著るしく変え得るような価格低下

(原文脚註 113)

Neue Wege zu einer marktwirtschaftlichen Rundholzpreispolitik? Habel, 81. Jg., 1955, Nr. 146, S. 1737.

(原文脚註 114)

Bericht im Habel, 81. Jg., 1955, Nr. 148, S. 1759-61.

交際す時」に生ずる。

景気が上昇しつつある時には逆である。そこには利潤チャンスが生じ、そして、たとえ価格が増加しているにしても、企業家は「他の人と協力して価格上昇を止めよう」というようなことは考えず、おのおのの企業家が、価格がもっとよることによって、良い取引 (gutes Geschäft) するために、思いで買ひあさる。こういう競争の時に、快く共同的協定の指令に従う人はいない。

この考察から「買手の共同連帯的行為は普通、競争が至道的困窮に陥っているか、或は陥いるおそれがある時には問題にされるが、しかし、競争が容易に不公平な利潤を得ることを願っている時には問題にこれない」ということが明らかになる。すでに Sombart と Liefmann は、成りな学問的研究にもとづいて「カルテル (Kartelle) もまた一般的に緊急事態の所産 (Kinder des Not) であること」を確証した。

さて、上にあげた木材市場 (訳者註：針葉樹幹材市場、ブナ材市場、松材市場、バルブ用材市場、坑木市場) を共同的行為に対する各市場の特殊な前提にしたがって比較すると、大きな差異が示される。

坑木市場は開放市場 (offener Markt) であり、その約 1/4 は輸入によってまかなわれている。そのために坑木市場は内地材供給の変動に対して大きな弾力性をもっている。そのほか、必然的に大きな蓄積維持が坑木市場に附加的な適応能力を与える。故業に対しては鉱山業はマツ林から出る大量の粗い間伐材のかけがえのない買手であり、坑木材価格は森林産収穫の決定的要素である。それに対して鉱山業の至道計算では坑木の費用は全く低次元的な役割 (訳者註：小さい役割) しか演じていない；鉱山業ではむしろ鉱山労働者の賃金と石炭の価格が主要な心配の客体である。したがって坑木に対する価格政策的処置に対しては全然興味がなく、人々は自然的に「坑木をできるだけ安く買入れるように」努力している。

バルブ用木材市場もまた開放市場であり、輸入はバルブ用材市場

場に対しては坑木市場よりもっと大きな役割さえも演じている。需要者と供給者の市場関係は坑木市場のそれと本質的に同じである。両者は強く相互に依存し合っており、そしてその価格は大きく輸入によって決められる。しかしそこにはパルプ工業にとっては原木の調達是非常に大きな費用項目であり、これは生産物の市場価格によって割り当てられる」という点で重大な差異がある。したがってこの産業界は鉄山業よりもっと多く景気の影響にさらされている。

枕木用材市場は需要面におけるドイツ联邦国有鉄道のまさに独占的位置によって特徴づけられているが、その一方、供給者として、林業は製鉄工業やセメント工業と競争している。したがって枕木用材市場における林業の位置は明らかに弱い。ブナ至管は、ブナによって重要な市場である枕木用材市場でやや大きな損害を受ける時には危険にさらされる。

針葉樹幹材市場の状況は全く別様である。これは閉鎖市場である。なるとなれば幹材は殆ど輸入されないから、供給面からは国有林管理局が一つの決定的な地位を占めている。；需要面からは製材工業が供給の80%を占め、国有林管理局に対峙している。このような市場形態において国有林管理局は木材価格に販売行為によって干渉することができ、したがって、製材業者が、彼等にとって不都合な「素材市場の価格展開」を、まづオノに国有林の責任にする傾向があることは理解できる。逆に製材工業もまた、「彼等が景気が回復している時に、予想される価格展開に適応を求める時」森林所有者から「団結 (Ringbildung) によって価格を下げようとしている」と疑われている。

ここでは「針葉樹幹材市場に影響を及ぼすような実際の試みかどの程度の成果をあげているか」を確認することは重要ではない。むしろ「このような試みか — かりに「通常」とまではいなくても「非常にしばしば」 — 肉鐵された市場の随伴現象である」ということを示さねばならぬ。そして、それにどんな至済政策的意味があるのかを研究せねばならぬ。

今あげたような種類の市場干渉はそれが森林管理局によって実行されたにしても製材工業によって実行されたにしても、同じように「それが供給と需要の自由活動と競争の至済力 (Wirtschaftlichen Macht) の利用によって制限しようとしている」という点において共通点をもっている。この点について市場論は *originäre Marktmacht* (原初的市場力) と *Gegengewichtige Marktmacht* (対抗的市場力) を区別する。^(原文脚註115) *Originäre Marktmacht* (原初的市場力) は国有林の優越した物質的処理力にもとずいて、製材市場において国有林に特有のものであり *Gegengewichtige Marktmacht* (対抗的市場力) は製材業者と木材業者が「国有林の独占的態度によってペテンにかけられた」と感じた時に、製材業者と木材業者の連合によって成立するものである。そのほか、「需要側の共同連帯的行為の成就是、参加者の数が多いために供給側におけるよりもずっと時間を要し、煩雑で、困難である」という点において大きな政策的な差異が成立する。

ここで、市場流通における至済力の使用はどう判断されるか？ — 原則的にはマイナス (negativ) である。なるとなればそれは自由競争の原理 (国民至済の最高の総体給付の前提である自由競争の原理) に矛盾するから。しかし既述したとおり、この前提は、現実においてはいろいろな至済的、投機的、社会的理由のために存在しない。(ないしは完全なる姿では存在していない)。したがって、緊急事態を指揮する干渉 (Eingriffe) は、至済過程においても至済構造においても一般に認められている — ただし、その処置の形、米、この方向、に対しては寛解がわかれている。

(原文脚註115)

この至済政策の重要な差異はアメリカ人の J. K. Galbraith が彼の著書 "American Capitalism, The Concept of Countervailing power" 1952 で議論した。それは H. J. Scaphim a. a. o. S. 127 にドイツ語で書かれている。

なんらかの種類の力 (Machtposition) にもとずいた経済への直接的または間接的の干渉はすべて経済的競争 (Wirtschaftliche Lenkung) を意味し、あらゆる経済的競争は価格に効果をあらわし、したがって所得配分に効果をあらわす。経済的競争のなりびに経済的競争の力 (macht) の担い手は特に国家であり、さらに公共的、法律的団体、経済的なりびに社会政策的連盟なりびに個別企業である。

経済力は、それ自体は善でも悪でもない、；したがって経済力の存在 (たとえば政治としての存在) 経済的結合による経済力の形成、経済的流通における経済力の使用もまた違法 (rechtswidrig) ではない、むしろドイツ憲法はオーストリアのウィマルル憲法のオノオノと同じように — すべての人とすべての職業に対して、経済的条件の維持と増進のために協社 (Vereinigungen) を作る権利を保障している。国家の干渉はただ単に経済力の濫用 (Missbrauch wirtschaftlicher Macht) に対してのみ規定されているだけである。(原文脚註 116)

したがって木材市場論的には「どんな形で Macht Konstellationen (力情勢) が市場にあらわれるか」、 「それはどんな風に実行されるか」、 「それはどんな経済政策的意味をもっているか」という問題が関係する。

森林所有の制については国有林の優越的な経済的位置と、木材市場政策の担い手として国有林が同時に果している機能について上に記した。したがって以下には木材の買い手の「力による干渉」を研究しよう。

まずオノの Ringbildung (経済的団結 — カルテル・トラスト

(原文脚註 116)

それはドイツ憲法オノオノ第 116 項によって、聯邦なりびに各州 (Bundes und Länder) の競合立法の客体である。

などを形成すること) に輪及しよう。それを我々は林業面から、普通、然る形に内部的に行なわれる協定または「近い将来に行なわれる競売で一定の価格限界以上の指し値をしないこと」に肉する買手の協定と理解している；この事情によっては「残り零される木材積積と買手者に加時的に配分することを動機づける協定」も Ringbildung である。しかしわれわれは「買手は、共同連帯的な行為を怠りせず、特に景気が下がりつつある時に競売の始めに買手の価格意見を維持することに非常な関心を示すこと」と「それと同時に一般的に悲観的な意見が生じ、そしてその意見が付け値に現われ、そして森林家によって『間違はなく、1つの Ringbildung の教役だ』と思われるようになる。」ということをや非常によく思い浮べる。「それが景気回復の時に非常にしばしばあらわれる」ということの根拠は特に「森林家はどちらかといえば過去に連せられた価格によって方向を決めるが、しかし製材業者は彼の価格計算を将来の注意深く評価された現行価格によって方向づけること」にある。

Ringbildung は当該買手の効果的な影響が質とか量に於いて地方的な (lokale) (こゝには地域的 (regionale) な) 意味しかもっていない。Ringbildung が本質的に「死手剣の独自の有利さに対する防禦手段と見なされる限りにおいて、すなわち対抗的市場力 (Gegenwärtige Marktmacht) として特許づけられる限りにおいて、Ringbildung は是認される。しかしそれが森林所有のむすかしい事態、たとえば大風害の時に、不当な利益を得るために利用することと目撃した場合には、経済力の濫用になる。林業と林産業の両の力による対抗は「それが製材業者と木材業者の経済的連盟の相持のもとに森林管理局によって、大領域または全国 (Land) において仲裁される時」にはじめて経済政策的意味をもつ。それに対する前提は林産業の真に切迫した状態である。もしそうでない場合には企業家の一部には斗争よりも商売の方が大切になる。このような対抗と Ringbildung は正しいと判断される。しかしそれは著しく大きい経済的損失の原因となる；市場流通はとまり、木材は森林に蓄

質し、その価値を失い、建築業と木材加工工業の供給は遅滞し、緊
急すれば至済斗争は個別至済的ならびに国民至済的損失を原因づけ、
そしてそれは「勝った方が正しかったのだ」とはいえない。そして
相互の業務行為における信頼と至済的連帯性の感情も破壊される。

どのような至済政策的手段かどのように重大な市場至済の混乱を
防止し、ないしは終らせることができるか？それは市場至済の本質
に一致するものであり、以下それについて論じよう。

市場の調整 (*Harmonisierung des Marktes*) : 木材市場の繁栄
の最も重要な前提は良い市場気候 (*gutes Marktklima*) すなわ
ち市場流通における林業と林産業の間の良い協調である。したがって市場を
調和させること、すなわち両者の利害を相互に調和させ、そして両方の産業部門の等しい
繁栄を配慮することは市場政策の最高担当者のも最も重要な課題である。この課題
は「市場両当事者が最近の需要充足の奉仕において複雑な機能をもつ
ているような社会至済的の制度としての市場の有機的理解に一致する。
これは公共 (*Allgemeinheit*) に関与した意味を携う。したがって
至済政策的意味をもっており、個別的利益の災証や成功ではない。
個別的利益は、たしかに市場事象の原初的の原動力ではあるが、しかし
協同社会の中においてのみ存在しており、そして私益が公共に優
立つ限りににおいて存在している。

したがって市場政策は市場両当事者の市場態度の公正さにおいて
両者の相互間の信頼の培養と双方の連帯意識の強化を画てねばなら
ない。この意味において林業の代表者と林産業の代表者は規則的に
会合し、そしてそれによって双方の至済的利害関係理解を深めるべ
きである。深い市場洞察は一般的統計からではなく、異論のない数
字的資料から得られる。したがって国有林管理局の至済成果は再び
規則的かつ直ちに公表されねばならぬ。特に異論のない価格統計は
林業と林産業の信頼をさ関係の最善の資料である；そこから価格の
適正この判足に対して利用できる尺度が得られる。さらに市場政策
は市場展望の改善に意を用い、そして一般的景況や建築業の展開、
特に内、外国の至済予報と伐採計画、さらに木材輸入の感用予測、

に因する規則的な情報と配慮すべきである。また、いろいろな販売
種類に因する至済に因しても、林業と林産業の間の規則的な思考交
換 (*Gedankenaustausch*) が培養されねばならぬ。

需要への供給の適応：供給と需要を調節することは市場の最も本
来の存在である；それは両方の市場両当事者 (訳者註：林業と林産業)
によって努力されねばならぬ。調節器は結局、価格である。しかし
両当事者は必ずしも必ずやこれを世帯する必要はない；総体的至
済、特に林産業の景況研究と市場観測は価格展開を事前にある程度
認めさせ、そしてその適応に対する買手の時宜を得た適応を可能に
し、したがって価格変動の調整を可能にする。

林業の適応能力は保続性の原理によって限界づけられているとほ
うものの、ノロダの削減が考慮され得る。それと同時に適量の幹材
輸入は国内の木材市場の貴重な安定化要素である。

急需要への適応のほか、緊急事態への一時的適応や個々の買手
群の需要への構造的適応もまた市場至済的に注意する価値がある。
このような適応に対しては色々な販売方法において整備な手段 (*Instrumentarium*) が示される。

適応に因する困難な問題は台風害と昆虫による大被害の際の適成
である。「市場に継続的に正常な供給を供給するように、伐採され
た木材の販売を時間的に融分する」という考え方は市場至済的に分
明である。しかし木材の品質損失の危険がそれに対立する。木材の
品質損失は樹種、季節、天候、期間、貯蔵の位置と種類によってさ
まざまな大ききであり、不確かである。理論的考察にもとづいて、
「最もよい平均収入の樹材種に対してまたえられるような販売方法
と一時的処理」が保証されねばならぬ。疑わしい場合には早急に換
金することが優先されよう；それは事情によっては親切な数字資料
や *Ausnahmementarife* (樹外的運賃表) や *Mindestmengenentarife* の
よって保護され得る。

供給への需要の適応：これに対してはまた結局、価格が決定を
もたらす。しかし需要者と供給者の市場展望 (*Marktsicht*) が

なければよいほど、領導はますますよく、はじめから供給予想に調子を合わせることが出来る。

製材業者の商人的考察は素材購入価格と挽材販売価格の間に動く；その差額は彼等の至管(ただし要求された他人給付 — たとえば木材輸送に対する他人給付 — を含む)の給付の代償である。正規の場合には、需要は計算をもとにして「製材業者と彼の至管の給付に対して充分な代償が得られるように」割りあてられよう。

この至管至済の考慮は社会の需要に対しては全然制限を決めない。その需要は行政的方法と、終局的には議會の決定によつて、直接的に需要の重要さと緊急性にもとづいて割り当てられる。事情によつてはこの方法によつて「建築家の能力や林業の能力を超え、そして容易ならぬ価格増加をひき起すような建築市場と木材市場の需要」が解決される。すでに社会の建築計画の著しい拡張の公認はこの方法によつて木材価格に効果をあらわしている。

したがつて社会の建築計画を相互に調整し、そして建築市場と木材市場に調子を合わせ、そのでさるだけ絶大間なさ長面を考慮し、(それはすでに平時において財政計画の進捗性が考慮している)、そして露休計画の範囲について至済をでさるだけ早く情報することが必要である。

価格政策：国家の至済政策はいろいろな理由から「一定の國民至済的に重要な生産物の価格を高めたり低めたりすること」に関係している。この関係の實現はいかなる場合にも *Kosten* (費用、犠牲)を生ずるが、それは国家かまたは当該市場肉与者によつて負担されねばならぬ。そのほか、価格干渉は結局は、「自由な価格形成の場合に生ずる状況」に比べて、構造的変化を結果する。「国家が規準価格や最高価格を決定すること」と「国家が國家管理局に『価格を下げよ』と指示すること」は、根本的には同じことであり、ただ単にその担当の明確さが異なるだけである。

価格政策的処置の國民至済的効果はその場合毎に判断されよう。市場至済における一時的な國家的干渉は(— まことに最高価格の決定

でさえも —)それが市場機能の再調整に用いられ、市場均衡への適応の時間を短縮し、そしてそれと同時に成立する摩擦損失を少なくする時には *marktgerecht* (市場的に正しい)と見なされる。

社会的な意味で、価格政策のもとに市場に対する作用 — でさる限り絶えまなき価格発展を目標とし、そして國有林の例について「それ(所有者：國有林)の独占的市場位置の販売行為的利用として意味される全てのもの」を避けるような作用 — すなわち「市場肉与者 (*Marktpartner* — 所有者：林業と林産業)の良好な協調に因りて上述した努力を実行に核し、そして一般的に規準を形成するよつな作用」が理解される。この意味において適切かつ十分に市場に作用する手段と方法は、「販売方法の選択」と「売手グループの再成と特殊な要求に正しく適応すること」において國有林管理局の自由に任せられる。

製材工業の整理：ドイツの製材工業の能力過剰 (*Überkapazität*) は國家社会主義的至済システムの運物であり、「長い間約50% (所有者：保統的標準年収量の50%)も増加した用材伐採量」と「木材の國民至済的価値をずっと下まわつて決定された価格の固定」の原因するものである。伐採量が再びおむむ森林の保統的收穫能力に戻った後は、その間に非常に大きく戻つた製材工業の能力はそのわずか50~60%しか利用されていない。そのほか、素材価格の自由化は製材工業の価格—費用関係著しく悪化させた。

したがつて製材工業は、挽材価格の低下と斧材価格の上昇に対して非常に敏感になっている。他方、これら2つの価格の状況が有利な時には非常に大きな利用(所有者：製材工業の利用)の余地が成立し、そしてそれ(所有者：利用の余地)は素材市場の価格を上昇させるように作用する。

したがつてその能力過剰は製材工業に対しては恒時的な危険を意味し、木材市場に対しては負担を意味する。この弊害は、もし、ドイツの商業政策がすくなくとも相應の進捗的期間の間、適当な斧材輸入に成功すれば、いくらか除かれ得る。しかしこれが成功しない

とすれば、ドイツの製材工業は、常に過剰投資を意味するような能力損失を甘受し、そして製材工業の過剰能力を計画的かつできるだけ経済的に適正規模に戻すよりほかには仕方がない。しかしこの過剰を市場の淘汰機能だけに委せるわけにはいかない；なるとすればこの淘汰は破壊であり、そして「国民経済的に最も不可欠な至り」にくそしてまた、しばしば「最も近代的な手なわち、同時に最も資本集約的に装備された至り」にさても）必ずしも適中しないから、したがって至り政策は製材工業の整備を慎重に、そして林業ならびに林産業の給付能力最適一致の意味における有機的観点にもついて指導し、また事情によっては、「それ（即ち註：製材工場）の暴飲が林産業の地域的構造の真空を発生させるような製材工場」を削減するようなことを行わねばならない。